

参考資料

金融庁
平成25年

目次

第1部 足許の課題への対応

- I. 中小企業金融の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- II. 中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講じた
総合的な対策の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- III. 東日本大震災後の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第2部 金融庁の様々な取組み

I. 金融システムの安定確保のための取組み

- 1. 金融システムを巡る状況
 - (1) 欧州債務問題等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
 - (2) 新興国経済の現状について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
 - (3) 我が国金融システムをめぐる状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 2. 国際的な金融規制改革への対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

目次

第2部 金融庁の様々な取組み

Ⅱ. 金融サービスの利用者保護のための取組み

1. 金融審議会における議論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
(保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ)
2. 金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会合・・・・・・・・・・64
3. 多重債務問題への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66

Ⅲ. 25年金商法等改正法について

1. 25年金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要・・・・・・・・・・72
2. 公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応・・・・・・・・・・73
3. AIJ 事案を踏まえた資産運用規制の見直し・・・・・・・・・・76
4. 金融機関の秩序ある処理の枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・79
5. 銀行等による資本性資金の供給強化等・・・・・・・・・・83
6. 投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等・・・・・・・・・・86

Ⅳ. 今後の金融の在り方

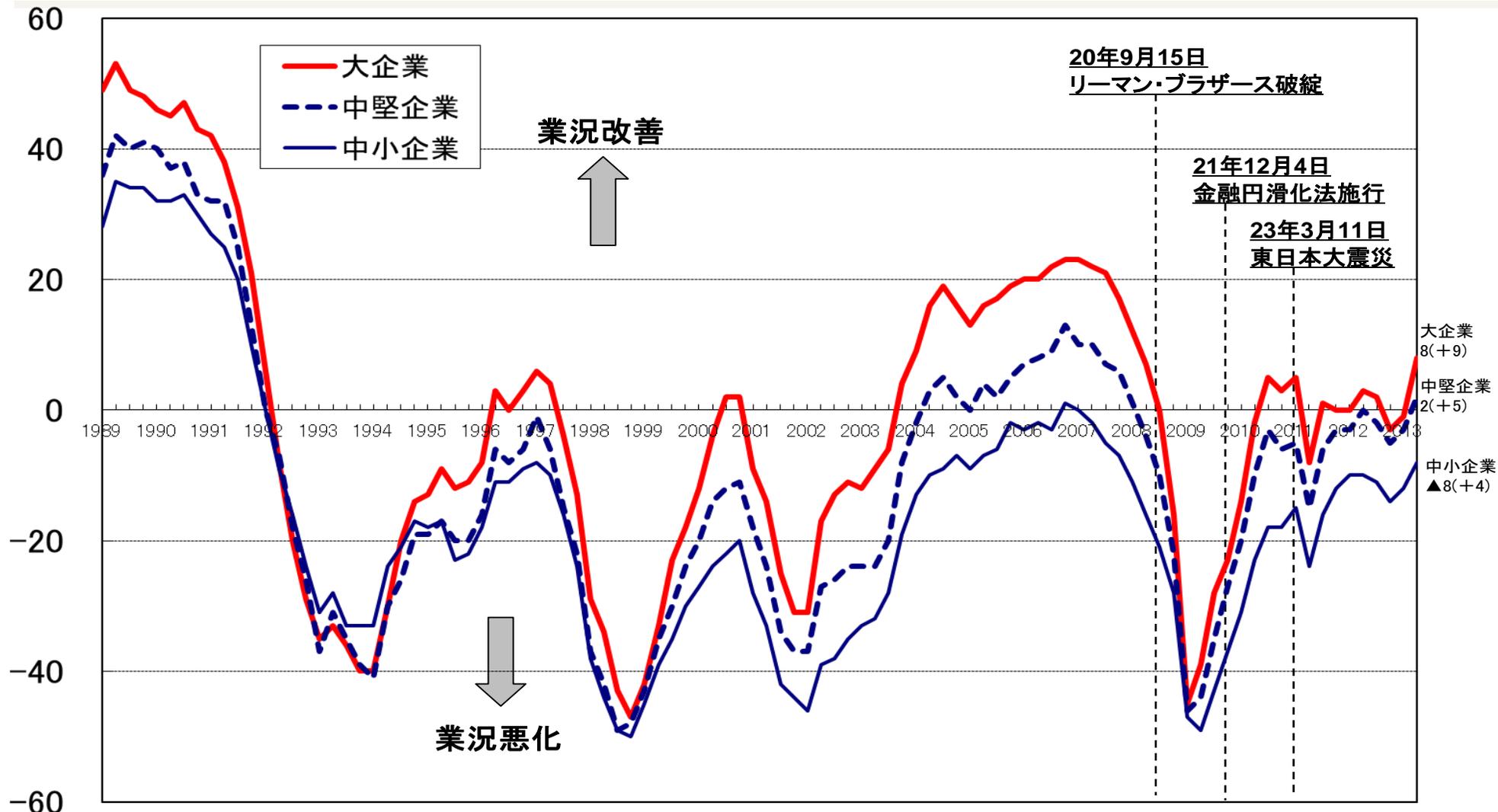
1. 「日本再興戦略」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
2. 官民RTにおける議論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95

第1部 足許の課題への対応

I. 中小企業金融の現状

業況判断D.I. の推移

- リーマンショック後の状況は、2009年6月以降、現在に至るまで、低水準ではあるが改善傾向
- 直近では、依然として厳しい状況にあるものの、国内・海外需要の改善等を背景として、緩やかに回復



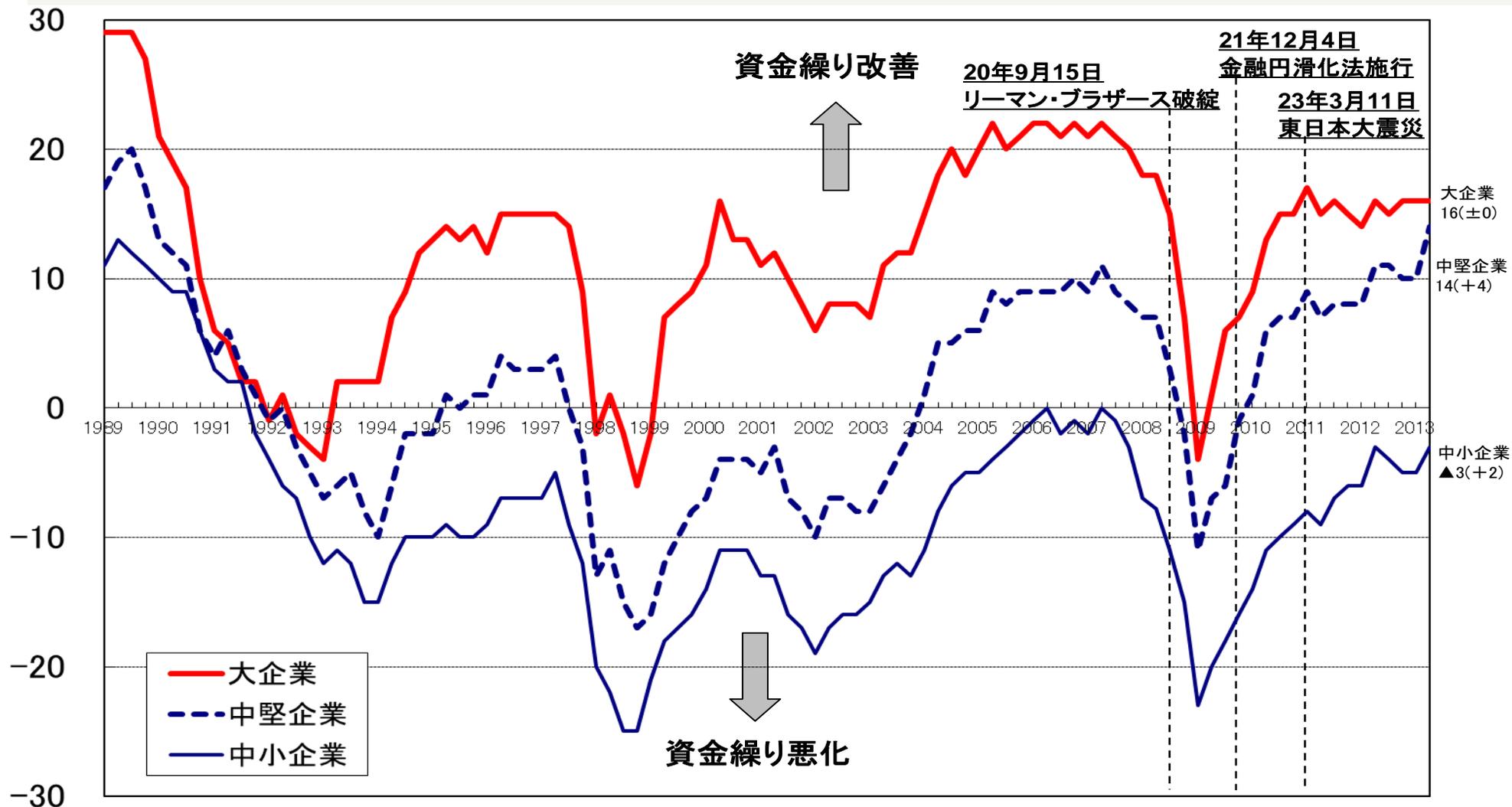
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2013年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2013年3月)との比較)

資金繰り判断D.I. の推移

- リーマンショック後の状況は、2009年6月以降、現在に至るまで改善傾向にあるが、中小企業のD.I.は低水準
- 直近では、依然として厳しい状況にあるものの、国内・海外需要の改善等を背景として、緩やかに回復



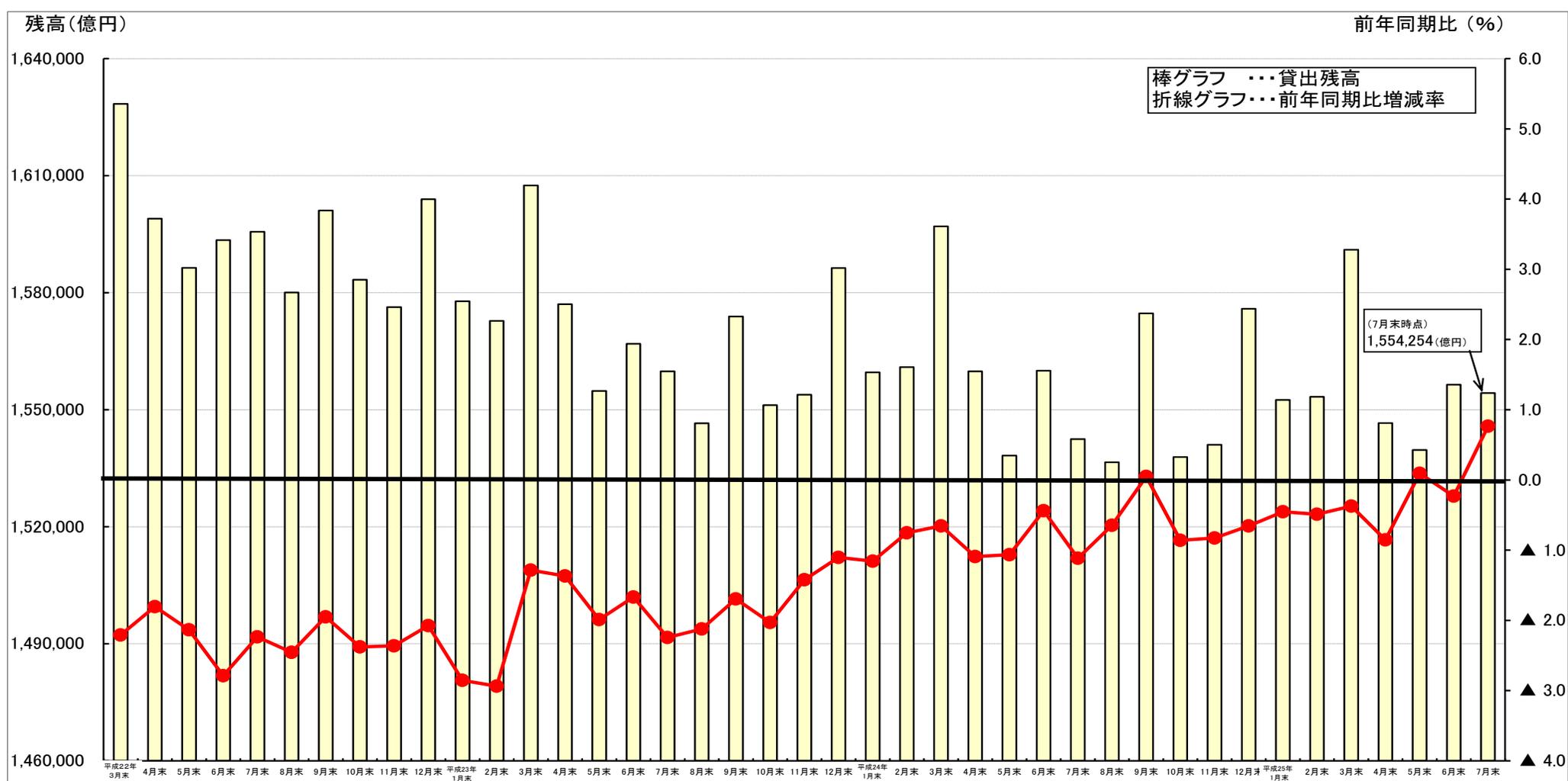
※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2013年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2013年3月)との比較)

銀行全体の中小企業向け貸出残高の推移

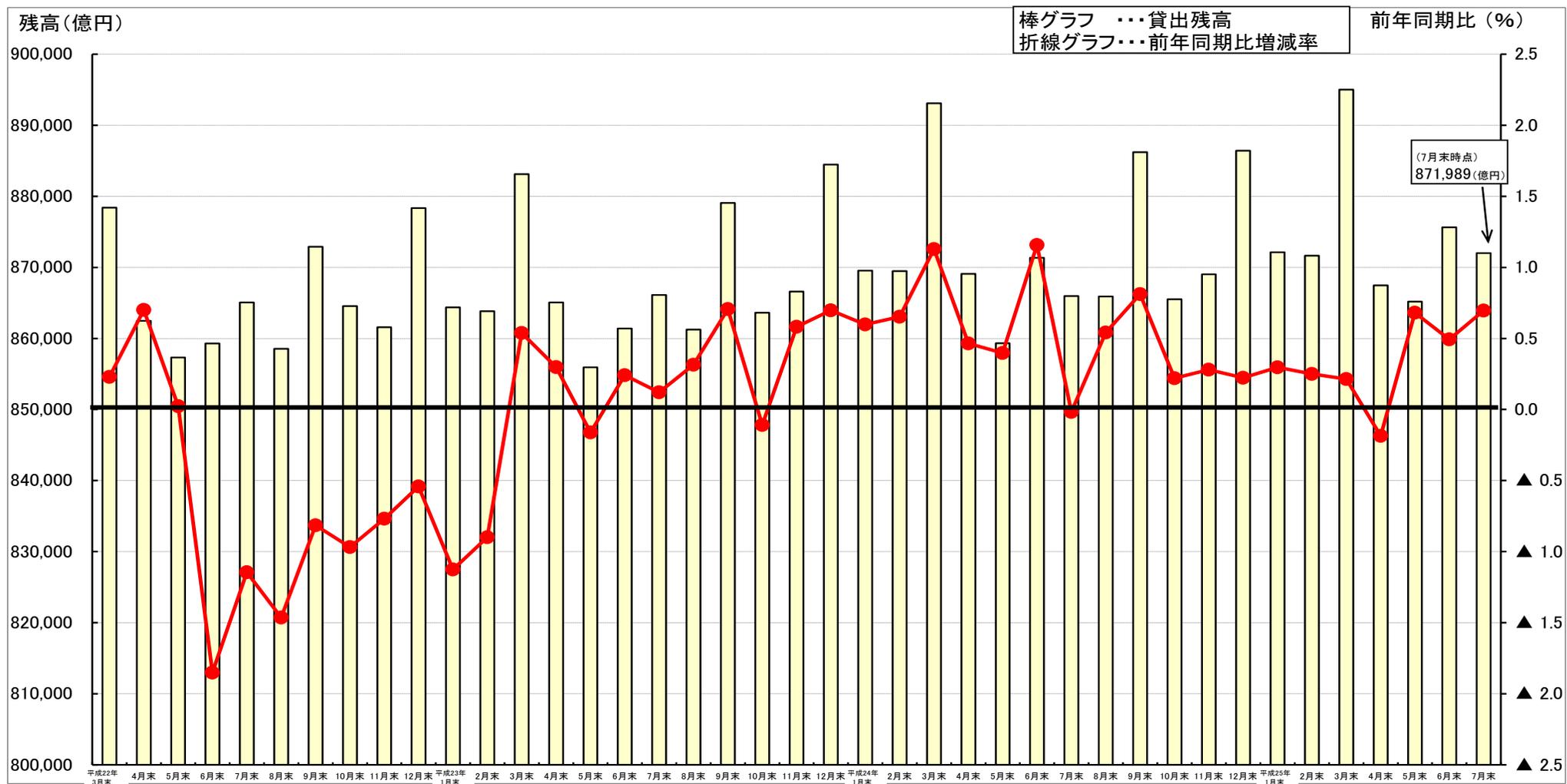
○ 銀行全体の中小企業向け貸出残高は、前年同期比マイナスがしばらく続いていたものの、
本年7月に前年同期比+0.77%に転じる。



注) 日本銀行「預金・現金・貸出金」の中小企業向け貸出残高の「都市銀行」と「地方銀行」と「地方銀行Ⅱ」の合計。

地域銀行全体の中小企業向け貸出残高の推移

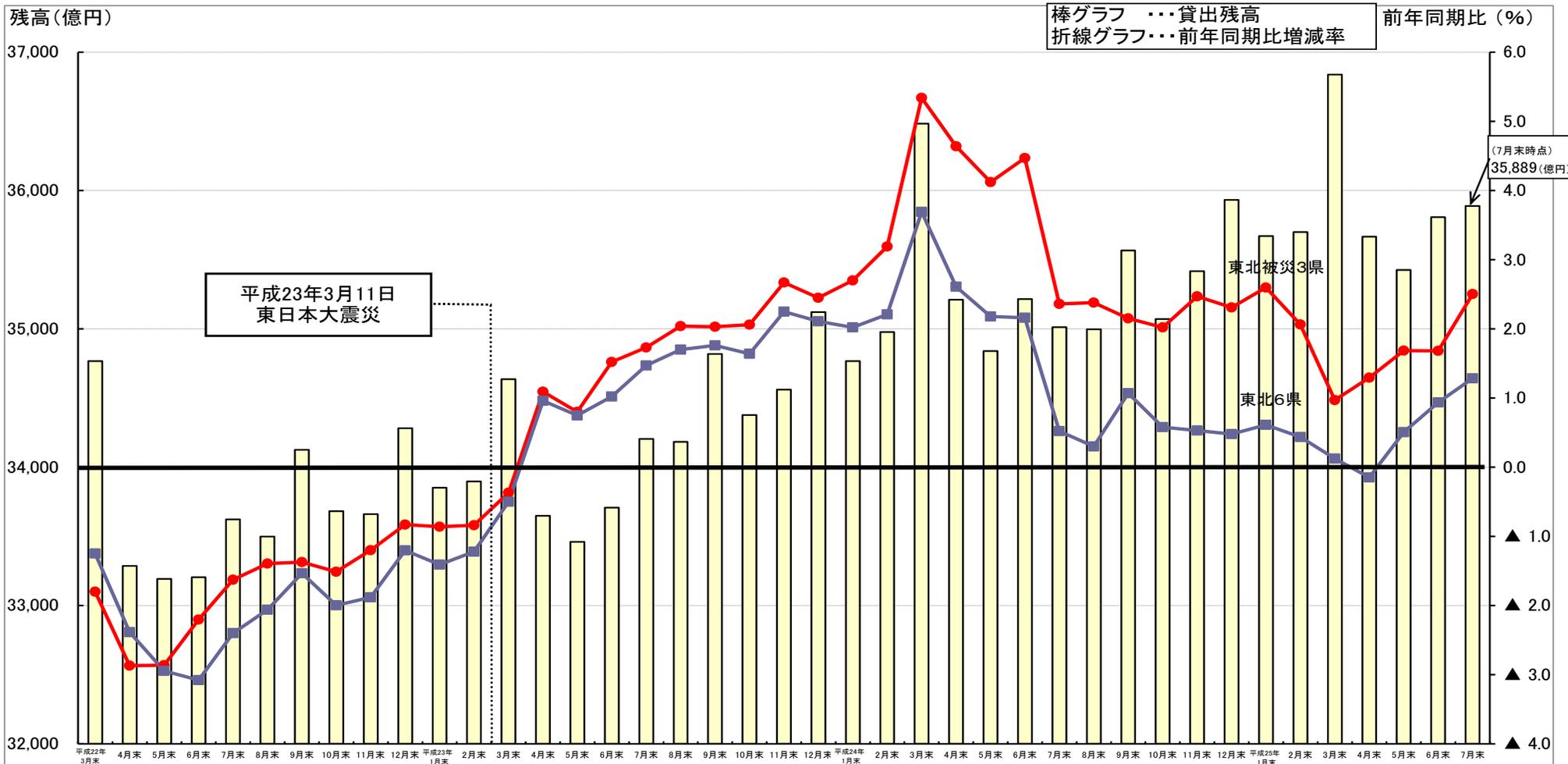
○ 地域銀行全体の中小企業向け貸出残高は、前年同期比で増加傾向。本年7月は前年同期比+0.7%



注) 日本銀行「預金・現金・貸出金」の中小企業向け貸出残高の「地方銀行」と「地方銀行Ⅱ」の合計。

被災地における地域銀行の中小企業向け貸出残高の推移

○ 被災3県(岩手・宮城・福島)における地域銀行の中小企業向け貸出残高は、東日本大震災以降、増加傾向。
 本年7月は前年同期比+2.5%

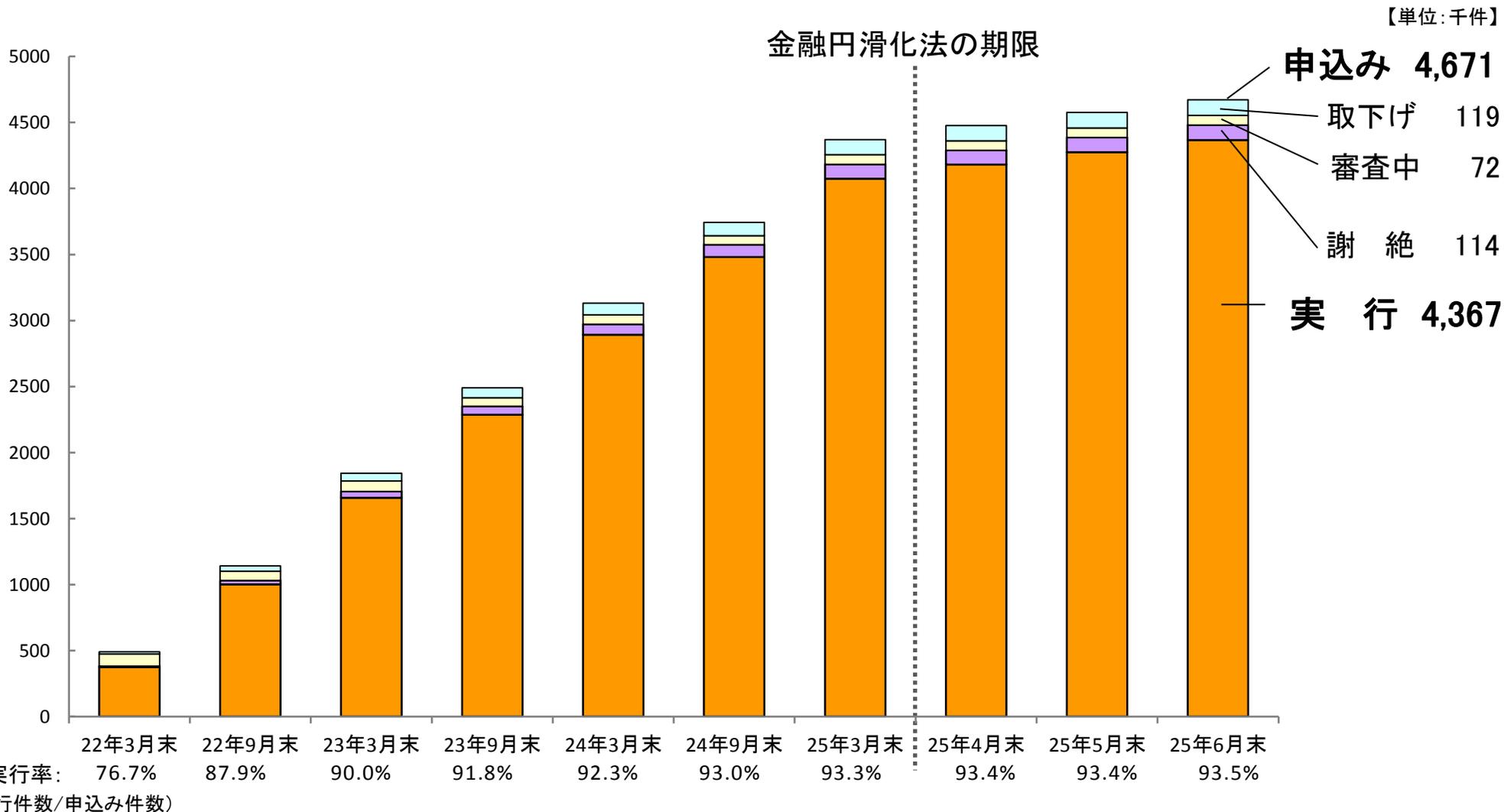


注1) 各地域銀行からの報告に基づき作成。

注2)「東北被災3県」は、岩手県、宮城県、福島県に本店を置く地域銀行の合計。「東北6県」は、左記の3県+青森県、秋田県、山形県に本店を置く地域銀行の合計。

金融機関による貸付条件の変更等の対応状況(中小企業者向け貸付)

○ 金融円滑化法の期限到来後も、貸付条件の変更等の申込みに対する実行の割合は9割を超える水準で推移
 ⇒ 金融機関による貸付条件の変更等の取組みは定着



第1部 足許の課題への対応

Ⅱ. 中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講じた総合的な対策の実施状況

中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講じた総合的な対策

関係省庁が連携して、以下の施策を推進

I. 政府全体として円滑化法終了に対応する体制の構築

- 関係省庁が連携した「中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣会議」を設置

II. 金融機関による円滑な資金供給の促進

- **金融検査マニュアル・監督指針**に以下を明記し、**検査・監督**で徹底
 - (円滑化法終了後も)貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めること
 - 他の金融機関等と連携し、貸付条件の変更等に努めること
- **地域経済活性化支援機構法**に、金融機関は金融の円滑化に資するよう努めるべきとの趣旨を規定
 - 機構法64条「機構及び金融機関等は、…金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない」
- **金融業界**は、円滑化法終了後も貸付条件の変更等に真摯に対応していく旨を申合せ
- 金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況の自主的な開示を要請

III. 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化

- **金融機関**に対し、中小企業・小規模事業者の経営支援に一層取り組むよう促す
 - ⇒ 金融検査マニュアル・監督指針に、**中小企業・小規模事業者の経営改善を最大限支援していくべき旨**を明記し、**検査・監督**で徹底
 - ⇒ 金融機関が中小企業・小規模事業者の経営支援に係る取組状況等を公表
- 自力では経営改善計画の策定が困難な小さな**中小企業・小規模事業者**に**全国約16,000の認定支援機関**(税理士、弁護士等)が計画策定を支援
 - ⇒ **中小企業・小規模事業者**(2万社を想定)の経営改善計画策定に関し、**認定支援機関**に対する研修の実施【予備費・補正予算:15億円】
 - ・認定支援機関が行う計画策定支援やフォローアップに係る費用を補助【補正予算:405億円】
- **年間数千件程度**の再生計画策定支援の確実な実施のため、**中小企業再生支援協議会**の機能強化を図る
 - ⇒ 各都道府県の協議会・全国本部の専門人員の抜本的増員等【補正予算:41億円】

- 企業再生支援機構を**地域経済活性化支援機構**に改組・機能拡充

【当初予算政府保証枠:1兆円】

- ⇒ 直接の事業再生支援に加え、**地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援**のための機能(専門家の派遣、事業再生・地域活性化ファンドへの出資等)を追加【補正予算:30億円】

- 経営支援と併せた**公的金融・信用保証**による資金繰り支援

⇒ **経営支援型**等の**セーフティネット貸付**【事業規模:5兆円】

⇒ 複数の借入債務を一本化し返済負担軽減を図る**借換保証**を推進【事業規模:5兆円】

⇒ 政府系金融機関による**資本金劣後ローン**の拡充【事業規模:0.4兆円】

- **全都道府県**に**中小企業支援ネットワーク**(※)を構築し、参加機関が連携して**中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生**を支援

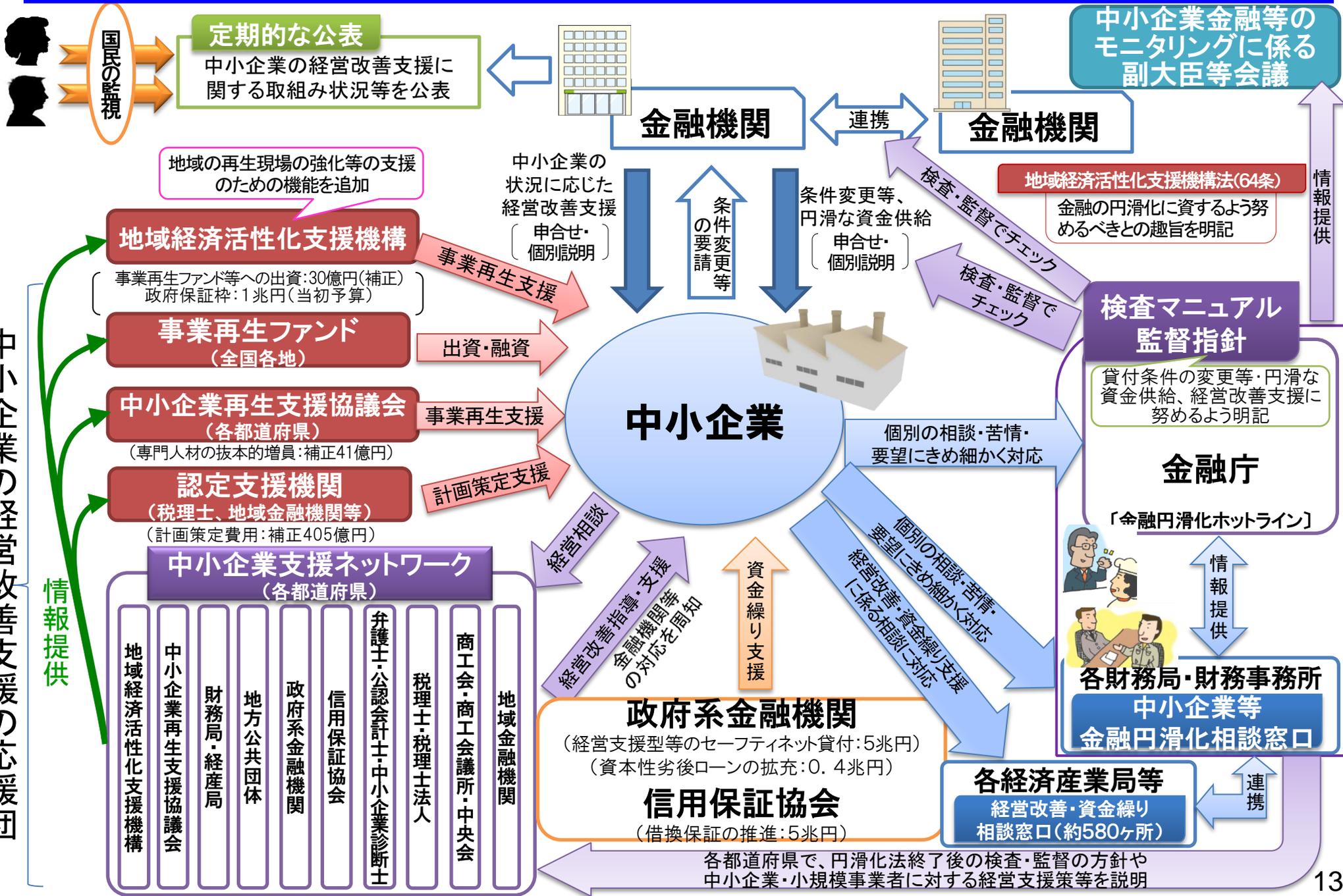
⇒ 定期的な情報交換会や研修会による経営改善・事業再生ノウハウの向上、個別の中小企業・小規模事業者の支援の方向性を検討する枠組み(経営サポート会議)の構築等(※)信用保証協会を中心に、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会、税理士・弁護士・公認会計士・中小企業診断士、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、地方公共団体、財務局・経産局等により構成

IV. 個々の借り手への説明・周知等

- **金融機関**は、円滑化法終了後も顧客への対応方針が不変であることを個々の**中小企業・小規模事業者**に説明
- 円滑化法終了後も**金融機関**や**金融当局**の対応が不変であること、各種の**中小企業・小規模事業者支援策**を、**商工会、中小企業団体中央会、税理士会、公認会計士協会、中小企業診断協会、行政書士会**等を通じ、**中小企業・小規模事業者**に幅広く説明
- **わかりやすいパンフレットの作成、新聞広告**など政府広報を活用した**中小企業・小規模事業者**に対する**広報**の実施
- 経済産業省に「**中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部**」を設置し、**関係団体、認定支援機関**に対し、**各種施策の積極的活用**を要請
- **金融庁**及び**中小企業庁**等において、**中小企業・小規模事業者**等に対する**説明会、意見交換会**等を集中的に実施
- 全国の**財務局・財務事務所**に「**金融円滑化に関する相談窓口**」、全国の**経済産業局、中小企業再生支援協議会、公的金融機関**など**関係機関**に「**経営改善・資金繰り相談窓口**」(約580カ所)を設置し、**中小企業・小規模事業者**からの個別の相談・苦情・要望にきめ細かく対応

中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講じた総合的な対策

中小企業の経営改善支援の応援団



金融機関による円滑な資金供給の促進

① 監督指針・金融検査マニュアルの改正（4月1日施行）

- 金融機関の基本的役割として「中小企業など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給（新規の信用供与を含む）や貸付けの条件の変更等に努めることが求められる」旨を明記
- 主な着眼点
 - (1) 中小企業や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に努めているか。また、他業態も含め関係する他の金融機関等がある場合には、当該他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に努めているか。
 - (2) 株式会社地域経済活性化支援機構法第64条の規定の趣旨を踏まえ、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、地域経済活性化支援機構との連携を図るとともに、自らも円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に努めているか。

② 平成24事務年度 監督方針・検査基本方針の改正（4月30日）

- 金融機関は、顧客企業と向き合い、顧客企業の経営改善や事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客企業の育成・成長を強力に後押しするという金融機関が本来果たすべき役割を一層促していくことが求められている。
- 金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組みの状況について、13項目の着眼点（後述）に基づき重点的に検証することにより、金融機関による新規融資の積極的な取組みを促していく。



◇上記の「監督指針・金融検査マニュアル」及び「監督方針・検査基本方針」に基づき、

- 検査において、円滑な資金供給に向けた態勢の整備状況を検証
- 定期的なヒアリング（総合的なヒアリング・トップヒアリング）等を通じて、金融機関による中小企業等への円滑な資金供給等に向けた積極的な取組みを促す

金融機関による中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化

監督指針・金融検査マニュアルの改正（4月1日施行）

- 金融機関の基本的役割として「金融機関は、資金供給者としての役割のみならず、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮を通じて、中小企業をはじめとする顧客企業の経営改善等に向けた取組みを最大限支援していくことも求められる」旨を明記

（「地域密着型金融の推進」の章に以下を追加）

- 主な着眼点

個々の顧客企業の経営改善・事業再生等の支援に当たっては、顧客企業に密着して、顧客企業の経営課題に応じた最適なソリューションを、顧客企業の立場に立って提案し実行支援しているか。

その際、関係する他の金融機関及び関係機関等がある場合には、当該他の金融機関及び関係機関等と連携を行うための会議を開催するなど十分連携・協力を図るよう努めているか。

- 経営改善・事業再生等の支援が必要な顧客企業に対する留意点 — 経営再建計画の策定支援

金融機関から提案されるソリューションのうち経営再建計画の策定が必要となるものについて、金融機関と顧客企業、必要に応じて他の金融機関、外部専門家、外部機関等との間で合意された場合（金融機関から提案されたソリューションが顧客企業、必要に応じて他の金融機関、外部専門家、外部機関等との協議等を踏まえて修正された後に合意に至る場合を含む。）、速やかに、当該ソリューションを織り込んだ経営再建計画の策定に取り組むこととなる。

経営再建計画は、顧客企業が本質的な経営課題を認識し改善に向けて主体的に取り組んでいくためにも、できる限り、顧客企業が自力で策定することが望ましい。その際、金融機関は、経営再建計画の合理性や実現可能性、ソリューションを適切に織り込んでいるか等について、顧客企業と協力しながら確認するよう努める。

ただし、顧客企業が自力で経営再建計画を策定できないやむを得ない理由があると判断される場合には、顧客企業の理解を得つつ、経営再建計画の策定を積極的に支援（顧客企業の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を金融機関が作成することを含む。）する。その際、金融機関単独では経営再建計画の策定支援が困難であると見込まれる場合であっても、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用し、計画策定を積極的に支援する必要があることに留意する。

なお、経営再建計画の策定にあたっては、中小企業の人員や財務諸表の作成能力等を勘案し、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営再建計画等の策定に拘ることなく、簡素・定性的であっても、顧客企業の経営改善や事業再生等に向けて、実効性のある課題解決の方向性を提案することを目指す。

金融機関による情報開示に係る内閣府令・監督指針のポイント (平成25年3月31日改正)

「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」として、以下の内容を開示

- ① 中小企業の経営支援に関する取組み方針
- ② 中小企業の経営支援に関する態勢整備(外部専門家・外部機関等との連携を含む。)の状況
- ③ 中小企業の経営支援に関する取組状況(支援内容、外部専門家・外部機関等との連携、取組事例等)
 - a. 創業・新規事業開拓の支援
 - b. 成長段階における支援
 - c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援
- ④ 地域の活性化に関する取組状況

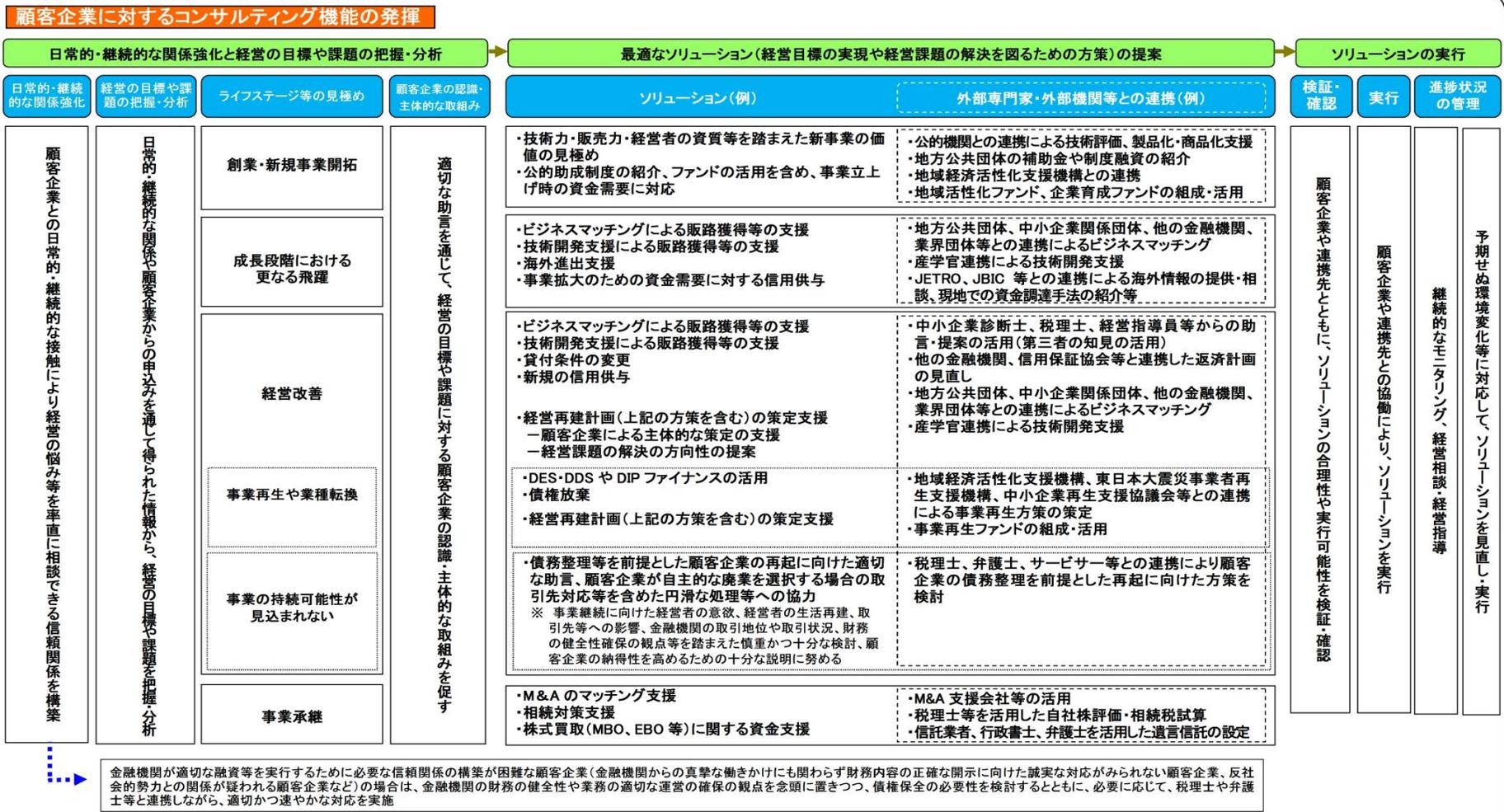
※上記について、具体的で分かりやすい内容の記載を求める

※上記③、④については、具体的な実績や成果を記載するよう努める

地域密着型金融の推進に関する監督指針（平成25年4月最終改正）

監督にあたっての基本的考え方 ― 地域密着型金融の目指すべき方向

- ◎ 地域密着型金融をビジネスモデルとして確立 { 自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進
経営陣が主導性を発揮し、推進態勢を整備・充実(本部による営業店支援、外部機関等との連携、職員のモチベーション向上に資する評価、人材育成・ノウハウの蓄積等)



(※)平成25年3月期より、中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況について公表を義務付け
自らの取組みの具体的な目標や成果を地域や利用者に対し積極的に情報発信することにより、顧客基盤の維持拡大、収益力・財務の健全性の向上につなげる
地域や利用者に対する積極的な情報発信

地域の面的再生への積極的な参画 … 成長分野の育成、産業集積による高付加価値化等に向けた地域の取組みへの積極的な参画

- ・利用者や地域の関係機関との日常的・継続的な接触により、地域情報を収集・蓄積
 - ・地域経済の課題や発展の可能性等を把握・分析し、自らが貢献可能な分野や役割を検討
- [地域の面的再生に向けた貢献策の例]
- ・地方公共団体による地域活性化に関するプロジェクトに対し、情報・ノウハウ・人材を提供
 - ・地方公共団体や中小企業関係団体及び地域経済活性化支援機構等の関係機関と連携しながら地域的・広域的な活性化プランを策定し、その中に顧客企業を戦略的に位置づけ、支援

中小企業の経営改善・事業再生支援の取組み状況

認定支援機関

- H24年11月以降、15,884機関を認定
- 中小企業が認定支援機関から経営改善計画の策定支援を受けるに際し、デューデリジェンス費用、フォローアップ費用等に対する補助が予算上措置(H24補正予算)

中小企業再生支援協議会

- 計画策定の支援完了件数
H15～23年度累計 3,200件 ⇒ H24年度 1,511件 (うち第4四半期 1,127件)
- H25年3月末現在の計画策定支援中の件数 405件

地域経済活性化支援機構

- 新機構での再生支援決定 7件 (累計35件)
 - ※ H24年4月以降の相談受付件数 373件 (H25年7末)
 - ・うち、金融機関等や事業者等において調整中 72件
 - ・うち、デューデリ等事業者・金融機関と具体的な調査・協議中 26件
- 事業再生・地域活性化ファンドの運営子会社(REVICキャピタル 株)を設立 (H25年6月)
⇒ 3件のファンド設立に向け準備中
- 機構の体制整備
 - ・地域活性化オフィスの体制強化
 - － 信金・信組向け専用相談窓口の設置、地域金融機関からの出向者受入れ
 - － ヘルスケア産業や観光産業等テーマ別の専門チームの組成(予定)
 - ・大阪拠点の開設 (H25年9月末～10月中旬を予定)

事業再生ファンド

- 地域限定ファンド 58(うち20は中小企業基盤整備機構出資の官民ファンド。組成予定も含む。)
- 全国対象の事業再生ファンド 8、震災復興ファンド 6

中小企業経営力強化支援法の概要(平成24年8月30日施行)

問題意識

○中小企業の経営課題の多様化・複雑化

- 内需減退、円高や震災の影響、取引先企業の海外流出、新興国との競争激化、本格的な海外展開、等

○新たな支援事業を行う担い手の登場

- 地域金融機関による支援事業(リレーションシップ・バンキング)など

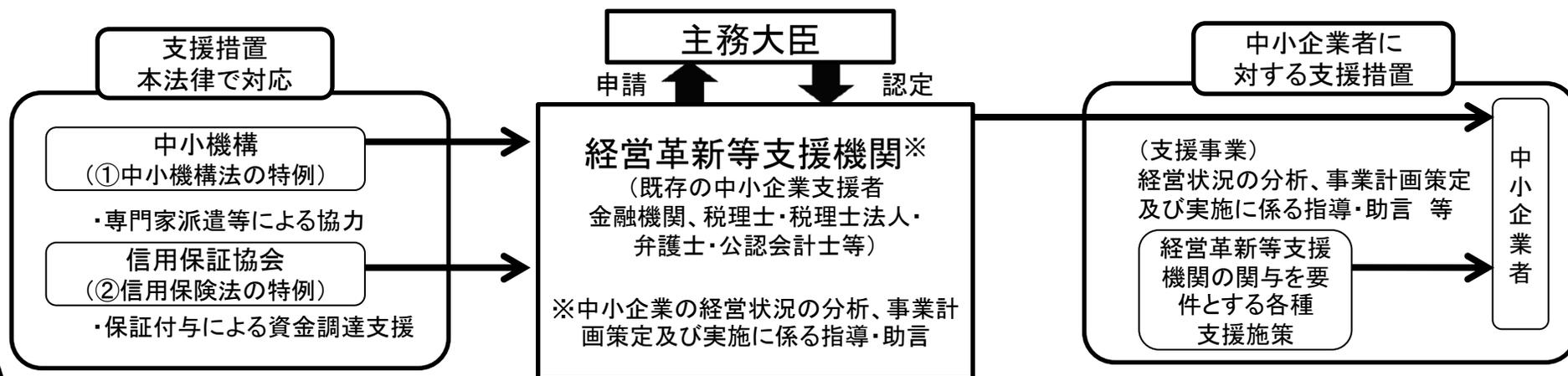
支援措置

1. 中小企業支援事業の担い手の多様化・活性化

- 既存の中小企業支援者に加え、金融機関、税理士・税理士法人・公認会計士等の支援事業を行う者の認定を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現する。

2. 中小企業の支援事業を行う者への支援措置

- 中小機構の専門家派遣等による協力や保証付与による資金調達支援を通じ、中小企業支援事業を支援する。



認定支援機関(税理士・公認会計士・弁護士・地域金融機関等)を活用し、中小企業・小規模事業者に対して、「チーム」として専門性の高い支援を図る。

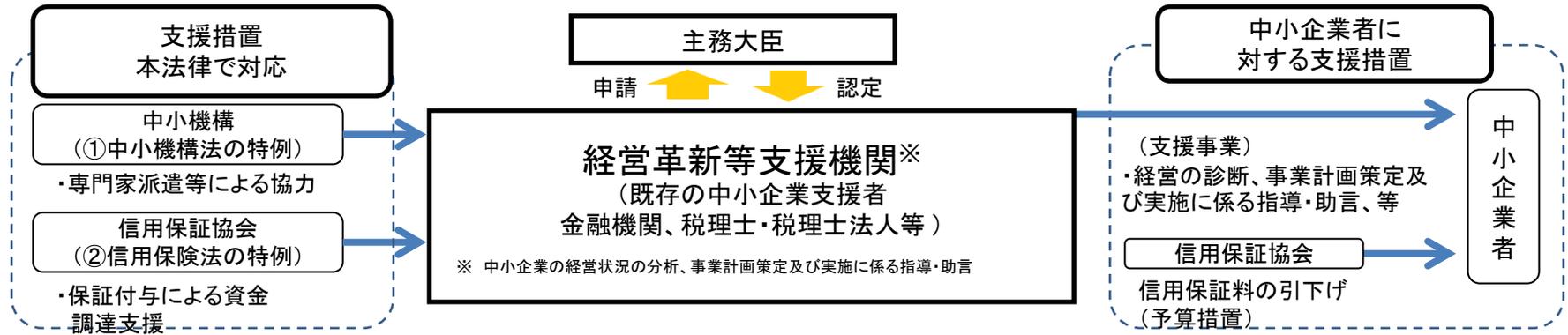
経営革新等支援機関(認定支援機関)について

昨年8月施行された中小企業経営力強化支援法に基づき、これまで約15,800の専門家(法人、個人)を経営革新等支援機関として認定。主な役割は、以下のとおり。

- 専門家による経営の分析、経営計画の策定支援とその後のフォローアップ(計画実行支援)
- 地域の経営革新等支援機関によるネットワーク構築によってチームとして中小企業を支援

経営革新等支援機関の制度概要

- 既存の中小企業支援者、金融機関、税理士、弁護士等のうち、専門的知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定することで、公的な支援機関として位置づけ
- より高度で専門的な経営課題については、中小機構が最適な専門家を派遣し、経営革新等支援機関と一体となってチームとして経営課題を解決
- 経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の実行と進捗の報告を前提に、信用保証協会の保証料を減額(▲0.2%)



経営革新等支援機関の認定状況

認定支援機関の内訳(平成25年8月15日時点)

税理士(個人)	税理士法人	公認会計士	監査法人	弁護士	弁護士法人	商工会	商工会議所	中央会	中小企業診断士	社会保険労務士	行政書士	コンサル等	NPO法人	一般財団・一般社団	公益財団・公益社団	金融機関	その他	合計
10,695	1,436	988	47	1,190	66	47	226	36	256	5	6	292	21	46	46	469	12	15,884

中小企業再生支援協議会について

中小企業再生支援協議会は、収益性のある事業を有しているが財務上の問題を抱えている中小企業の再生を支援するため、産活法に基づき、都道府県ごとに設置。

中小企業再生支援協議会の構成及び設置状況

認定支援機関(産活法第41条)

中小企業再生支援協議会 (産活法第42条)

全体会議

地域の実情を踏まえ、具体的な業務実施方針・方法、その他必要な事項を定める。

指導・助言

報告・相談

支援業務部門

中小企業の再生に係る相談に応じるとともに、必要な場合には、再生計画の策定支援を行う。

中小企業や事業の再生等に知見と経験を有する者が常駐専門家として対応(弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関出身者等)

再生計画策定支援をする場合に設置

個別支援チーム

- ・常駐専門家
- ・外部専門家

中小企業再生支援協議会の再生支援の流れ

窓口相談 (第一次対応)

課題解決に向けたアドバイス

- ・面談や提出資料の分析を通して経営上の問題点や、具体的な課題を抽出
- ・課題の解決に向けて、適切なアドバイスを実施
- ・必要に応じ、関係支援機関や支援施策を紹介

再生計画を作成して金融機関と調整する必要があると協議会が判断した場合

再生計画策定支援 (第二次対応)

再生計画の策定支援

- ・専門家(弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等)からなる個別支援チームを結成し、具体的な再生計画の策定を支援
- ・関係機関との調整
- ・関係金融機関等との調整を実施

フォローアップ

- ・計画策定後も定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

中小企業再生支援協議会の活動実績

相談対応

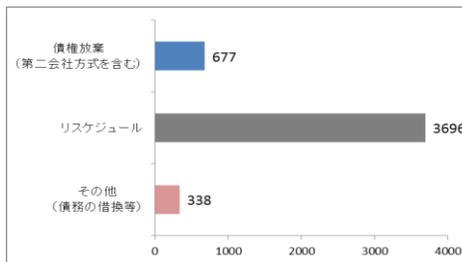
- ・相談対応は平成24年度第4四半期は1,158件(第3四半期1,300社)。うち、約23%が相談段階(1次対応)で課題解決。
- ・平成15年2月の設置以降、平成24年度第3四半期までの相談対応は累計27,593社。

再生計画策定完了

- ・再生計画策定完了は平成24年度第4四半期は1,127社(第3四半期は231社)。
- ・平成24年度第4四半期までの累計は、4,711社。

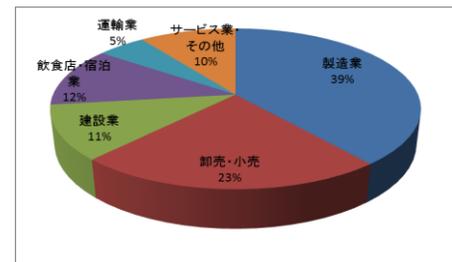
再生手法

※再生計画策定完了累計4,711社の内訳



業種特性

※再生計画策定完了累計4,711社の内訳



※上記手法を複数実施している案件がある。

都道府県	設置主体(認定支援機関)
北海道	札幌商工会議所
青森県	(公財)21あおもり産業総合支援センター
岩手県	盛岡商工会議所
宮城県	(公財)みやぎ産業振興機構
秋田県	秋田商工会議所
山形県	(公財)山形県企業振興公社
福島県	(公財)福島県産業振興センター
茨城県	水戸商工会議所
栃木県	宇都宮商工会議所
群馬県	(公財)群馬県産業支援機構
埼玉県	さいたま商工会議所
千葉県	千葉商工会議所
東京都	東京商工会議所
神奈川県	(公財)神奈川県産業振興センター
新潟県	(公財)にいがた産業創造機構
長野県	(公財)長野県中小企業振興センター
山梨県	(公財)やまなし産業支援機構
静岡県	静岡商工会議所
愛知県	名古屋商工会議所
岐阜県	岐阜商工会議所
三重県	(公財)三重県産業支援センター
富山県	(公財)富山県新世紀産業機構
石川県	(財)石川県産業創出支援機構
福井県	福井商工会議所

都道府県	設置主体(認定支援機関)
滋賀県	大津商工会議所
京都府	京都商工会議所
奈良県	奈良商工会議所
大阪府	大阪商工会議所
兵庫県	神戸商工会議所
和歌山県	和歌山商工会議所
鳥取県	(公財)鳥取県産業振興機構
島根県	松江商工会議所
岡山県	(公財)岡山県産業振興財団
広島県	広島商工会議所
山口県	(公財)やまぐち産業振興財団
徳島県	徳島商工会議所
香川県	高松商工会議所
愛媛県	松山商工会議所
高知県	高知商工会議所
福岡県	福岡商工会議所
佐賀県	佐賀商工会議所
長崎県	長崎商工会議所
熊本県	熊本商工会議所
大分県	大分県商工会連合会
宮崎県	宮崎商工会議所
鹿児島県	鹿児島商工会議所
沖縄県	那覇商工会議所

○認定支援機関の内訳

商工会議所	31
県中小企業支援センター	15
県商工会連合会	1
計	47

○常駐専門家の内訳

・弁護士	1
・金融機関出身者	223
・中小企業診断士	31
・信用保証協会出身者	13
・税理士	9
・公認会計士	22
・その他(中小企業支援機関等)	9

計 308

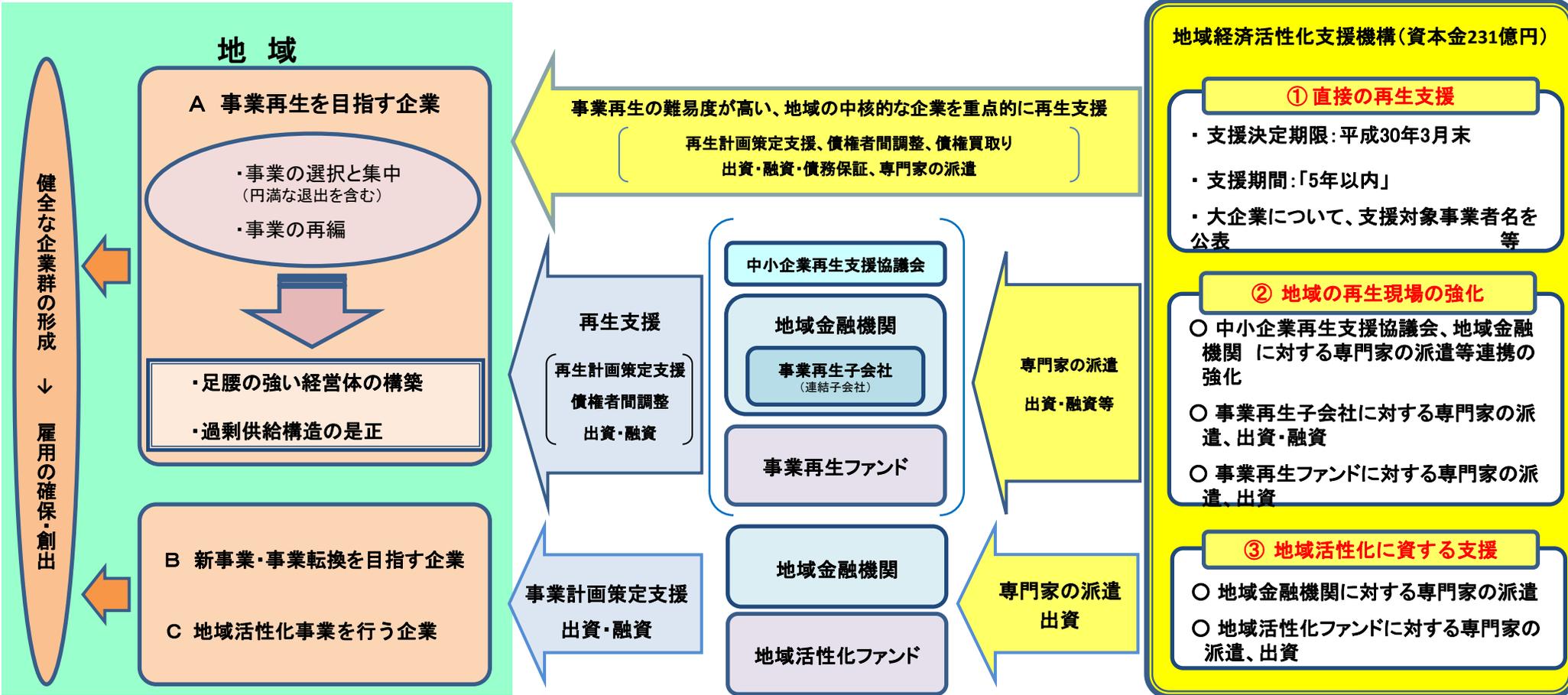
(平成25年4月1日現在)

地域経済活性化支援機構の概要

平成25年3月18日、企業再生支援機構を「地域経済活性化支援機構」へ抜本的改組・機能拡充し、業務開始

〔 英文名 : Regional Economy Vitalization Corporation of Japan 略 称 : REVIC (レヴィック) 〕

事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた**事業再生支援**や、**新事業・事業転換**及び**地域活性化事業**に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた**地域経済の活性化を図る。**



※24年度補正予算:事業再生ファンド・地域活性化ファンドへの出資に係る経費30億円、25年度予算:政府保証枠として1兆円を措置

地域経済活性化支援機構の業務 ①（再生支援業務）

- 事業再生の難易度が高い地域の中核的な企業を重点的に再生支援
 - 再生計画策定支援、債権者間調整、債権買取
出資・融資・債務保証、専門家の派遣
- 中小企業の支援決定においては、企業名は原則として公表不要
- 中小企業にかかるデューデリジェンス費用について、事業者負担は1/10
(注) 手続費用の可能な限りの圧縮と手続期間の短縮化を目指す

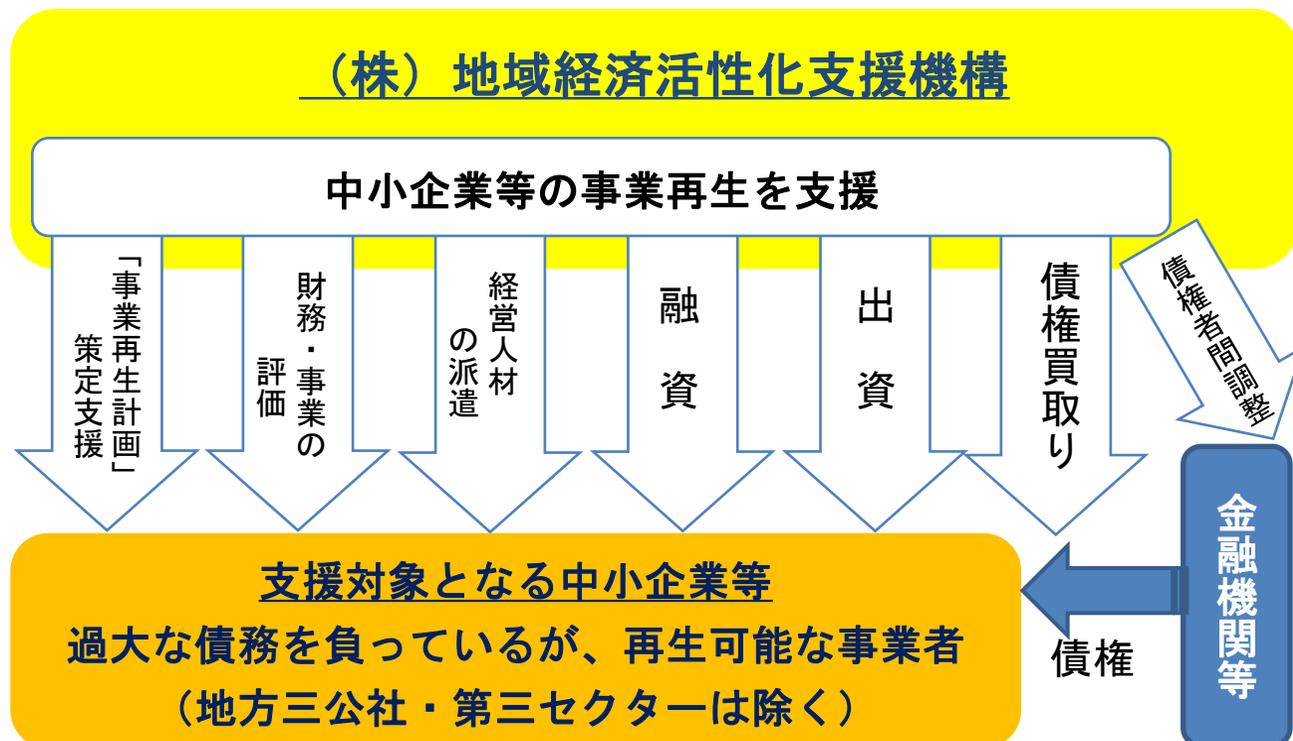
○ 最近の相談受付状況

相談受付件数 (24年4月～25年7月末)	373 件
うち、金融機関等や事業者等において調整中のもの	72件
うち、デューデリ等事業者・金融機関と具体的な調査・協議中のもの	26件

○ 支援実績

支援実績 (25年7月31日現在 旧機構の実績含む)	35件
うち、中堅・大企業	8件
うち、中小企業	15件
うち、医療法人・学校法人	12件

○ 地域経済活性化支援機構における再生支援業務の概要



地域経済活性化支援機構の支援実績

事業者名		事業内容	支援決定日	公表日	スポンサー
1	紅乙女酒造	焼酎製造・販売	H25.3.21	H25.3.21	ふくや
2	中山製鋼所	鋼材、エンジニアリング、不動産	H25.3.28	H25.3.28	新日鐵住金、日鐵商事、阪和興業、エア・ウォーター、大阪瓦斯、大和PIパートナーズ
3	北都	印刷	H25.3.28	H25.3.28	島津印刷
4	マリーナ電子	電子部品受託製造	H25.3.28	H25.3.28	キヤノン電子、茨城いきいき2号(ファンド)
5	東華会及び東華医療設備	医療、介護	H25.5.30	H25.5.30	-

※上記のほかに、非公表案件2件あり

地域経済活性化支援機構の業務 ②（新規業務）

新規業務の概要

金融機関等に対する専門家の派遣	金融機関、事業再生子会社、ファンド運営子会社に対し、事業再生・地域経済活性化事業の専門家を派遣することで、機構に結集する専門家のノウハウを提供
ファンドの運営会社の設立・経営管理	金融機関等の民間事業者とともに、機構の有する専門家のノウハウを活用して事業再生・地域活性化ファンドの運営を支援
事業再生子会社に対する出融資	事業再生子会社に対して、機構が出融資を行い、専門家派遣によるノウハウの提供と併せて、中小企業等の継続的・集中的な事業再生を支援
非メイン行の貸付債権の信託の引受け	信託を通じて非メイン行の債権を機構に集約し、債権者をメイン行と機構に限定することにより、中小企業等の負担を軽減しつつ、迅速かつ円滑な再生を支援

新事業・事業転換及び地域活性化事業のイメージ（例）

○ 地域の新たな主要産業となることが期待される事業を創造する企業	○ 駅前や商店街の再開発・活性化に関与する企業
○ 大学等の研究機関と連携して新たな事業に取り組む企業	○ 太陽光・地熱等の地域の資源を活用する企業
○ 地域のニーズに応じた「医療・介護施設」を運営する企業	○ 観光施設や温泉旅館を一体的に再生する企業
○ 建設業や製造業から農業等へ進出・業種転換する企業	

地域経済活性化支援機構の最近のトピックス（平成25年8月6日公表）

ファンド運営子会社の設立

平成25年6月28日、事業再生・地域活性化ファンドの運営業務を行う子会社（REVICキャピタル(株)）を設立し、現在3件のファンド設立に向け準備中。

ファンド設立準備中の案件（公表ベースの組成予定時期）

- ・山口銀行と協議中の事業再生ファンド（上半期中）
- ・紀陽銀行と協議中の地域活性化ファンド（未定）
- ・りそな銀行等と協議中の関西事業再生ファンド（9月末を目途）

大阪拠点の開設

- りそな銀行等と協議中の関西事業再生ファンド設立を契機に、大阪市内に拠点を設置予定（平成25年9～10月）
- 現時点における大阪拠点の概要は以下のとおり。

住所	大阪市内
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年9月末に設立が予定されている関西事業再生ファンドの運営に関する業務 ・関西地区における相談や案件受付
人員	常駐職員1～2名 (関西ソーシング担当、関西ファンド担当)
開設時期	平成25年9月末～10月中旬

地域活性化オフィスの体制強化

- 信用金庫、信用組合からの事業再生及び地域活性化に関する専用相談窓口（信金信組デスク）を平成25年6月に設置。
- 地域金融機関からの出向者5名（地銀2名、信金2名、信組1名）を受け入れ、今後も更に増員予定。
- 地域活性化の主要テーマとなるヘルスケア産業や観光産業等について、テーマ毎に専門チームを組成予定。

区分	方向性	具体的機能	機構強化	組織
既存機能	企業再生	個別事業者の再生	専門人材の新規・採用	プロフェッショナル・オフィス
新機能		特定経営管理（ファンド出資）	信金信組デスクの設置 金融機関からの出向受入 ・専門人材の新規採用	地域活性化オフィス
	特定信託引受			
新機能	地域活性化	特定出融資	地域活性化のテーマ毎に専門チーム組成	地域活性化オフィス
		特定経営管理（ファンド出資）		
新機能	地域活性化	専門家派遣	地域活性化のテーマ毎に専門チーム組成	地域活性化オフィス
		専門家派遣		

ABL(動産・売掛金担保融資)の積極的活用について

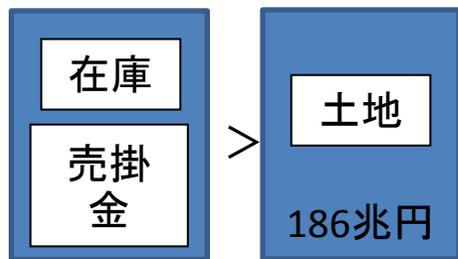
- ABL(Asset Based Lending: 動産・売掛金担保融資)とは、企業が保有する「在庫」や「売掛金」などを担保とする融資

現状

- 金融機関の融資の担保は、「不動産担保」が中心で、「動産・売掛金担保」はあまり活用されていない。

(参考1)
地域金融機関の場合、融資の担保の9割超が「不動産担保」。

(参考2)



対応策

● 検査マニュアルの「一般担保」要件の明確化

- 具体的にどのような担保管理を行えば、「一般担保」(客観的な処分可能性がある担保)の要件に合致するかがより明確になるよう、金融実務も踏まえつつ、適切と考えられる担保管理手法を例示。

● 検査における検証方針の明確化

- 「動産・売掛金担保」を「一般担保」として取り扱っている場合、その適切性を金融検査で検証する際には、当面、PDCAサイクルが機能していれば、金融機関の取組みを尊重する方針を明確化。

● 「自己査定基準」における担保掛け目の明確化

- 検査マニュアルに「動産・売掛金担保」の標準的な掛け目の水準を新たに記載(動産担保:評価額の70%、売掛金担保:評価額の80%)。

その他、

- 「電子記録債権」の自己査定上の取扱いの明確化(※1)
- 「貸出条件緩和債権」に該当しない場合の明確化(※2)についても措置

効果

- 借手企業
 - これまで担保としてあまり活用されてこなかった「動産・売掛金担保」を活用することにより、資金調達枠が拡大。
- 金融機関
 - 新規融資につながる。
 - 企業の経営実態をより深く把握することが可能となり、信用リスク管理が強化。

(※1) 電子記録債権のうち、「決済確実な商業手形」に準じた要件を満たすものについては、「優良担保」として取り扱うことを、検査マニュアルにおいて明確化。

(※2) 仮に中小企業が経営改善計画を策定していない場合でも、金融機関がABLにより、当該企業の実態を把握した上で、経営改善の資料を作成している場合には、現行の検査マニュアル[中小企業融資編]の考え方に照らし、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しない取扱いとすることを明確化。

「資本性借入金」について

資本性借入金とは・・・

金融機関が皆様の財務状況等を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金

「資本性借入金」活用のメリット

既存の「借入金」を「資本性借入金」の条件に合致するように変更することにより・・・

【メリット①】

資金繰りが改善される。

- ・長期の「期限一括償還」が基本であり、資金繰りが楽になる。
- ・業績連動型の金利設定が基本であり、業況悪化時は金利が低くなる。

【メリット②】

金融機関から新規融資が受けやすくなる。

- ・「資本性借入金」を資本とみなすことで、実質的な財務内容が改善し、新規融資が受けやすくなる。

「資本性借入金」の活用を推進するため・・・

金融機関からの「借入金」を「資本性借入金」とみなす場合の条件

【従前】

特定の貸付制度を例示

(例)

- 償還条件: 15年
- 金利設定: 業績悪化時の最高金利0.4%
- 劣後性: 無担保 (法的破綻時の劣後性)

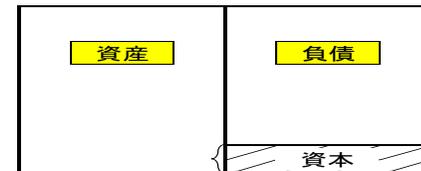
条件を具体化

【改正後】

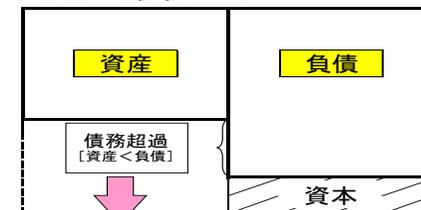
- 償還条件: 5年超(期限一括償還)
- 金利設定: 業績悪化時には低金利
- 劣後性: 一定の条件を満たす場合には「担保の解除」は要しない

「資本性借入金」による効果

【中小企業の貸借対照表(金融検査上の取扱い)】
中小企業は一般的に資本が小さい

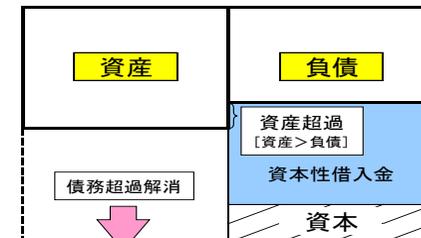


資本が小さいと資産が少し毀損しただけで債務超過に



新規融資が困難

負債の一部を「資本性借入金」にすると実質的に債務超過が解消



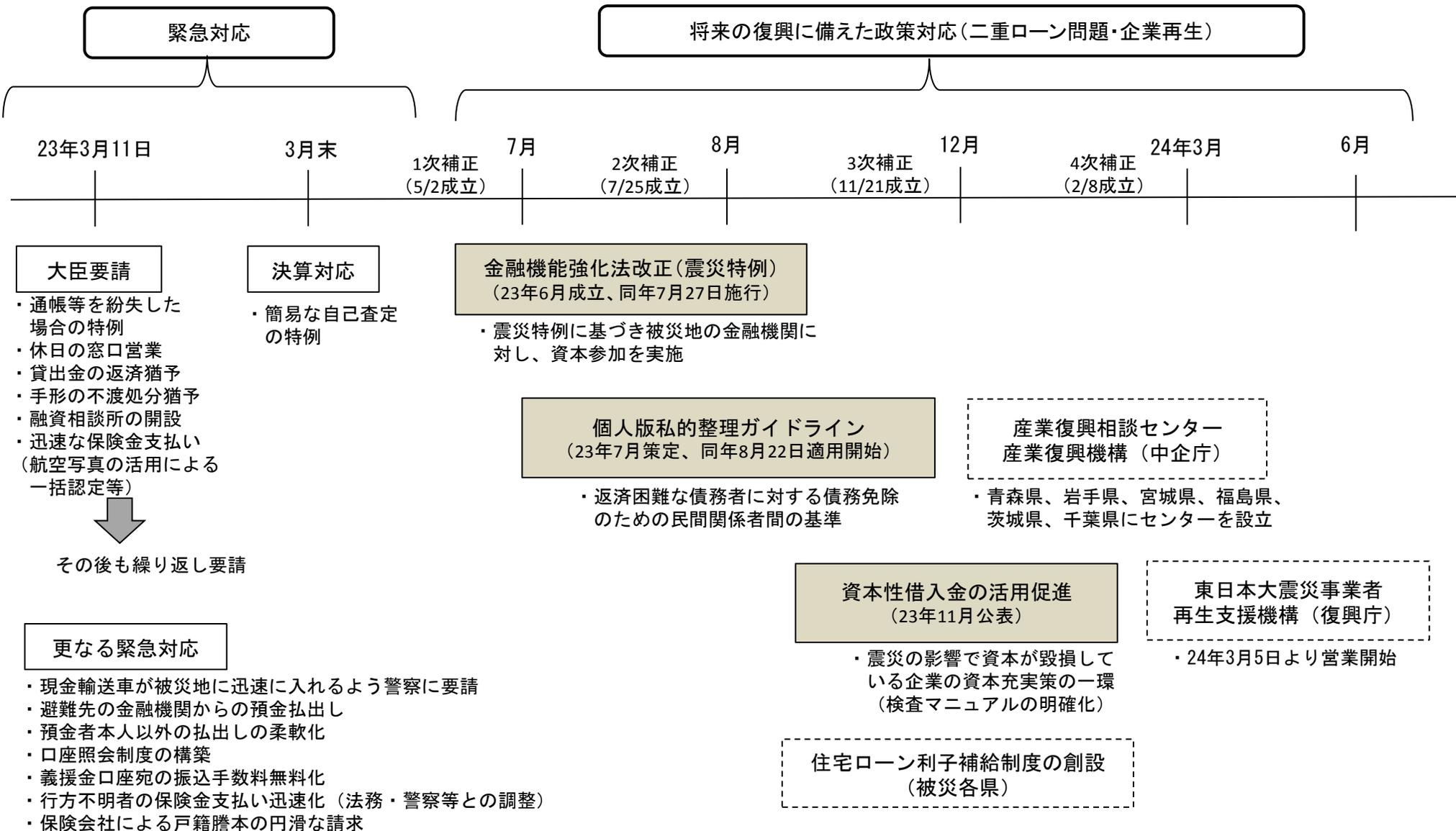
新規融資が可能

「資本性借入金」の更なる活用を推進するため、金融機関の「資本性借入金」の税務上の取扱い(損金処理が認められる要件)を明確化(平成25年2月、国税庁と調整済み)。

第1部 足許の課題への対応

Ⅲ. 東日本大震災後の対応

東日本大震災における金融庁関連の対応



被災地の復興の加速(「二重債務問題への対応」)

1. 事業者向け対応

「東日本大震災事業者再生支援機構」の活用促進

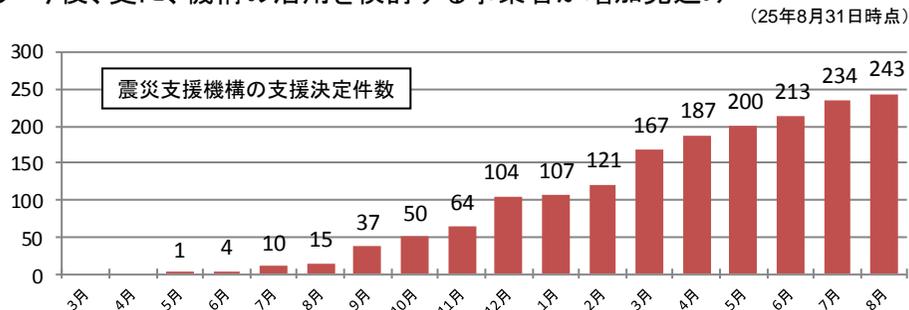
(1) 概要

- 東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき、平成24年2月22日設立(同年3月5日業務開始)
- 震災被害により過大な債務を負い、**事業再生を図ろうとする事業者**に対し、債権買取及び出資等を通じて再生支援

(2) 現状

- 被災地の復興計画の進展等に伴い、機構の取組み件数が増加傾向
 - ・ 相談受付: 1,423件
 - うち検討中: 348件
 - うち支援決定: **243件**

- 今後、更に、機構の活用を検討する事業者が増加見込み



※ 支援決定案件(243件)のうち、借入金1億円未満の先が半数(122件)。業種は、水産加工、サービス業等小売事業者も幅広く支援している。

(3) 今後の対応

- ① 機構による案件処理の迅速化
 - ⇒ 専門人材の増強 等
- ② 被災事業者による機構の活用促進
 - ⇒ 金融機関に対し、「被災事業者に機構の役割・機能等を説明するとともに、機構の活用について検討を行うよう」要請

2. 個人向け対応

「個人版私的整理ガイドライン」の活用促進

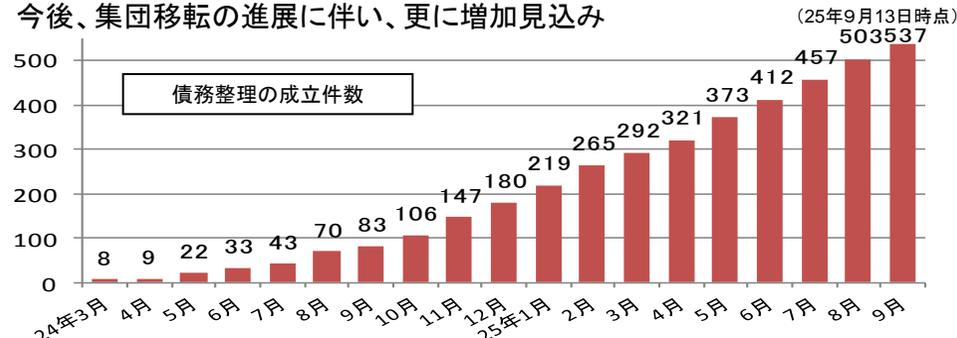
(1) 概要

- 被災者の私的整理に関する民間関係者間の自主ルール
平成23年8月より適用開始。国は弁護士費用を全額補助
- 債務者は、法的手続による不利益(新規借入れ不可等)を回避し、債権者との私的な合意により債務免除を享受
 - ※手元に残せる財産: 現預金500万円、義捐金等、震災後に上記財産の範囲で購入した不動産

(2) 現状

- 昨年秋以降、相談件数・処理件数ともに増加傾向
 - ・ 個別相談: 4,679件
 - ・ 債務整理に向け準備中: **859件**
 - ・ 債務整理が成立: **537件**
- } (合わせて**1,396件**)

- 今後、集団移転の進展に伴い、更に増加見込み



(3) 今後の対応

- ① 登録専門家(弁護士)による処理の迅速化
 - ⇒ 日弁連や地元弁護士会の協力を得て、案件処理態勢を強化
- ② 被災者へのガイドライン利用のメリット等の更なる周知
 - ⇒ テレビ・新聞等の活用、自治体・弁護士会等と連携した相談会等
- ③ 被災者によるガイドラインの活用促進
 - ⇒ 金融機関に対し、被災者にガイドラインの利用を積極的に勧めるよう要請

いわゆる二重債務問題に係る被災者支援の促進について

今後、東日本大震災の被災者が本格的に事業や生活の再建を図っていく中で、既往債務が負担になって新規の資金調達が困難となる等の問題(いわゆる二重債務問題)を抱える被災者が増加すると予想され、これまで以上に十全な対応を行っていく必要がある。ついては、被災者支援の促進を図るため、貴協会傘下の金融機関に対して、下記の点について周知徹底を図られたい。

記

1. 金融機関によるコンサルティング機能の発揮

被災者のおかれている状況は千差万別であることを踏まえ、コンサルティング機能を一層発揮し、被災者の状況をきめ細かく把握した上で、公的な各種支援策の活用も含め、当該被災者にとって最適なソリューション(解決策)の提案・実行支援を行うよう努めること。

2. 東日本大震災事業者再生支援機構による被災事業者支援の促進

東日本大震災事業者再生支援機構(以下「機構」という。)が多数の被災事業者の支援を迅速かつ適切に行えるよう、復興庁、金融庁及び中小企業庁は、「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による被災事業者支援の促進について」(別添)を取りまとめ、平成24年7月17日に公表した。

これを踏まえ、金融機関は、被災事業者に対し機構の役割・機能等を丁寧に説明するとともに、被災事業者とともに機構の積極的な活用を検討すること。また、機構の求めに応じ買取対象債権に係る引当状況を提示するとともに、機構から買取価格が提示された場合は出来る限り迅速に判断すること。

3. 個人債務者の私的整理に関するガイドラインの活用の促進

東日本大震災の影響によって、既往債務を弁済できなくなった個人の債務者が一定の要件の下、債務の減免を受けられる「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成23年7月15日 個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会(座長:高木新二郎)決定。以下「ガイドライン」という。)については、手元に残せる現預金(義捐金等を除く)の上限を500万円を目安に拡張する等、運用の見直しを図っている。また、国は弁護士費用の全額補助を実施している。今後、被災地域の復興計画の進展等に伴い、ガイドラインの利用による被災者の生活再建支援が強く望まれる。

これを踏まえ、金融機関は、債務者の状況を一層きめ細かく把握し、当該債務者に対してガイドライン利用のメリットや効果等を丁寧に説明し、当該債務者の状況に応じて、ガイドラインの利用を積極的に勧めること。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による 被災事業者支援の促進について

(別添)

平成24年7月17日
復興庁、金融庁、中小企業庁

東日本大震災に起因するいわゆる二重債務問題(被災者が復興に向けて再スタートを切るにあたり、既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる等の問題)に対応するために設立された株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(以下「機構」という。)が業務を開始してから4か月が経過した。

これまでのところ、金融機関による柔軟な条件変更や仮設店舗への入居、復興計画の進展待ち等により、足下では二重債務問題が表面化していないケースが多いと考えられるが、今後、被災事業者が事業の本格的な再開や新規事業を検討する際には、既往債務の負担軽減が必要な事業者が多数存在するものと考えられる。

このため、機構は、多数の被災事業者の支援を迅速かつ適切に行えるよう、以下の取組みを実施することとし、復興庁・金融庁・中小企業庁は連携し、機構の取組みを支援する。

1. 支援決定までの期間の短縮化

- 通常180日程度必要とされる案件対応期間を90日程度で完結(小規模事業者ではさらに短縮)する標準業務フローを策定し、それに基づき業務を着実に実施する。
- 迅速な支援決定のため、事業再生に精通した人材の増員を図る。
- 迅速・円滑な債権買取りに資する観点から、金融機関から引当状況の情報が示された場合は、その点も考慮に入れて迅速な処理に努める。

これに関連し、金融庁から金融機関に対して、同機構の求めに応じ買取対象債権に係る引当状況を提示するとともに、同機構から買取価格が提示された場合は出来る限り迅速に判断するよう要請する。

2. 信用保証協会の保証付き債権に係る取組み

- 信用保証協会の保証付き債権については、金融機関のみならず信用保証協会に対しても事前に十分な事業再生計画や買取価格について説明・調整を行い、迅速な案件合意に努める。
これに関連し、中小企業庁から全国信用保証協会連合会や各県の信用保証協会に対して、機構から事業再生計画の詳細や買取価格の根拠について説明を受けた後、原則3週間以内に当該計画について結論を出すよう要請する。
- 新規融資に対する保証機能の活用について、早急に実行に移す。

3. フォローアップ

- 上記の取組みの効果について、適宜フォローアップを行い、必要に応じて更なる対応を検討する。

◎ 個人版私的整理ガイドラインの活用促進

ガイドラインの意義

- 個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主ルール。国は弁護士費用を全額補助。
- 債務者は、法的手続による不利益^(※)を回避し、債権者との私的な合意により、債務免除を享受。

(※)法的手続では、個人信用情報の登録などの不利益がある。

運用の見直し

被災者にとって利用しやすい制度とするよう運用を見直し

- 手元に残せる財産(自由財産)の上限を500万円に拡張
- 義捐金は、上記の現預金とは別の自由財産としての取扱い
- 震災後に上記財産の範囲で購入した不動産を自由財産とする取り扱い
- 弁護士費用の全額補助を実施(25年度予算額:3.5億円)

当局の対応

- 24年7月以降繰り返し、被災地の金融機関に対し、以下を要請
 - ①ガイドライン利用のメリットや効果等の丁寧な説明
 - ②ガイドラインの利用を金融機関から積極的に勧めること
- テレビ・新聞等の活用、地方公共団体・弁護士会等と連携した周知広報を推進
- 日弁連や地元弁護士会の協力を得て、案件処理態勢を強化

実績

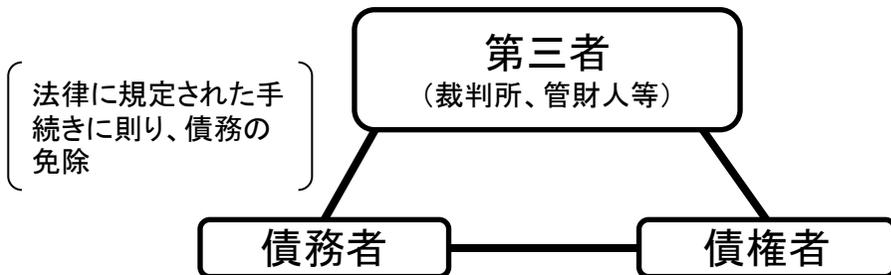
24年6月29日 ⇒ 25年9月13日現在

○個別相談	2,199件	→	4,679件	} <u>1,396件</u>
○債務整理に向け準備中	629件	→	859件	
○債務整理の成立	33件	→	537件	

個人版私的整理ガイドラインと法的整理の比較

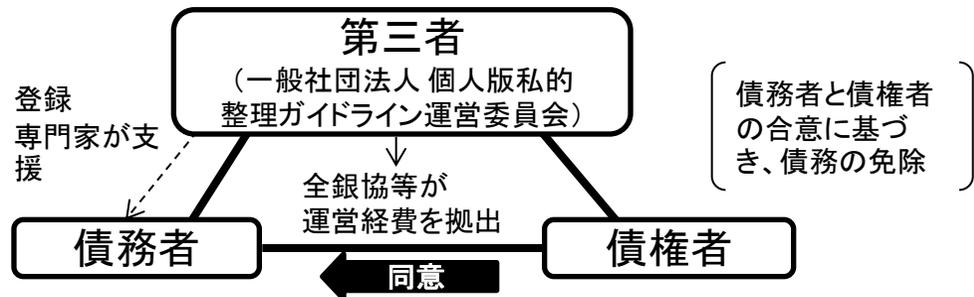
法的整理
(破産、個人再生)

(震災の影響により)自らの資産をもって返済できない債務の免除

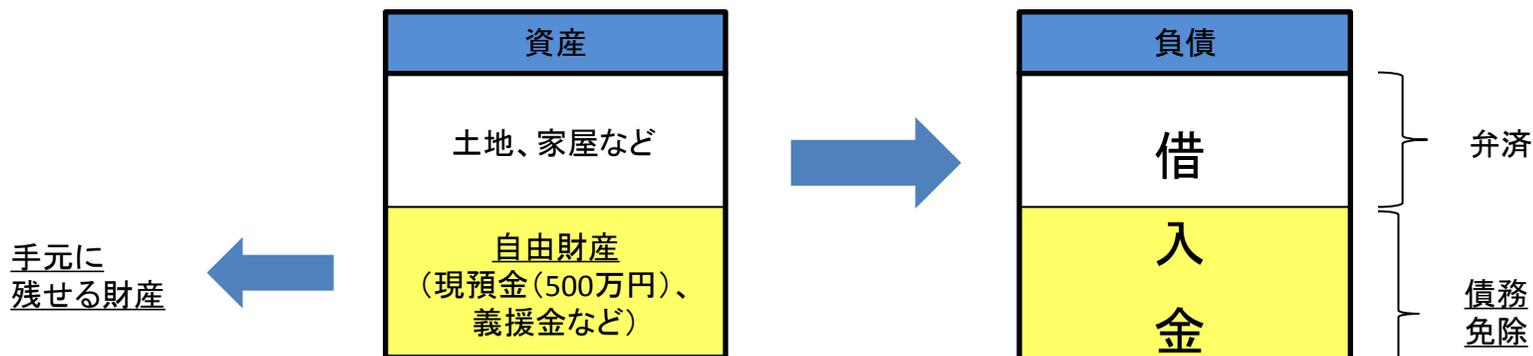


個人版私的整理ガイドライン

※民間関係者による自主的なルール。なお、震災前は法人向けは存在したが、個人・個人事業者向けは存在しなかった。



■債務免除のイメージ: 法的整理と個人版私的整理ガイドラインでは債務免除額は基本的に同等 (債務免除額が法的整理より多くなれば (=債権者に不利になれば)、債権者は株主代表訴訟等のリスクから利用困難)



(注)仙台地裁の破産事件の運用を踏まえ、義援金などのほか、概ね500万円までの現預金につき、自由財産として認められている。

■法的整理、個人版私的整理ガイドラインによる債務免除のメリット・デメリット

	法的整理(個人破産)	私的整理ガイドライン
個人信用情報(いわゆるブラックリスト)の登録	有	無
債権者の同意	全債権者の同意は不要	全債権者の同意が必要
弁護士費用	20~30万円	全額国庫補助(登録専門家に限る)

金融機能強化法の震災特例に基づく資本参加

○ 金融機能強化法の震災特例に基づく資本参加

⇒ 12先の金融機関に対し、合計2,310億円

○ これらの金融機関が、被災者の事業や生活の再建に向けた支援に積極的かつ継続的に取り組むよう、促していく

(参考) 金融機能強化法(震災特例)に基づく資本参加

	地域銀行					信用金庫				信用組合		
	仙台 (宮城県)	筑波 (茨城県)	七十七 (宮城県)	東北 (岩手県)	きらやか (山形県)	宮古 (岩手県)	気仙沼 (宮城県)	石巻 (宮城県)	あぶくま (福島県)	相双 (福島県)	いわき (福島県)	那須 (栃木県)
資本参加額	300億円	350億円	200億円	100億円	300億円	100億円	150億円	180億円	200億円	160億円	200億円	70億円
決定日	H23.9.14		H23.12.8	H24.9.13		H24.2.2				H23.12.28		H24.3.14
実行日	H23.9.30		H23.12.28	H24.9.28	H24.12.28	H24.2.20				H24.1.18		H24.3.30

東日本大震災に対処するための金融機能強化法等の改正の概要

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

1. 基本的考え方

- 東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、予め、広域にわたる被災地域において面的に金融機能を維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを設けることが、地域経済の復興を図るうえで不可欠。このため、国の資本参加を通じて、金融機関の金融仲介機能を強化する枠組みである金融機能強化法に震災の特例を設ける。

2. 主な改正事項

(1) 一般的特例(全金融機関)

- ① 経営強化計画の策定において、
 - － 経営責任は求めない
 - － 収益性・効率性に関する目標設定を求めない 等の弾力化
- ② 資本参加コストを平時に求められる水準よりも引き下げる。併せて、幅広い選択肢が可能となるよう、資本参加の手段を多様化する。

(2) 協同組織金融機関向け特例(信用金庫、信用組合等)

- ① 自ら被災又は被災者への貸付を相当程度有し、今後の財務が必ずしも見通し難い面がある協同組織金融機関に対し、国と中央機関が、共同して資本参加。
- ② 対象機関は、中央機関と経営指導契約を締結。仮に、将来、参加資本の償還の見通しが立たない場合には、事業再構築とともに参加資本の整理を行う。その財源には、預金保険の資金等を活用する。

(3) 申請期限を延長する(現行平成24年3月末→平成29年3月末)。

(注)根抵当権の譲渡等に係る特例措置等を定める組織再編成特別措置法の申請期限も同じ期間延長する。

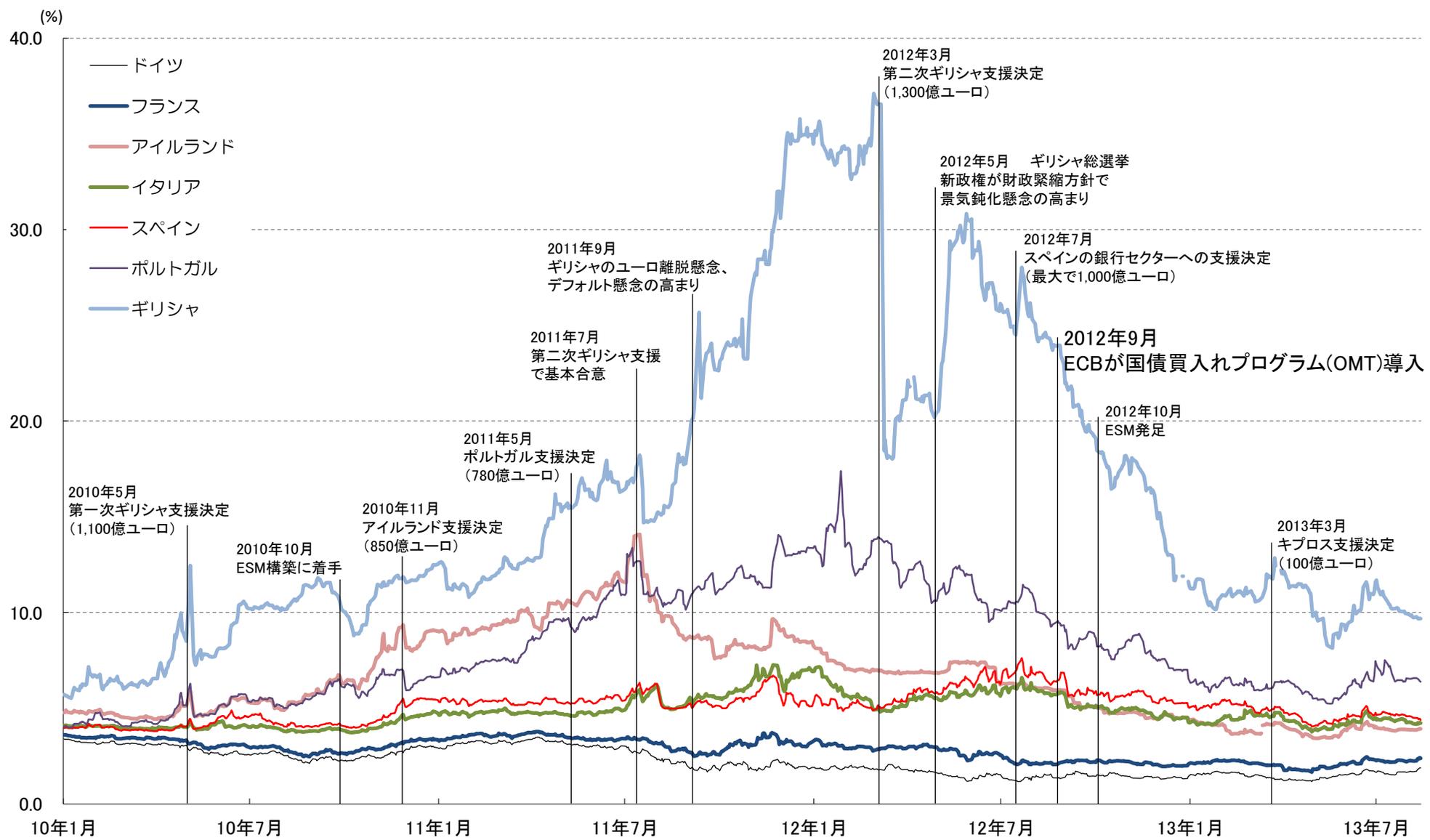
第2部 金融庁の様々な取組み

I. 金融システムの安定確保のための取組み

1. 金融システムをめぐる状況

(1) 欧州債務問題等について

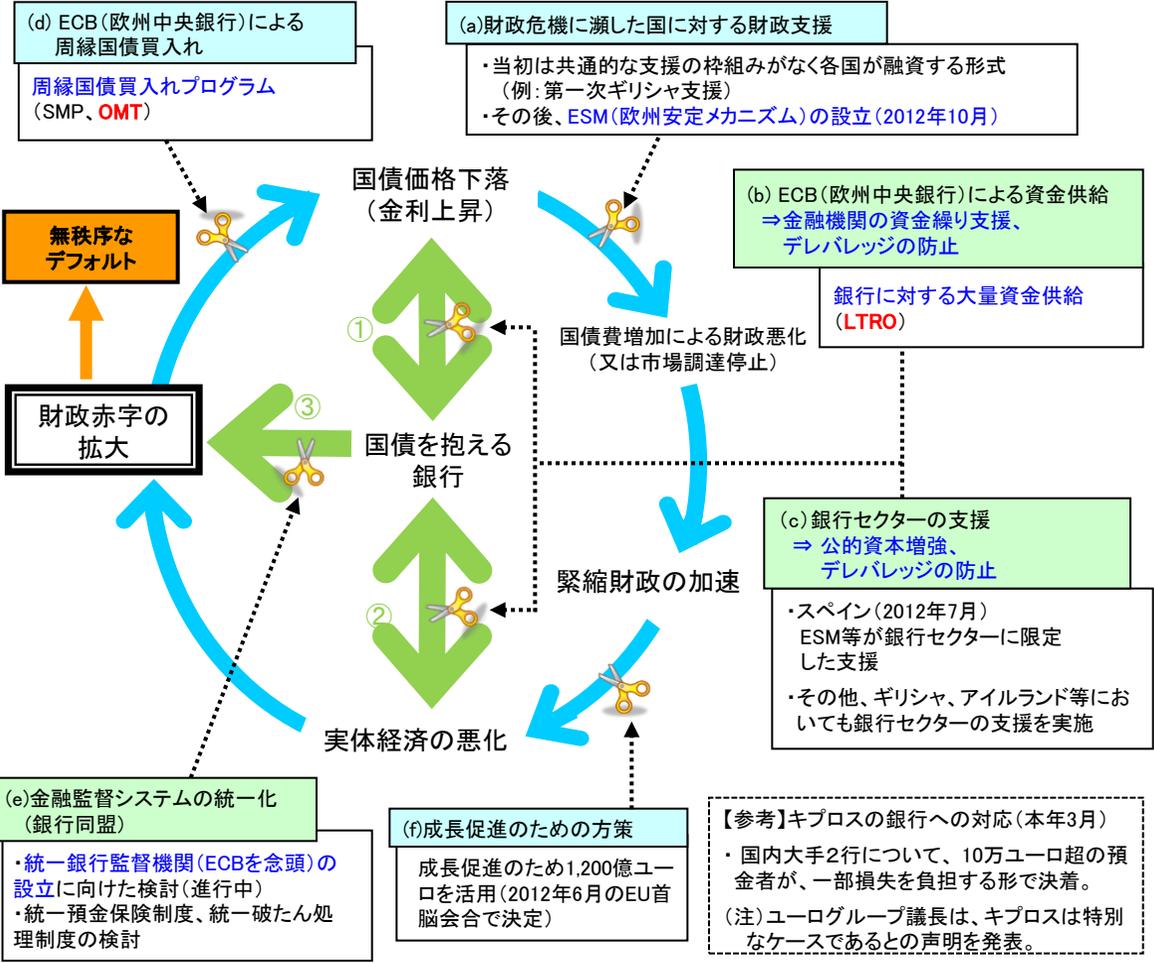
ユーロ圏諸国の長期国債利回り



(出所: Eurostat, Bloomberg)

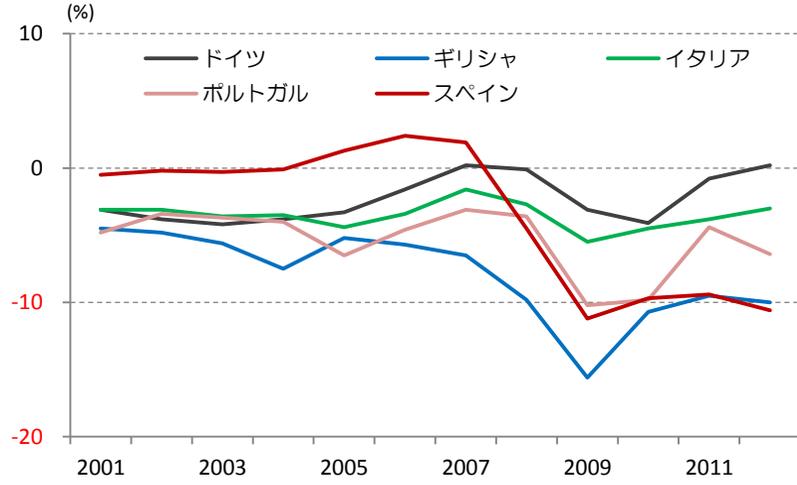
ソブリンリスクの負の連鎖と主な政策対応

- ギリシャ、スペイン等の欧州周縁国では、**財政と銀行セクターと実体経済の間の悪循環という負の連鎖が発生。これまでの政策対応は、こうした負の連鎖の遮断を狙ったもの。**
- 昨年9月のECBの国債買入れプログラム(OMT)導入などが奏功し、その後は落ち着きを取り戻している。

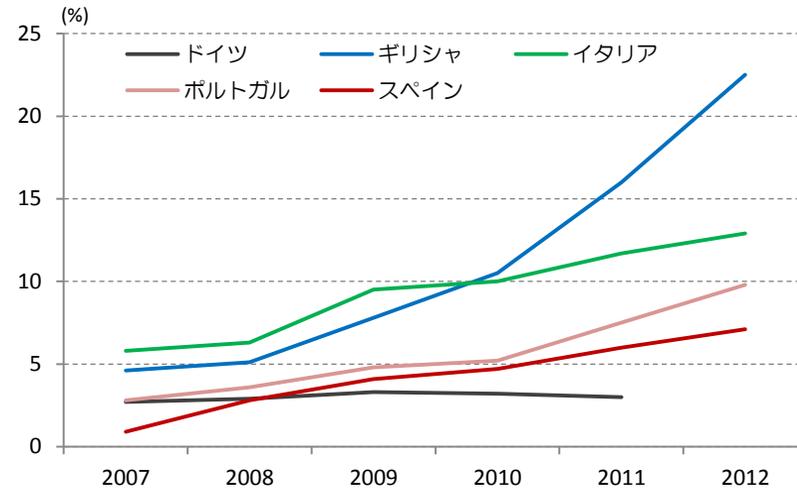


※統一銀行監督機関が設立された後は、ESMIによる銀行への直接資本注入が可能に。

財政収支 (対GDP比)



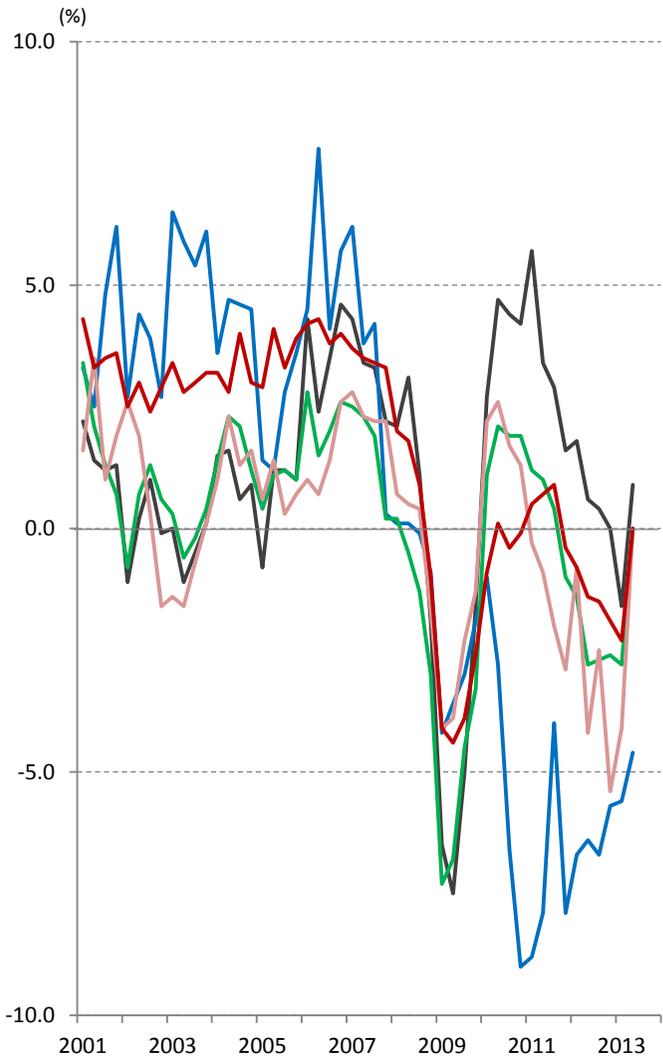
銀行不良債権比率



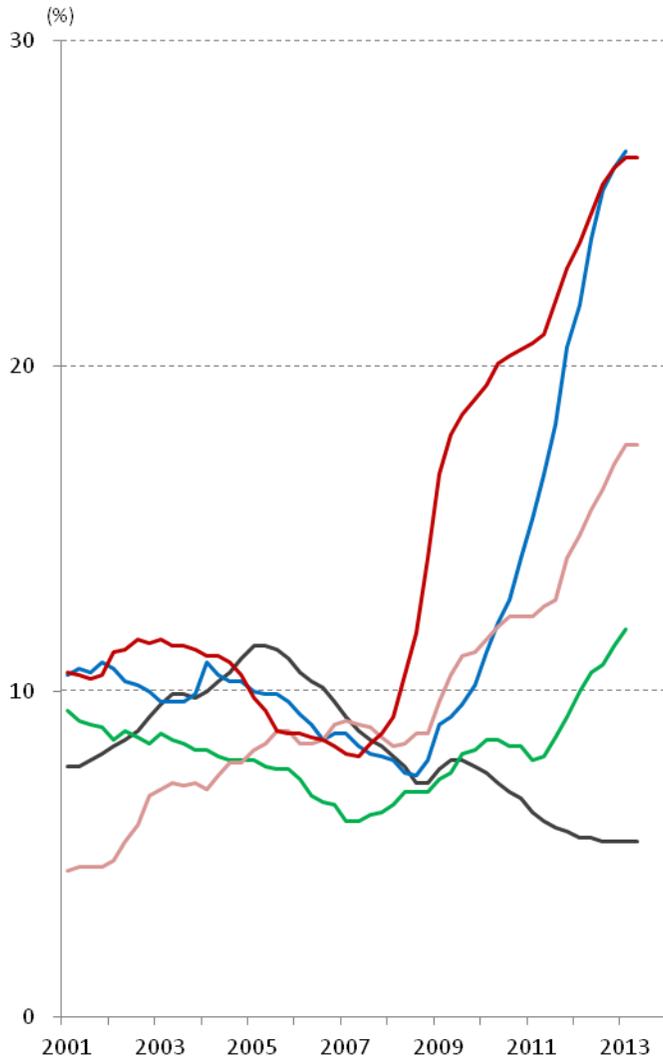
(出所: Eurostat, IMF)

ユーロ圏主要国の経済指標

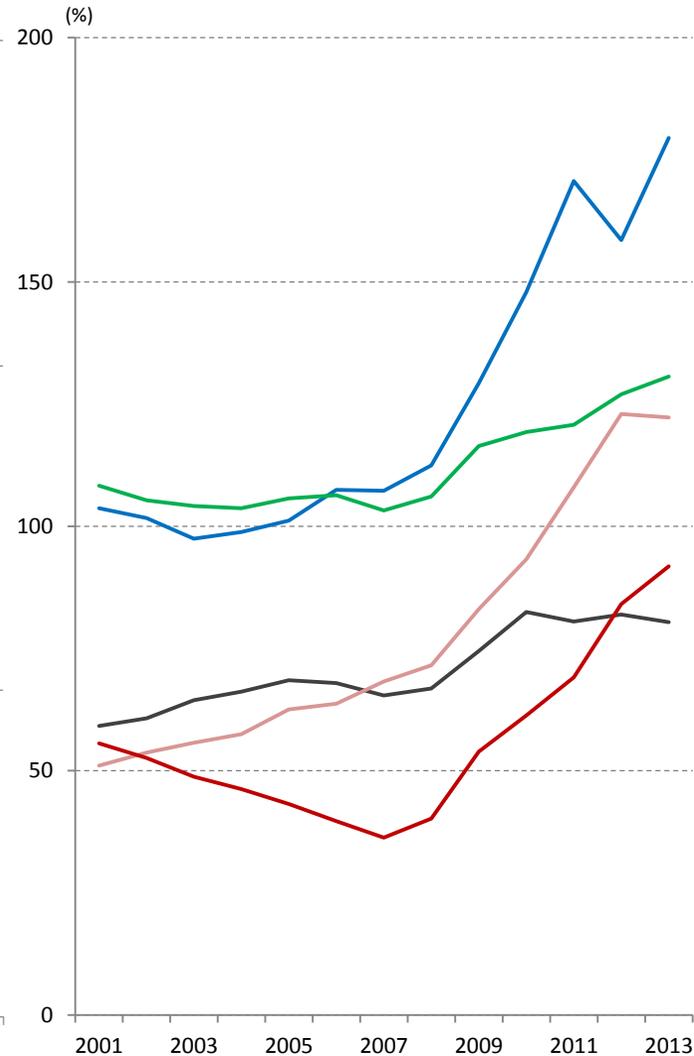
GDP (前年同期比)



失業率



政府債務残高 (対GDP比)



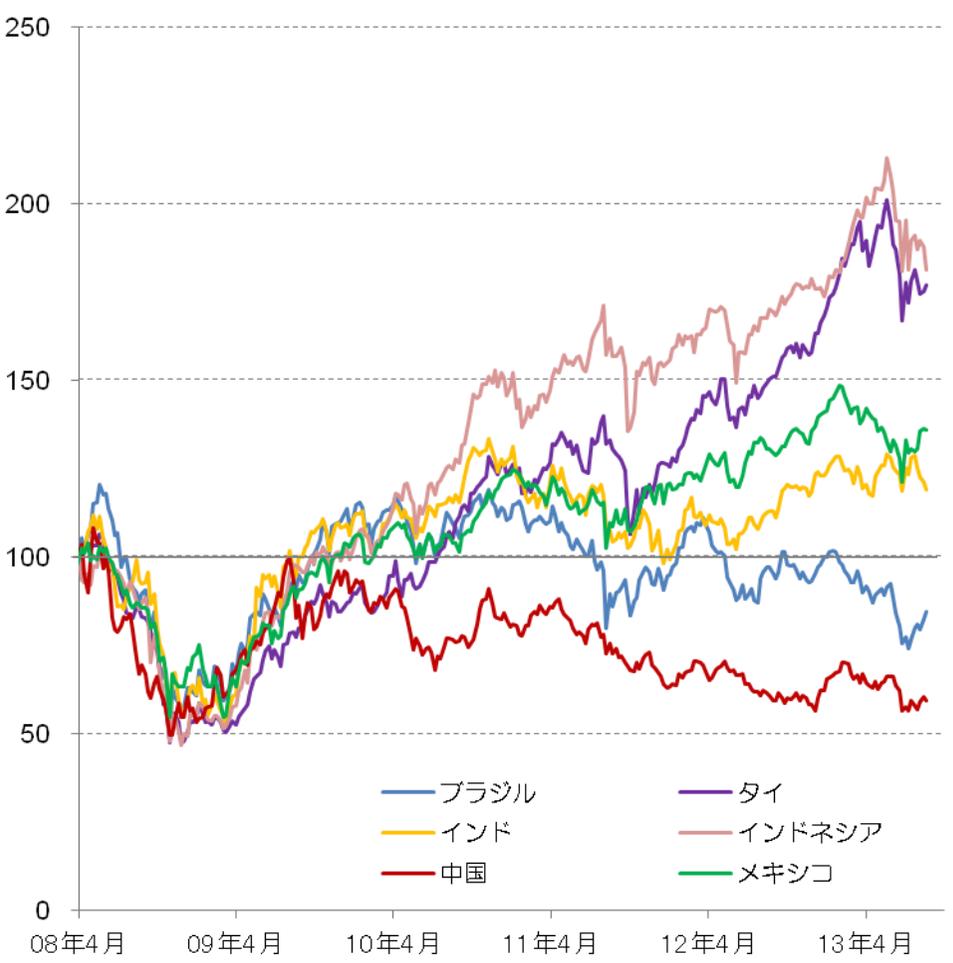
— ドイツ — ギリシャ — イタリア — ポルトガル — スペイン

(出所: Eurostat, IMF)

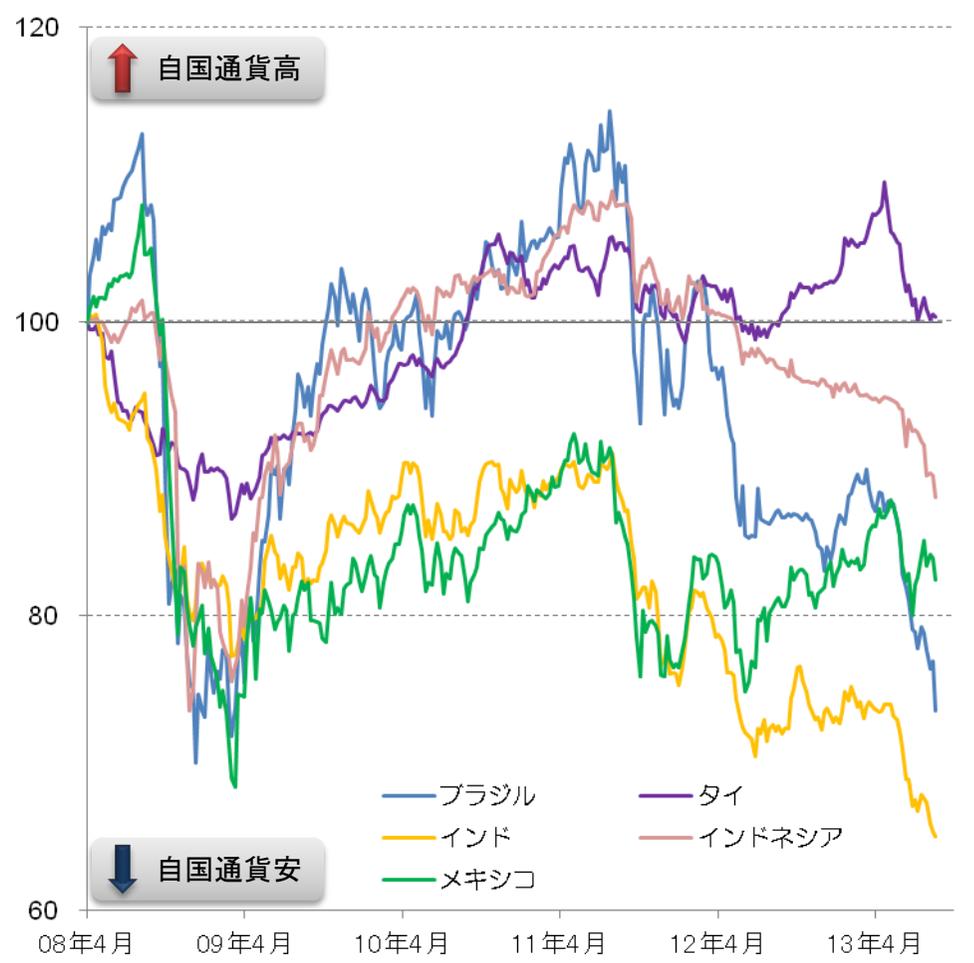
(2) 新興国経済の現状について

主要新興国の株価・為替の推移

新興国主要株式指数の推移 (2008年3月末を100として指数化)



新興国通貨の対ドル推移 (2008年3月末を100として指数化)

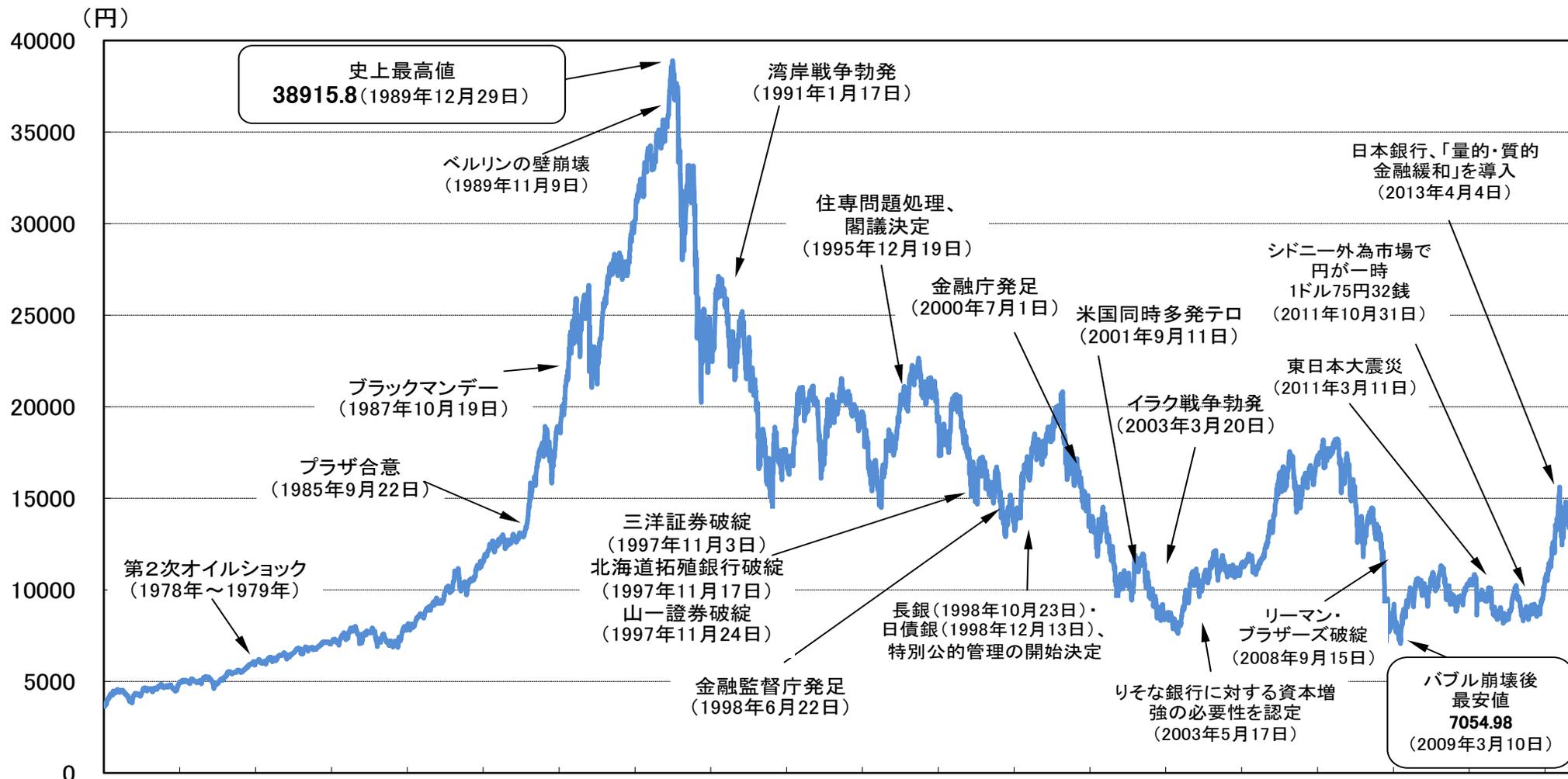


(出所: Bloomberg)

(3) 我が国金融システムをめぐる状況

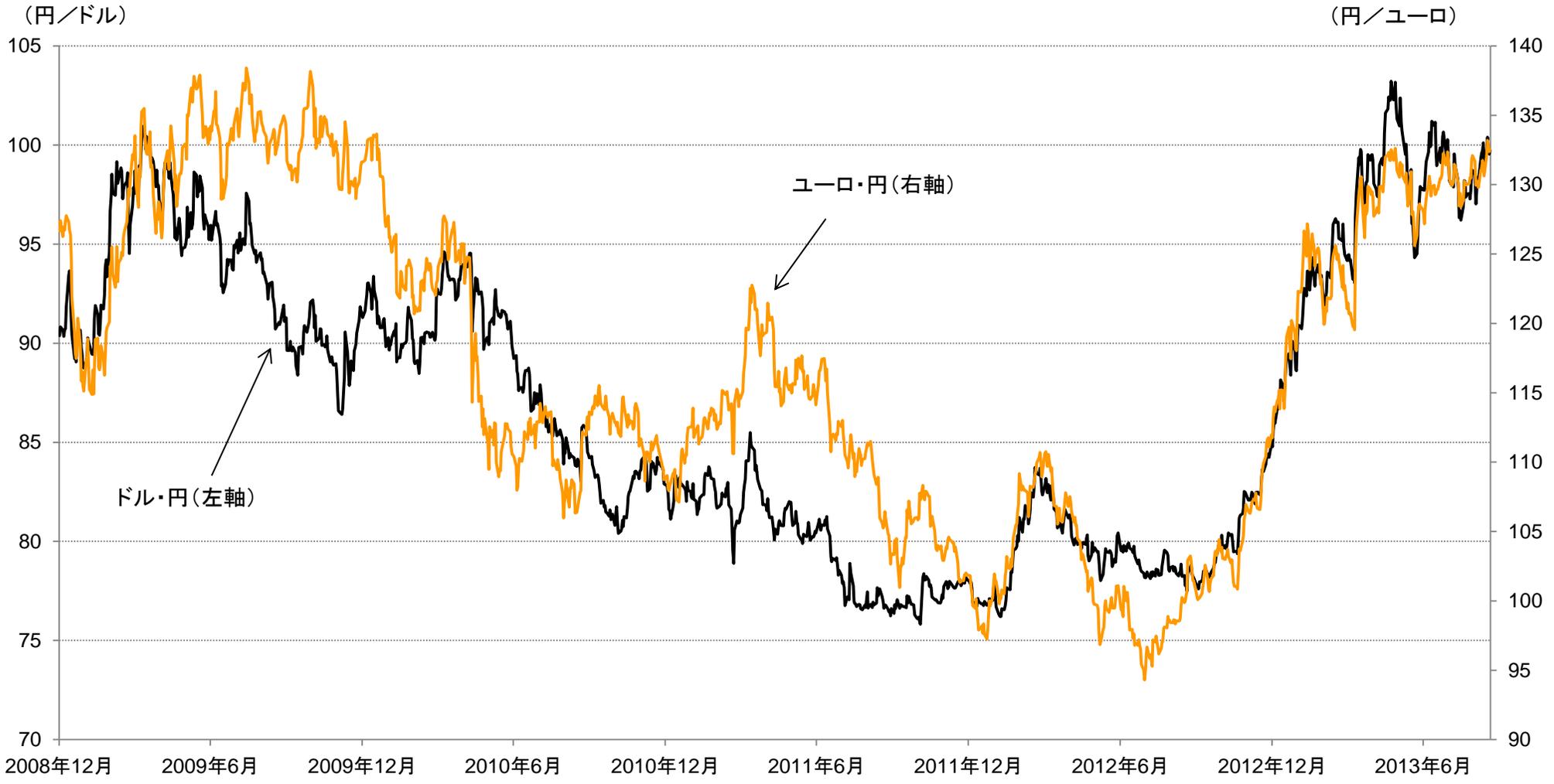
日経平均株価の推移

- 足許は14,000円台で推移。
- 景気は、海外景気の減速による下振れリスクがあるものの、各種政策の効果が発現する中で、緩やかに回復しつつある。



ドル・円為替レートとユーロ・円為替レートの推移

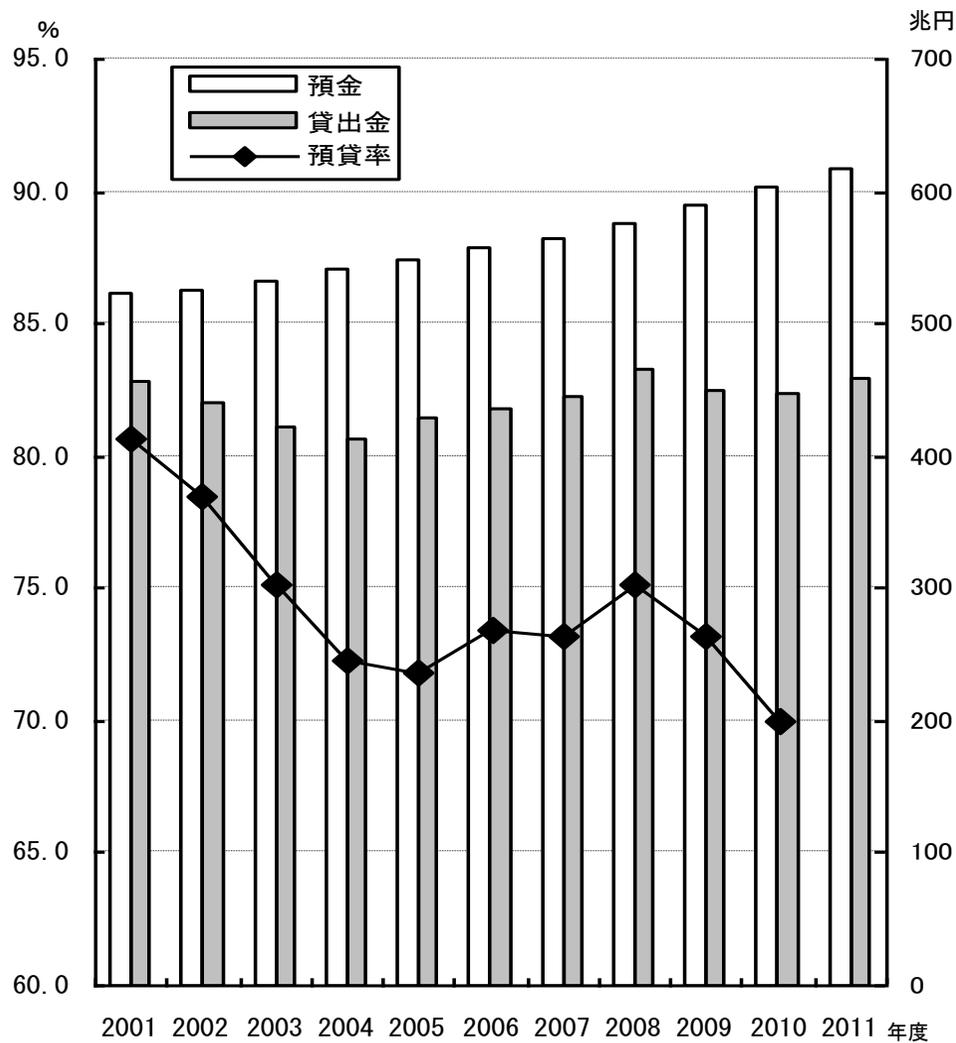
○ 日銀による大胆な金融緩和、日本経済の回復期待等を背景に、長らく続いた円高基調が反転。



(出所) Bloomberg

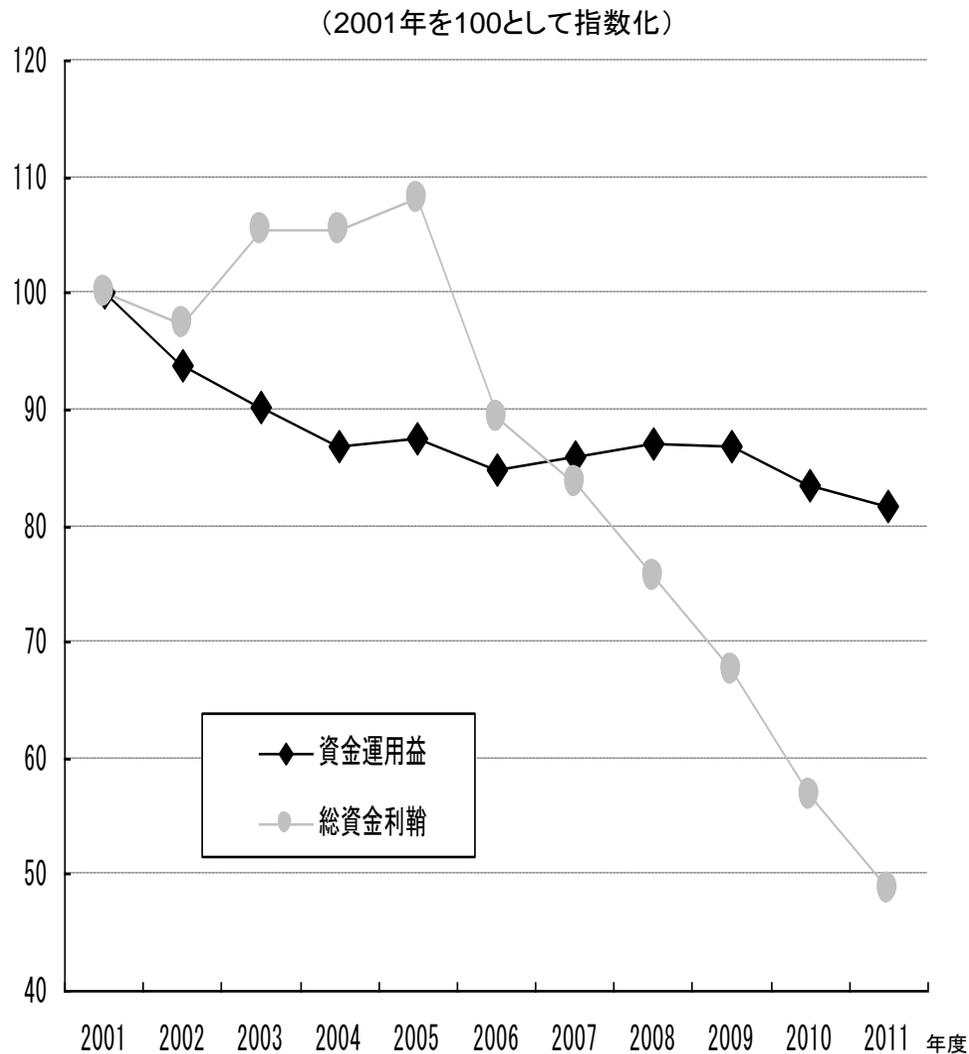
日本の金融機関の現状と課題(貸出の動向)

①国内銀行の預貸率の推移(預貸率(P))



(出所) 全国銀行協会

②資金運用益と利鞘の推移

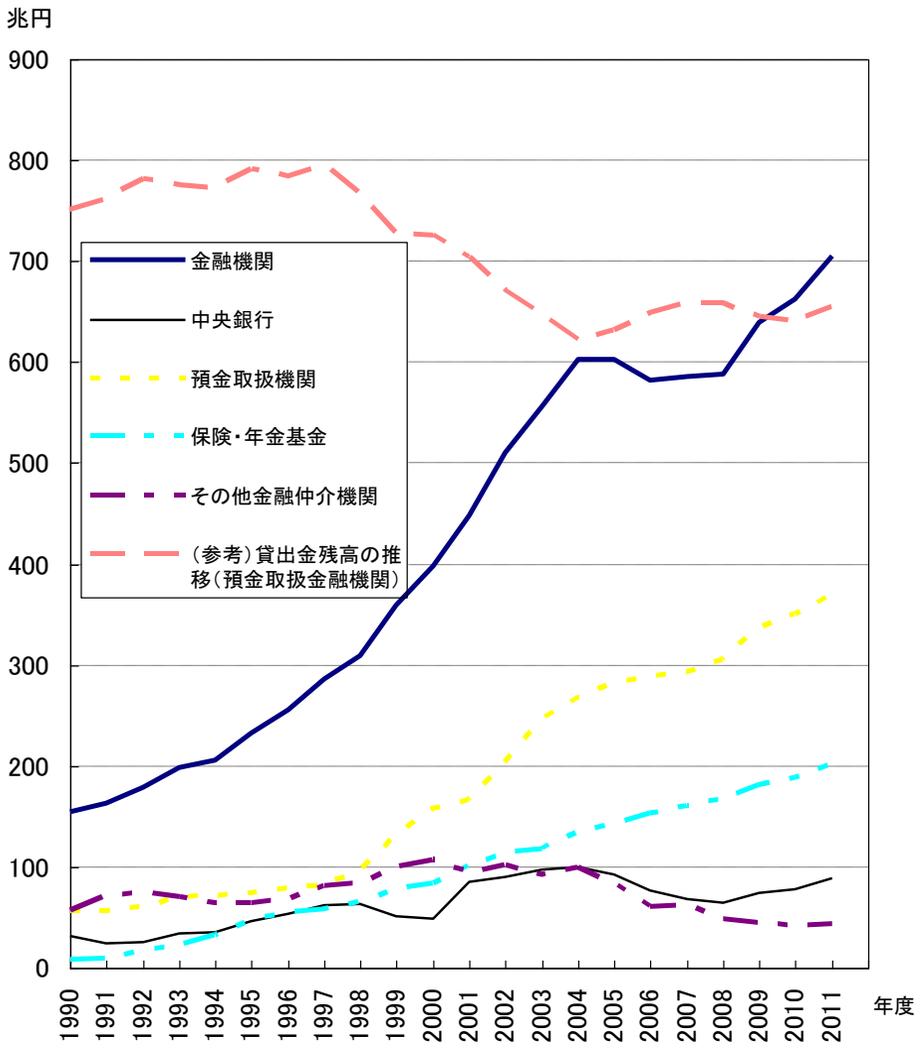


(出所) 全国銀行協会

(3) 我が国金融システムをめぐる状況

日本の金融機関の現状と課題(国債保有の状況)

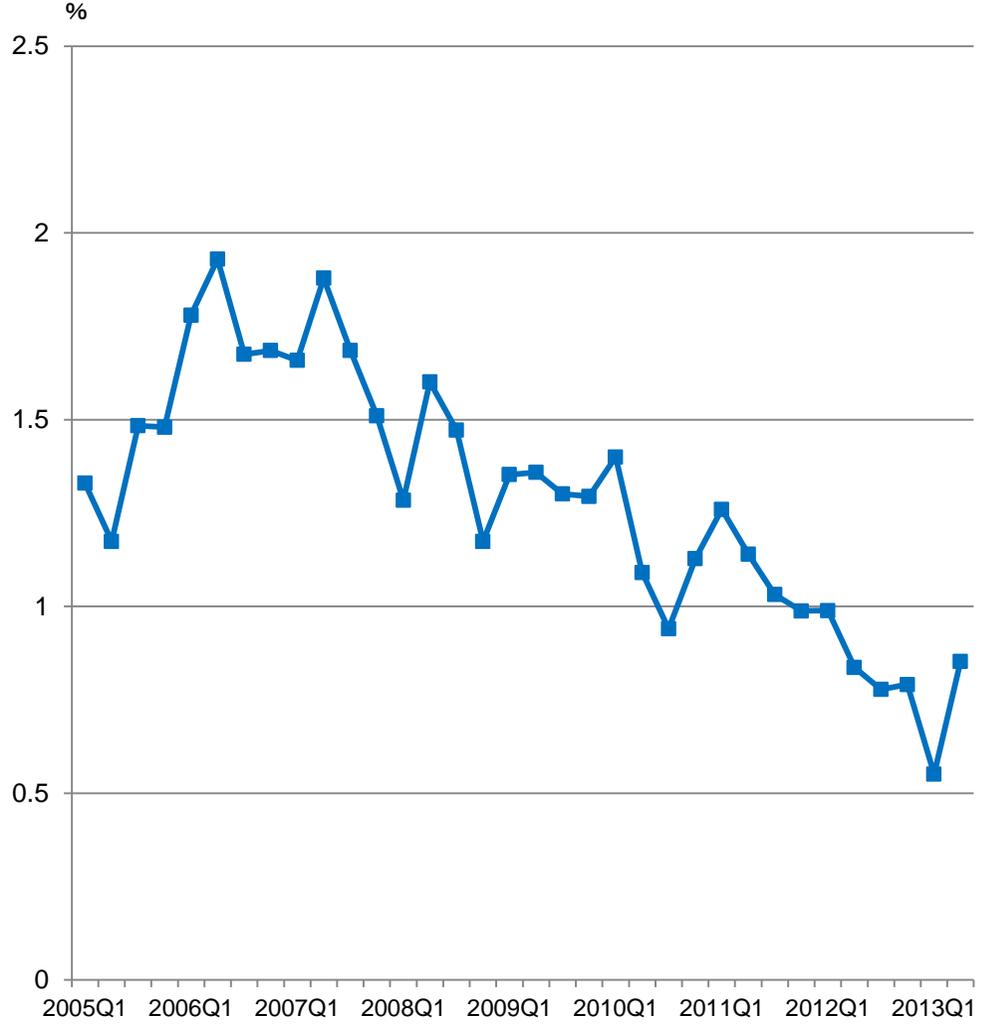
①国債保有残高の推移



(出所) 資金循環統計(日本銀行)

②新発10年利付国債金利の推移

(各四半期の終値)



(出所) Bloomberg

1. 主要行等に求められる役割

・適切なリスク管理の下、デフレ脱却のため成長分野などへの積極的な資金供給や、中小企業の経営改善・体質強化の支援の本格化。

⇒ 急激な社会・経済等の変化に対応するため、経営陣が責任ある迅速な経営判断を行うとともに、5～10年後を見据えた中長期の経営戦略を検討することが重要。また、持株会社を中心としたグループ体の適切なガバナンス態勢の構築が重要。

2. 監督当局の取組姿勢等

- ・主要行等が自らのビジネスモデルの持続可能性などについても適切な検証を行い短期及び中長期の経営戦略を描くことができているかを確認。
- ・ベター・レギュレーションの一層の深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。金融行政においては、規制だけで対応しようとすると規制の歪みや過剰規制を招き、実体経済にも悪影響を及ぼしかねないことも踏まえ、金融機関の自己規律の向上と当局の監督能力の向上を前提に、中長期的に規制コストを低減させつつより質の高い監督行政を目指していく。

- ① リスク感応度の高い行政(個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定、把握、システム・業務継続体制の点検)
 - ② 国民の目線・利用者の立場に立った行政(顧客保護や利用者利便の一層の向上)
 - ③ 将来を見据えた行政(国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く)
 - ④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政(金融機関との率直かつ深度ある対話、各行における先進的取組みを他行に紹介等)
- ※ 金融機関、金融システムが抱えるリスクを速やかかつ的確に把握し迅速な行政対応を可能とするため、検査部局と連携しオフサイト・オンサイト一体となったモニタリングを充実・強化。

2. 監督重点分野

1. 中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮

(1)東日本大震災に対する金融面からの対応

- ・二重ローン問題への対応、復旧・復興に向けた資金需要の対応状況 等

(2)成長可能性を重視した金融機関の新規融資等の取組みの促進

- ・顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資の積極的な取組み
- ・プロジェクトファイナンス、海外に進出する日本企業に十分な金融サービスを提供するための環境整備など主要行に期待される高度な金融支援・サービスの取組み 等

(3)中小企業に対する経営改善支援等

- ・本事務年度は金融機関として中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な1年
- ・外部専門家・機関等とも連携したコンサルティング機能の発揮
- ・条件変更等を行った中小企業に対する真に実効性ある経営再建計画の策定支援と進捗状況 等

(4)個人向けローンに関する取組み

- ・住宅ローンの商品性に係る適切かつ丁寧な顧客説明
- ・健全な消費者金融市場の形成に向けた取組み 等

2. リスク管理と金融システムの安定

(1)マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督

- ・内外の経済・市場状況等を踏まえた債券保有、住宅ローン等に係る適切なリスク管理態勢
- ・テールリスクを適切に把握するためのストレステストの適切な実施

- ・新たな国際基準・国内基準等を踏まえ収益確保等を含めた自己資本の充実に向けた取組み 等

(2)収益力強化の取組みを支えるリスク管理態勢の充実

- ・海外現法を含めた海外拠点における業務の拡大とその管理態勢 等

(3)大規模で複雑な業務を行う金融グループに対する深度ある監督

- ・グループ全体の経営・リスク管理等の高度化を持株会社が主導的役割を適切に果たしながら実施しているか等について、①グループガバナンスの強化、②パーゼル3等に対する対応、③再建・処理計画、④ストレステスト、⑤経営情報システム、⑥法令等遵守態勢、⑦人材管理等に重点を置いて確認

(4)新規参入銀行、外国銀行支店等に対する監督

3. 顧客保護と利用者利便の向上

(1)業務の継続性の確保

- ・システムリスク評価等の内部管理態勢の整備
- ・大規模災害・サイバー攻撃等を想定した業務継続体制の構築 等

(2)情報セキュリティ管理の徹底等

- ・顧客情報の厳格な管理の徹底 等

(3)指標金利の信頼性・透明性の維持・向上

- ・指標金利の呈示等に係る各金融機関の内部管理態勢
- ・TIBOR運営機関における、国際的な議論の動向等も踏まえた指標金利の信頼性向上等に向けた検討状況

(4)身体障がい者等に配慮した態勢の整備

- ・身体障がい者等が安心して金融サービスを利用できる施設・態勢の整備

(5)リスク性商品の販売態勢等の充実

- ・リスク性商品に係る適合性原則の遵守状況等、高齢者に対する投資信託等の販売態勢、NISAの販売態勢等

(6)相談・苦情処理態勢の充実

(7)金融機能の不正利用の防止

- ・振り込め詐欺の撲滅、ネットバンキング等を用いた不正な預金の払出し防止、マネロン・テロ資金供与の防止に向けた態勢整備 等

「平成25事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」の概要

1. 総論

1. 地域金融機関に求められる役割

- 適切なリスク管理の下、デフレ脱却のため成長分野などへの積極的な資金供給や、中小企業の経営改善・体質強化の支援の本格化
⇒ 急激な社会・経済等の変化に対応するため、経営陣が責任ある迅速な経営判断を行うとともに、5～10年後を見据えた中長期の経営戦略を検討することが重要。

2. 監督当局の取組姿勢等

- 地域金融機関が自らのビジネスモデルの持続可能性などについても適切な検証を行い短期及び中長期の経営戦略を描くことができているかを確認
- ベター・レギュレーションの一層の深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。金融行政においては、規制だけで対応しようとすると規制の歪みや過剰規制を招き、实体经济にも悪影響を及ぼしかねないことも踏まえ、金融機関の自己規律の向上と当局の監督能力の向上を前提に、中長期的に規制コストを低減させつつより質の高い監督行政を目指していく

- リスク感応度の高い行政（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定、把握、システム・業務継続体制の点検）
 - 国民の目線・利用者の立場に立った行政（顧客保護や利用者利便の一層の向上）
 - 将来を見据えた行政（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く）
 - 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融機関との率直かつ深度ある対話、各行における先進的取組みを他行に紹介等）
- ※ 金融機関、金融システムが抱えるリスクの速やかかつ的確な把握し迅速な行政対応を可能とするため、検査部局と緊密に連携しオフサイト・オンサイト一体となったモニタリングを充実・強化
※ 財務局と一体となった監督行政（データ分析や着眼材料の提供の充実、財務局からの報告を活用した経営分析など監督力を強化）

2. 監督重点分野

1. 中小企業の経営支援をはじめとした

積極的な金融仲介機能の発揮

(1) 東日本大震災からの復興に向けた金融面からの対応

- 二重ローン問題への対応（東日本大震災事業者再生支援機構、個人債務者の私的整理に関するガイドライン等の活用）
- 復旧・復興に向けた資金需要の対応状況 等

(2) 成長可能性を重視した金融機関の新規融資の取組みの促進

- 顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資の積極的な取組み

(3) 地域密着型金融の深化

- 顧客のライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮
- 地域経済の活性化への貢献
- 地域や利用者に対する積極的な情報発信

(4) 中小企業に対する経営改善支援等

- 本事務年度は、金融機関として、中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な1年
- 外部専門家・機関等とも連携したコンサルティング機能の発揮
- 条件変更等を行った中小企業に対する真に実効性ある経営再建計画の策定支援と進捗状況のフォロー
- 地域経済活性化支援機構との連携による事業再生・地域活性化の支援、経営改善等に携わる人材育成やスキルの向上
- 事業再生ファンドの設立・活用促進、エクイティファンド等を活用した創業支援 等

(5) 個人向けローンに関する取組み

- 住宅ローンの商品性に係る適切かつ丁寧な顧客説明
- 健全な消費者金融市場形成に向けた取組み 等

2. リスク管理と地域における金融システムの安定

(1) マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督

① 注視すべきリスク分野

- 内外の経済・市場状況等を踏まえた債券保有、住宅ローン等に係る適切なリスク管理態勢
- 大口与信先の信用リスク（経営再建計画の策定・進捗状況のフォローアップ、顧客の実態に応じた適切な引当等） 等

② リスク管理手法の改善

- テールリスクを適切に把握するためのストレステストの実施

③ 財務基盤の強化

- 地域で適切な金融仲介機能を発揮するための、将来を見据えた資本基盤の充実・強化の取組み促進
- 金融機能強化法の活用の積極的な検討の促進
- 協同組織金融機関について、傘下金融機関の財務基盤の強化の検討を含め中央機関と一層緊密な連携

(2) 収益力強化の取組みとそれを支えるリスク管理態勢の充実

- 中長期的な視点に立った収益基盤の充実（借手企業の収益改善支援、地域金融機関自身の海外展開を含むアジア進出支援等）
- 非日系与信や海外拠点も含むリスク管理
- 新たな業務展開に伴うリスクの把握 等

3. 顧客保護と利用者利便の向上

(1) 業務の継続性の確保

- システムリスク評価等の内部管理態勢（共同センター等の外部委託先への管理態勢を含む）の整備
- 大規模災害・サイバー攻撃等を想定した業務継続体制の構築

(2) 情報セキュリティ管理の徹底等

- 顧客情報の厳格な管理の徹底 等

(3) 身体障がい者等に配慮した態勢の整備等

- 身体障がい者等が安心して金融サービスを利用できる施設・態勢の整備

(4) リスク性商品の販売態勢等の充実

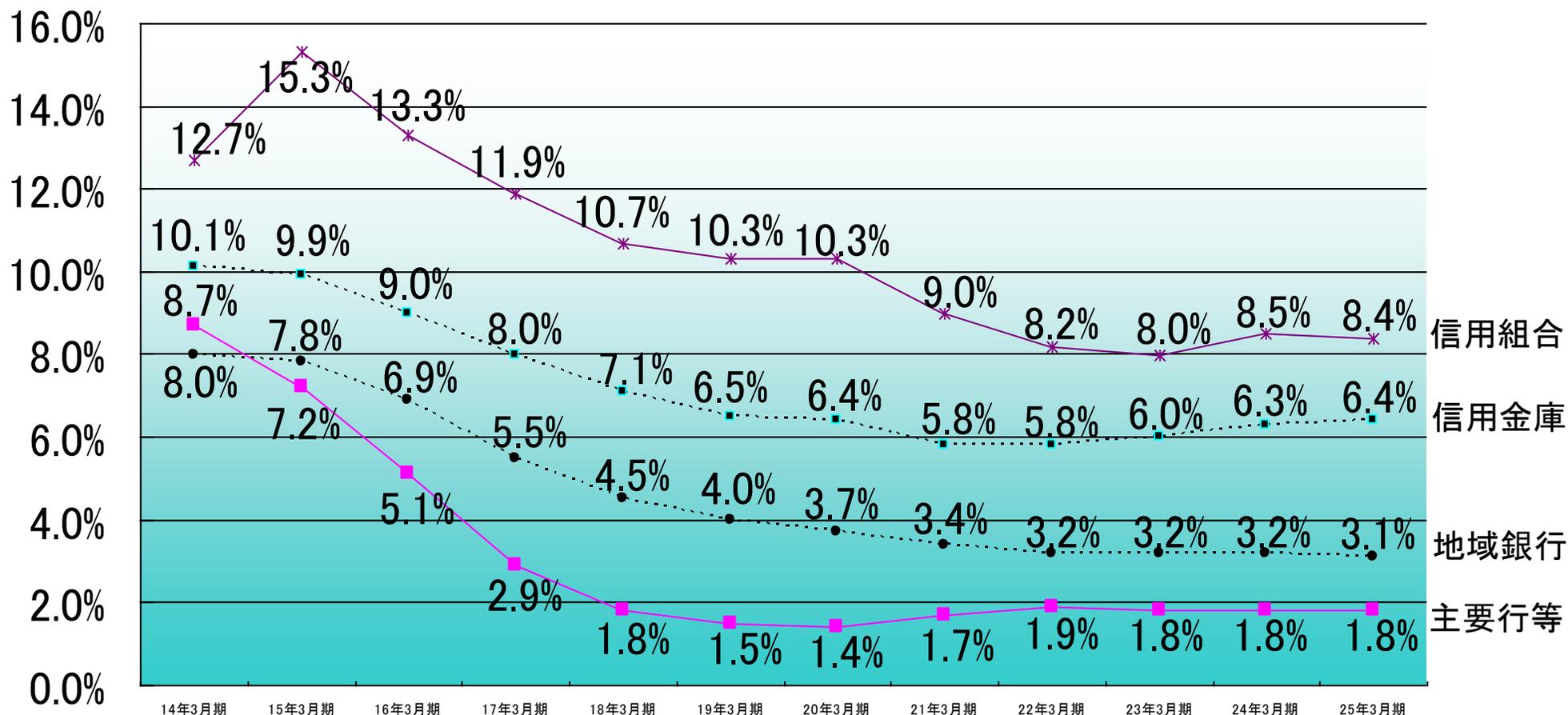
- リスク性商品に係る適合性原則の遵守状況等、高齢者に対するリスク性商品の販売態勢、NISAの販売態勢 等

(5) 相談・苦情処理態勢の充実

(6) 金融機能の不正利用の防止

- 振り込め詐欺の撲滅、ネットバンキング等を用いた不正な預金の払出し防止、マネロン、テロ資金供与の防止に向けた態勢整備 等

金融機関の不良債権比率の推移



(注1) 計数は金融再生法開示債権ベース。

(注2) 主要行等とは、みずほ銀行、旧みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。

(出典) 当庁ホームページ

第2部 金融庁の様々な取組み

I. 金融システムの安定確保のための取組み

2. 国際的な金融規制改革への対応

国際金融規制改革

リーマンショック(2008年9月)
世界的な金融危機へ発展



G20首脳会合(2008年11月ワシントン～)
危機防止のための金融規制改革の推進

1. 国際的な金融規制改革の進捗

- ① バーゼルⅢ(国際的に活動する銀行の自己資本規制・流動性規制)
- ② システム上重要な金融機関への対応(「大きすぎて潰せない金融機関」に対処するための上乗せ規制等)
- ③ シャドバンキングの規制・監督の見直し(ヘッジファンド、ノンバンク等による銀行類似の活動への規制)
- ④ 店頭デリバティブ市場の透明性・安定性向上のための改革(取引所外のデリバティブ市場をより安全に)

2. 日本の主張

- 中長期的に強固な金融システムを構築
- 実体経済への影響に配慮(バランスのとれた規制、十分な経過期間)
- 国際的な合意は着実に実施

3. 各国独自の金融規制改革の問題

他国の金融機関・市場に不測の影響を与えかねない各国独自の規制の動き

金融危機を受けた新たな国際交渉の枠組み



G20首脳会合

FSB

(金融安定理事会)

- ・G20諸国等の財務省・中央銀行・監督当局及び国際機関等をメンバーとする、国際的な金融安定上の課題を議論する場。
- ・事務局はスイス・バーゼル(当庁及び日銀からも事務局に職員を派遣)。

BCBS

(バーゼル銀行監督委)

- ・各国・地域の銀行監督当局や中央銀行等から構成されている国際機関。
- ・いわゆるバーゼルⅢなど、銀行に関する原則・指針等の国際的なルールを策定。
- ・事務局はスイス・バーゼル。
(日銀から事務局に職員を派遣)

IOSCO

(証券監督者国際機構)

- ・各国・地域の証券監督当局や証券取引所等から構成されている国際機関。
- ・証券監督に関する原則・指針等の国際的なルールを策定。
- ・主要な意思決定を行うのは代表理事会。
- ・事務局はスペイン・マドリッド(当庁からも事務局に職員を派遣)。

IAIS

(保険監督者国際機構)

- ・各国・地域の保険監督当局等から構成されている国際機関。
- ・国際的な保険監督に関するルールを策定、保険監督者の協調を促進。
- ・主要な意思決定を行うのは執行委員会
- ・事務局はスイス・バーゼル(事務局長は日本の河合美宏氏。日本からは、この他にも当庁より事務局に職員を派遣)。

国際的に活動する銀行の自己資本・流動性規制 –バーゼルⅢの全体像–

資本水準の引き上げ

普通株式等Tier1比率、Tier1比率の最低水準を引き上げ

資本の質の向上

- ①普通株式等Tier1に調整項目を適用
- ②Tier1、Tier2適格要件の厳格化

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスク・アセット}}$$

定量的な流動性規制(最低基準)を導入

- ①流動性カバレッジ比率(ストレス時の預金流出等への対応力を強化)
- ②安定調達比率(長期の運用資産に対応する長期・安定的な調達手段を確保)

リスク捕捉の強化

カウンターパーティー・リスクの資本賦課計測方法の見直し

補完

プロシクリシティの緩和

資本流出抑制策(資本バッファ<最低比率を上回る部分>の目標水準に達するまで配当・自社株買い・役員報酬等を抑制)など

エクスポージャー積み上がりの抑制

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{ノン・リスクベースのエクスポージャー}}$$

バーゼルⅢ ～銀行の自己資本規制の新たな枠組みのポイント

- 金融危機の教訓を踏まえ、国際的に活動する銀行について、適切なリスク管理を促し健全性を確保するため、自己資本の質・量の向上を求める自己資本規制の強化等に合意(2013年から2019年にかけて段階的に実施)。

バーゼルⅢのポイント

◇ 自己資本の量の強化:

- ① 自己資本比率の最低基準の引上げ
 - ー普通株式等Tier1比率2%→4.5%
 - ーTier1比率 4%→6%
 - ー総自己資本比率 8%を維持
- ② 資本保全バッファ(2.5%)の創設(参考)
 - ー普通株式等Tier1比率 計7%
 - ー総自己資本比率 計10.5%

◇ 自己資本の質の強化:

- ① 自己資本に算入できる条件の厳格化(一部の劣後債は自己資本に算入不可)
- ② 資本からの控除項目の拡大(無形固定資産等を資本から控除)

◇ 段階的实施:

2013年から2019年にかけて段階的に実施

(参考)バーゼル規制の枠組み

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本 (Tier1 + Tier2)}}{\text{資産額} \times \text{リスクの大きさに応じた割合}} \geq 8\%$$

(例: 日本国債0%、貸出20%~150%)

(注) Tier1: 普通株式、内部留保、優先株等、Tier2: 劣後債等

システム上重要な金融機関

- 金融危機において、一部の大手金融機関を公的資金で救済したことに伴う「大きすぎて潰せない」モラルハザードの問題に対処するため、「システム上重要な金融機関（Systemically Important Financial Institutions: SIFIs－シフィーズ）」について①破綻予防のための規制枠組み、②円滑な破綻処理の枠組み、③監督の実効性の向上等を検討し、順次実施。

	グローバルな システム上重要な金融機関	国内の システム上重要な金融機関
銀行	2011年11月カンヌ・サミットで合意	2012年10月に枠組みを公表
保険	2013年7月G-SIFIsの当初リストを公表	未定
その他	市場インフラやノンバンク等について検討中	未定

システム上重要な金融機関

— グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）規制の概要 —

- バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は、世界70社超の大手銀行につき、5つのリスク要因に対応したカテゴリー※に従い、各社の点数を算出。

※「国際的活動(cross-jurisdictional activities)」「規模(size)」「相互連関性(interconnectedness)」「代替可能性/金融インフラ(substitutes/financial institution infrastructure)」「複雑性(complexity)」の5カテゴリー

- 一定以上の点数となった銀行は、G-SIBに選定され、点数に応じて4グループに区分される。（注：第5区分は該当社がないことを前提に設定されている。）
- G-SIBは、各区分に従い、バーゼルⅢの規制水準に上乗せした自己資本 (additional loss absorbency) を求められる。

区分（バケット）	第5	第4	第3	第2	第1
普通株資本上乗せ幅	3.5%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%

- 本規制は、2011年11月にG20首脳が了承。2016年年初から段階的に実施され、2019年年初から完全実施される予定。

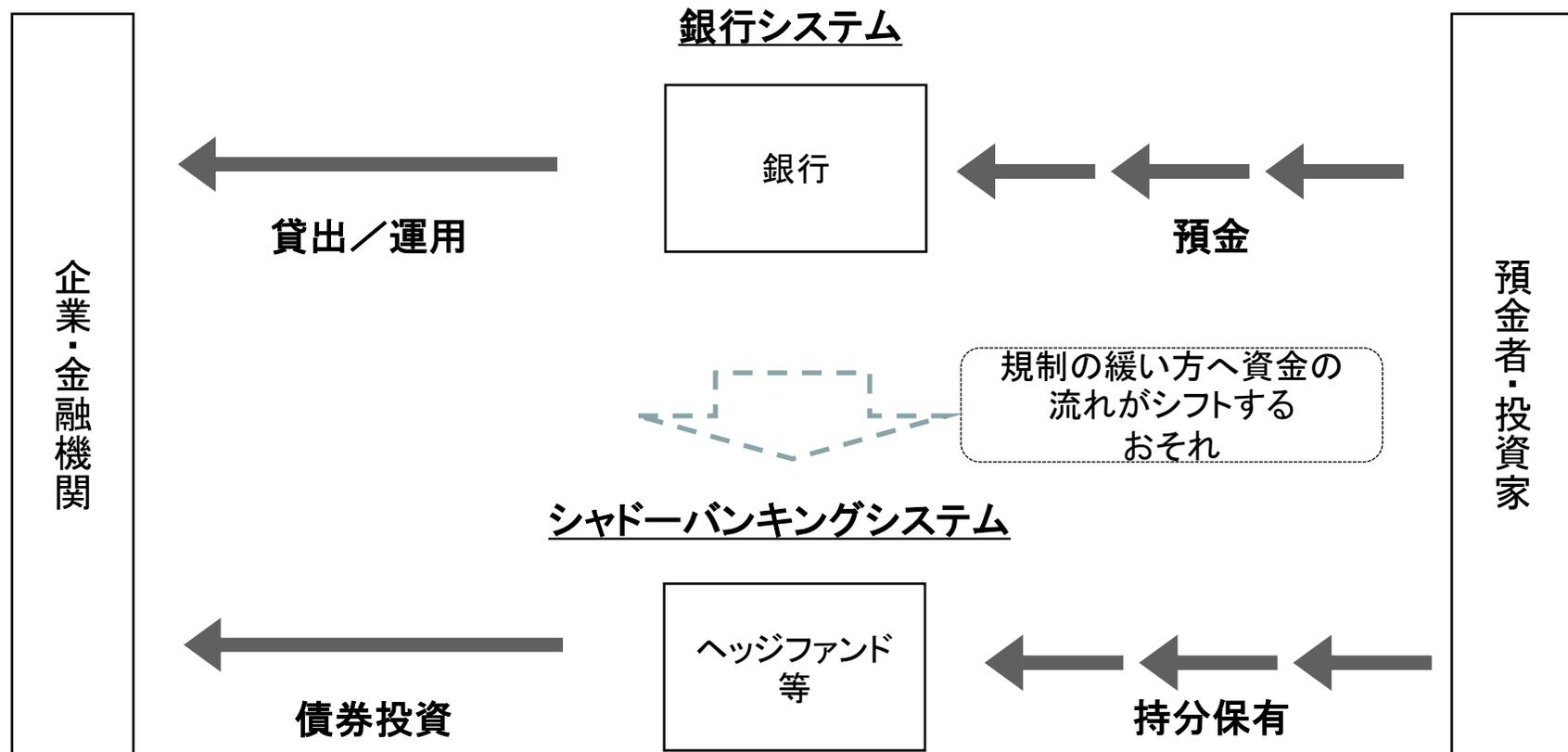
システム上重要な金融機関

— 国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）規制の経緯と概要 —

- G20首脳は、2011年11月、FSBに対し、G-SIBs規制枠組みを国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）に拡張することを検討することを指示。
- これを受け、2012年4月、FSBはG20首脳に対し、進捗を報告し、D-SIBsに対する規制枠組みの骨子として、以下を提示。
 - D-SIBsの規制枠組みは、G-SIBsの規制枠組みを補完するものであること。
 - D-SIBsの選定と規制の実施は、各国当局の裁量に委ねられるべきこと。
 - D-SIBsの規制枠組みは、原則に基づく、最低限の規制であるべきこと。
- これらに基づき、バーゼル委は、D-SIBsの規制に関する12の原則案を作成し、2012年6月に市中協議を開始、2012年8月に終了。
- D-SIBsの規制に関する12の原則案は、2012年10月のFSB本会合、同11月のG20財務大臣・中銀総裁会合で了承された。
- 本規制は、2016年年初から段階的に実施され、2019年年初から完全実施される予定。

シャドーバンキング（銀行システム以外で行う信用仲介）

- ヘッジファンド、MMF（マネー・マーケット・ファンド）など、実質的に銀行に類似した信用仲介活動を行っている銀行以外の主体・活動（シャドーバンキング）のシステムック・リスクに対する規制・監視のあり方を検討中（2013年9月に開催予定の Санктペテルブルク・サミットまでに政策措置を最終化する予定）



ヘッジファンド：少人数の投資家から資金を集め、積極的にリスクを取り、高収益を目指すファンド。

MMF：信用度が高く、残存期間の短い内外の公社債を中心に投資を行うファンド（預金に代わる安全性の高い資金運用先として認識されている）。

シャドーバンキング（銀行システム以外で行う信用仲介）

＜2011年11月カンヌ・サミットにおいて合意された5つのシャドーバンキングの検討分野の進捗状況＞

① 銀行のシャドーバンキングへの関与（バーゼル規制委員会）[一部につき本年6月に規制案を公表]

銀行とシャドーバンキングの規制上の連結のあり方や銀行のファンド向け出資に係るリスク算出方法といった銀行への規制を通じたシャドーバンキングに対する規制・監督のあり方の検討。

② マネー・マーケット・ファンド（money market funds: IOSCO）[昨年10月に最終報告書を公表]

MMFの取付騒ぎやその他のシステミックリスクを削減するための政策措置（MMFの組入資産評価方法、流動性管理のあり方等）を提言。

③ 他のシャドーバンキング主体（other shadow banking entities: FSB）[本年9月に最終報告書を公表]

MMF以外のシャドーバンキング主体のリスクを把握するために必要なデータ収集・モニタリングのあり方や各主体が果たす経済的な機能に伴うリスクに着目した政策措置等の検討。

④ 証券化商品（securitisation: IOSCO）[昨年11月に最終報告書を公表]

証券化商品のオリジネーター等に対する適切なインセンティブの付与、証券化商品に係る情報の適切な開示等を提言。 欧米では、適用対象機関等に差異が認められるものの、原則5%の原資産リスクの保有義務が課されている。

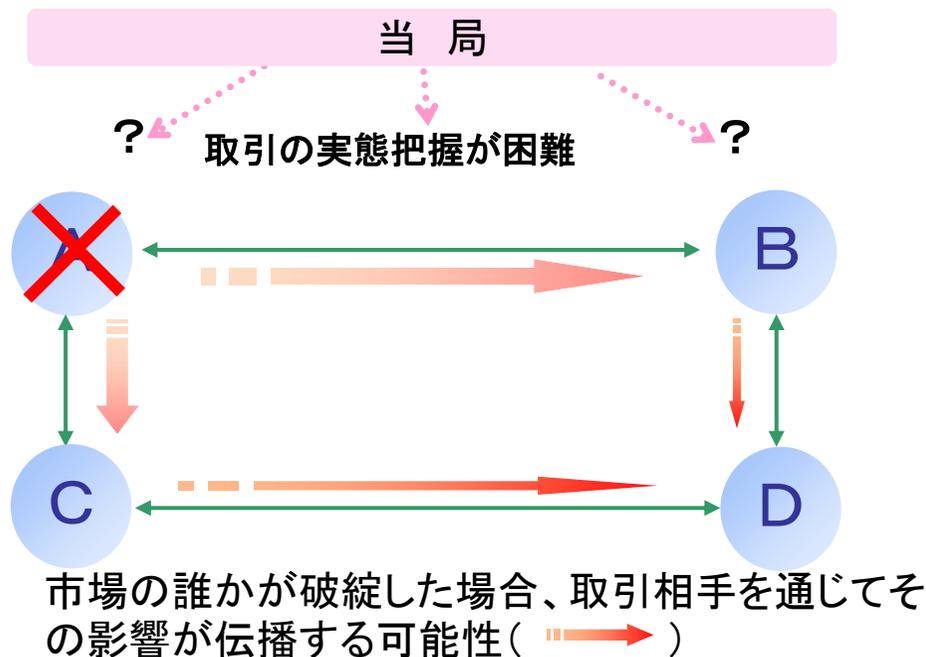
⑤ 貸株・レポ取引（securities lending and repos: FSB）[来年春に最終報告書を公表予定]

貸株・レポ取引市場の透明性を高めるためのデータ収集や情報開示のあり方、貸株・レポ取引の適切な担保管理のあり方、金融システムのレバレッジ抑制のために最低限の担保の掛け目（ヘアカット）の実施を求める規制等のあり方等の検討。

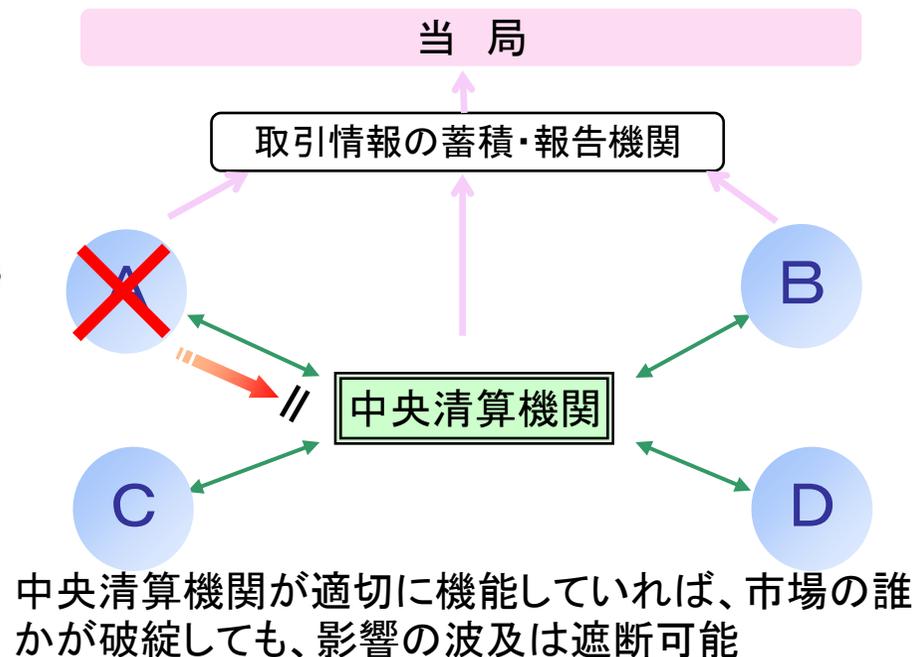
店頭デリバティブ市場改革

- 店頭デリバティブ市場とは、先物、オプション、スワップ等の金融派生商品(デリバティブ)を、取引所のような施設を通さず、当事者同士が直接、相対で取引する市場。
- 同市場の透明性や安定性を高めるため、G20ピッツバーグ・サミットにおいて、2012年末を期限とした店頭デリバティブ市場改革に合意。
- 2010年の金融商品取引法改正において、業者の中央清算機関の利用や取引の報告義務などを規定。2012年の同法改正において、業者の電子取引システムの使用義務などを規定。

金融危機時の店頭デリバティブ市場の問題点



店頭デリバティブ市場改革の概要(2010年改正)



日本における店頭デリバティブ規制改革

金融商品取引法の改正

<2010年5月12日成立>

①中央清算機関(CCP)を通じた清算集中義務

②取引情報蓄積機関(TR)への報告

⇒ 2012年11月1日より施行済

<2012年9月6日成立>

③電子取引基盤(ETP)の利用義務

⇒ 段階的な実施を予定

(改正法公布(2012年9月12日)から最大3年以内)

第2部 金融庁の様々な取組み

Ⅱ. 金融サービスの利用者保護のための取組み

「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の概要

【保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ報告】(平成25年6月7日)

保険商品・サービスのあり方

少子高齢化をはじめとする社会情勢の変化に伴い、保険商品や保険会社によるサービスに対する国民のニーズ・期待の変化

→ **新しいニーズに対応するため、以下の見直しを行う。**

- 新しい保険商品の販売
 - ・不妊治療保険
 - ・提携事業者による財・サービスの提供がキャッシュレスで受けられる保険
- 保険会社グループの業務範囲の拡大
 - ・子会社による保育所運営の解禁など
- 共同行為制度の活用促進

保険募集・販売ルールのあり方

来店型保険ショップやインターネットを通じた募集の増加といった保険募集チャネルの多様化やいわゆる保険代理店の大型化など、
保険募集を巡る環境の変化

→ **保険募集を巡る環境変化に対応するため、募集・販売ルールについて、以下の見直しを行う。**

- 保険募集の基本的ルールの創設
 - ・意向把握義務の導入
顧客の意向に沿った商品を提案する等の一般原則を明文化する。
 - ・情報提供義務の法定化
保険募集時に商品情報等の説明を行うことを法令において求める。
 - ・募集文書の簡素化(業界の自主的な取組み)
保険加入時に不要な情報は省略し、募集文書を顧客にとって分かりやすいものとする。
- 保険募集人の義務
 - ・保険募集人の体制整備義務の導入
保険代理店自身に対しても、法令等遵守のための体制整備を義務づける。
 - ・乗合代理店に係る規制の見直し
複数の保険商品の中から比較推奨販売を行う場合に、推奨理由の説明等を義務づける。
 - ・保険募集人の業務委託先管理責任
保険代理店に対しても、保険会社同様に、業務委託先の適切な管理を求める。
- 募集規制の適用範囲
 - ・募集規制の適用範囲の再整理・明確化
比較サイトや見込み客紹介サービスの出現など、募集プロセスの多様化に伴い、保険業法の規制の及ぶ範囲を再整理・明確化する。
- 保険仲立人に係る規制の見直し
 - ・契約手続の簡素化、供託金の最低金額の引下げ 等

2. 金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会合

「金融ADR制度の在り方等の検討について」の概要 【金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議報告】(平成25年3月8日)

金融ADR制度の現状

○銀行、保険、証券等の業態毎に8つの指定紛争解決機関が設置(指定)。その他業態は、代替措置で対応。

○23年度の苦情・紛争の申立件数は、為替デリバティブ事案の増加に伴い大きく増加。また、かなりの割合が和解(解決)。

【平成23年度の申立実績】

苦情処理手続: 7,093件 (32%増加)
紛争解決手続: 1,981件 (137%増加)
※()内は、前年度比

【平成23年度の解決・和解実績】

苦情処理手続: 60%解決
紛争解決手続: 45%和解成立
※何れも年度内の最終ベース

現状の評価

○指定紛争解決機関は、利用者保護に一定の役割を果たしていると評価。

○機関や制度の周知は、ある程度進んでいるが、なお一層の周知の努力が必要。

○為替デリバティブ事案の増加により、法人・高額請求事案が相当な割合になっているが、中小企業等の要請に積極的に応えている現状は評価。

なお、個人・少額請求事案へ支障がないよう留意が必要。

【平成23年度の法人・高額事案】

法人38%、請求金額1千万円超42%

➤業務運営において、利用者の信頼性向上や納得感等の面から運用上の課題が存在。

運用上の課題

○機関によって、面談割合に高低があるほか、1日で事情聴取を終了し納得感がないとの指摘。

○利用者アンケートの対象を和解事案に限定。

○業界団体の事務局職員が紛争解決委員となることについて、中立・公正性の観点から疑念が生じかねないとの指摘。

○特別調停案の活用が不十分な機関が存在。
※金融機関側に片面的受諾義務のある和解案

○苦情・紛争の分析結果の加入金融機関へのフィードバックが不十分。

○銀行窓販(複数の金融業態が関係)に係る申立手続きがわかりにくい。

○利用者の信頼感・納得感を向上させるとともに、利用者にとってわかりやすく、各機関間において整合的な手続の構築が必要。

○銀行窓販の増加等も踏まえ、関係機関間の連携強化が必要。

対応の方向性

○紛争の原因等を的確に把握する等の観点から、基本的には面談実施が望ましい。再度の意見陳述の要請には支障がない限り対応すべき。

○不調事案も含めた利用者アンケートの実施による検証及び改善策の実施。

○弁護士等との合議制や、利用者アンケート・有識者による事後的な検証及び改善努力等により中立・公正性を担保。

○特別調停案が必要となる局面において、適切に活用されるような態勢の確保。

○苦情・紛争の分析結果の加入金融機関へのフィードバックを推進。

○利用者に対し、より一層丁寧な説明、関係機関の連携を強化。

○横断的な機関の創設については、既存機関との重複、コスト等の面で課題があり、まずは、関係機関の連携強化等を図りつつ、将来の検討課題とする。

○上記の点も踏まえた監督指針を策定・公表することにより、利用者の信頼性向上や各機関の特性を踏まえた運用の整合性確保を図る。

○「金融ADR連絡協議会(仮称)」を設置し、情報・意見交換を行う等、関係機関の連携を強化。

指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針の概要

I 基本的考え方

指定紛争解決機関には、

- 利用者の立場から利用し易い手続を整備し、中立・公正かつ簡易・迅速なトラブル解決に努めること
- トラブルに関する情報の分析・類型化を行い、その結果を利用者及び金融機関等に提供し、同種のトラブル防止に資することが求められる。

II 監督に係る事務処理上の留意点

監督上のヒアリング、検査部局との連携、行政処分等。

※金融機関向けの監督指針に準拠。

III 指定に係る事務処理上の留意点(指定時の審査基準)

経理的・技術的基礎、役職員の構成、指定申請書の添付書類等。

※「金融ADRガイドライン」と基本的に同内容。同ガイドラインを廃止。

IV 監督上の主な評価項目

1. 紛争解決等業務の運営態勢

(1) 指定紛争解決機関の業務運営態勢

- ・ 業務量の増加等に応じた業務運営態勢の整備。
- ・ 地方在住者や高齢者等への利用者利便の更なる向上。

(2) 職員の監督体制等

- ・ 職員の資質の維持・向上のための教育・研修等。
- ・ 公正かつ適確な紛争解決手続の実施のために必要となる情報・知識を紛争解決委員間で共有する態勢の整備。

(3) 紛争解決委員の選任及び排除等

- ・ 中立性・公正性を確保するため、紛争解決委員の選任・排除等の手続の整備。

2. 紛争解決等業務の適切性等

(1) 相談等を受付けた場合の対応

- ・ 適切な苦情処理手続の案内や他の指定機関の紹介。
- ・ 複数業態の金融機関が関係する案件(銀行窓販等)に対する、より丁寧な対応。

(2) 苦情処理手続における留意事項

- ・ 金融機関における処理手続の進捗状況等の適時・適確な把握。

(3) 紛争解決手続における留意事項

- ・ 面談の充実等による、利用者の手続に対する納得感に配慮。
- ・ 特別調停案が適切に活用されるような態勢整備。

3. 紛争解決等業務の公表・検証・評価

(1) 紛争解決等業務の公表

- ・ トラブル未然防止等の観点から、苦情・紛争の状況等の積極的な公表。

(2) 紛争解決等業務の検証・評価

- ・ 利用者アンケートや外部有識者による事後的な検証・評価を踏まえた改善措置の検討。

4. 苦情・紛争事案に関する分析結果等のフィードバック

紛争解決手続の状況等を適切に分析し、金融機関等へフィードバック。

5. 関係機関との連携

指定機関間や「金融ADR連絡協議会」での情報交換、関係機関との連携により手続の改善につなげるなど、利用者利便の向上への取組。

「多重債務者相談強化キャンペーン2013」の概要

1. 趣旨

- 「多重債務者相談強化キャンペーン」は、潜在的な相談者の掘り起こし及び常設相談窓口の認知度向上を図るため、「多重債務問題改善プログラム」(平成19年4月20日多重債務対策本部決定)に基づく地方自治体における相談窓口の整備を促す一助として、平成19年度より毎年度実施。

2. 期間

- 平成25年9月1日～12月31日

3. 主催

- 多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター(法テラス)

4. 実施概要

- 主催団体が連名で都道府県、中小企業団体(商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会)に呼びかけ、以下のような取組みを全国的に実施。
 - ・ 各都道府県・関係団体の共同による無料相談会の開催
 - ・ 都道府県・市区町村や財務局等の常設相談窓口の周知徹底
 - ・ ヤミ金等の利用防止に係る周知・広報

貸金業法改正の背景・内容

多重債務問題の深刻化：平成19年2月末時点で5件以上の利用者は**約180万人**、こちらの者の平均借入総額は**約240万円**

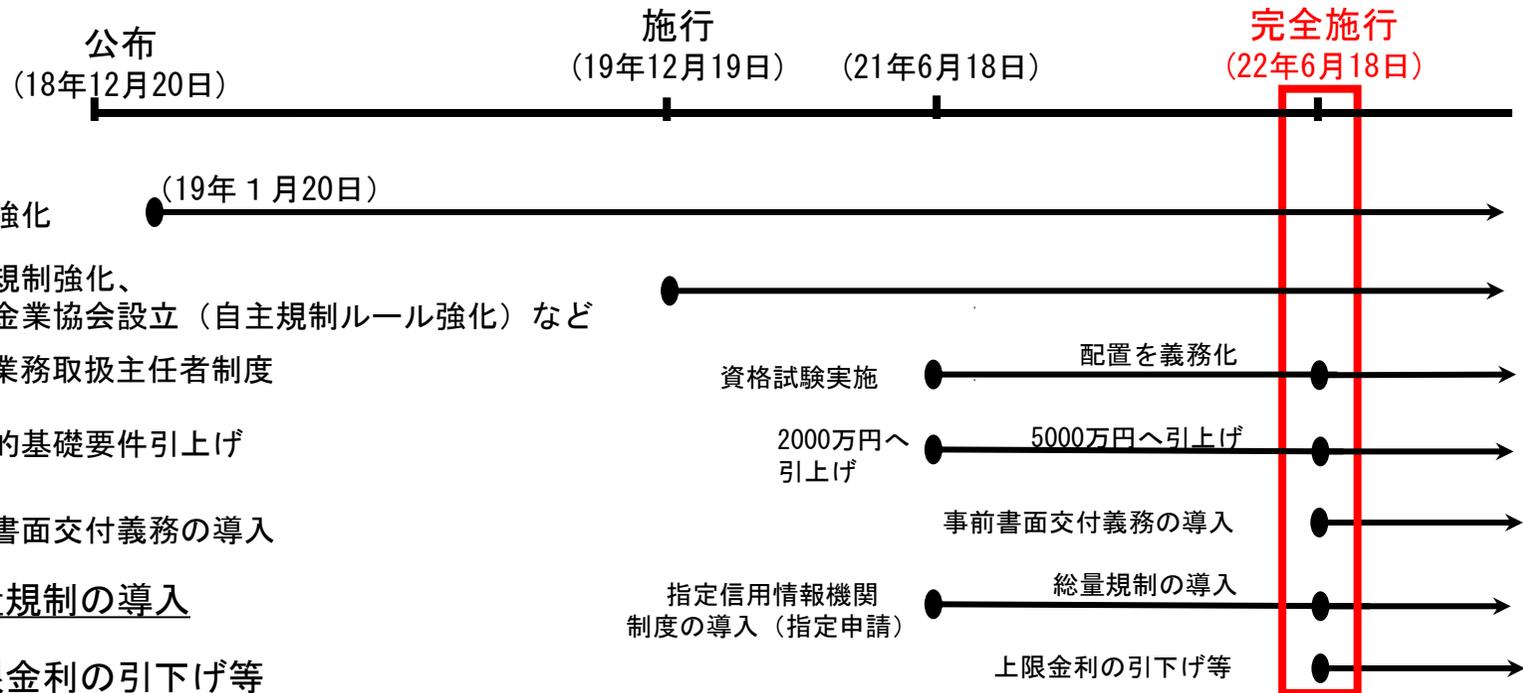
(注) 数値には、リボルビング契約の契約者で残高のない者及び既に自己破産して残高のない者は含まれていない。
(データ出典：全国信用情報センター連合会(現日本信用情報機構)の保有データ)

※多重債務問題の直接の背景として考えられるもの

- ・高金利
- ・商品性(借入れが容易であり、金利負担を認識しない返済システム)
- ・過剰な貸付け(貸付けの際に借り手のリスクの把握が不十分)
- ・借り手の金融知識・計画性の不足 等

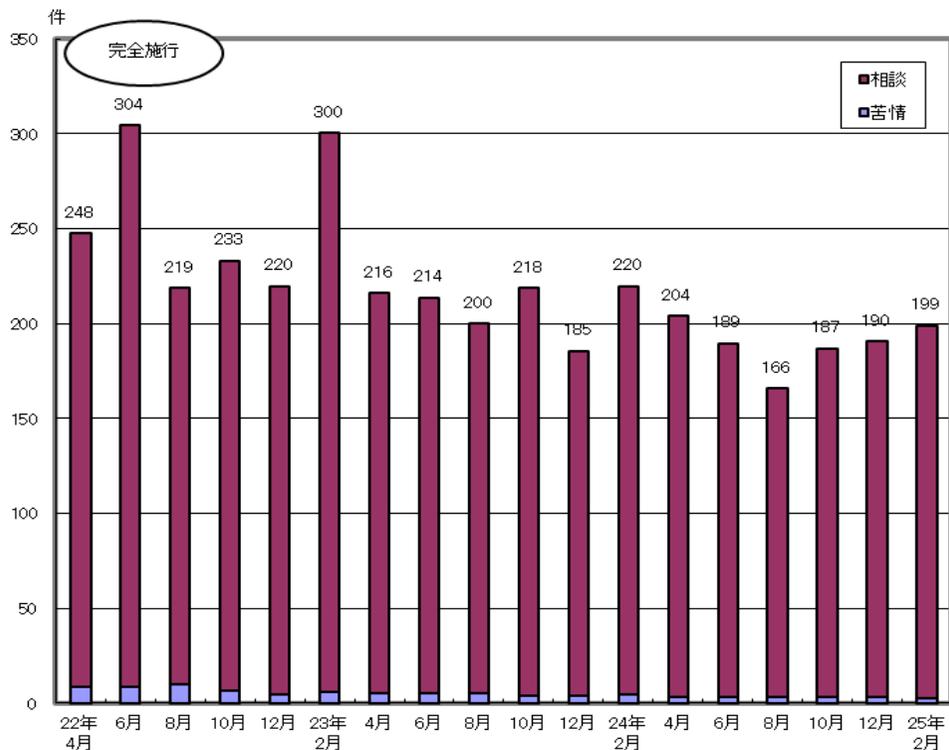
多重債務者の発生を防ぐことを目的として、貸金業法制定以来の抜本改正 (平成18年12月13日成立)

- ① 貸金業の適正化のための規制の見直し(参入規制・行為規制の強化等)
- ② 過剰貸付抑制のための総量規制の導入等(年収の3分の1を超える借入れは原則禁止)
- ③ 金利体系の適正化、④ ヤミ金融対策の強化



改正貸金業法完全施行後の状況①(借り手の状況)

金融庁・財務局・日本貸金業協会における1日あたりの相談・苦情件数



(出典) 金融庁「貸金業関係資料集」、日本貸金業協会「月次統計資料」等

(注) 23年2月の増加要因は、日本貸金業協会に寄せられた苦情・相談において、特定の協会員が発信した顧客向けの案内文書に関する問い合わせが急増したことによる。

貸金業利用者の一人当たり残高金額及び5件以上無担保無保証借入の残高がある人数

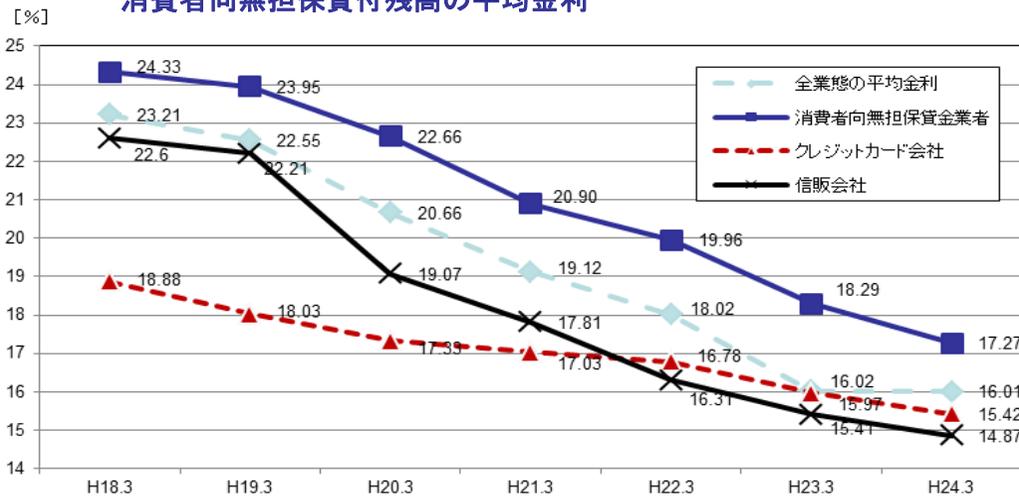
	20年3月末	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末	25年3月末
1人当たり残高金額【万円】	106.6	95.7	79.7	67.1	59.0	54.8
5以上無担保無保証借入の残高がある人数【万人】	118	73	84	70	44	29

(出典) ㈱日本信用情報機構「信用情報提供等業務に関連する統計」

(注) ㈱日本信用情報機構は、全国信用情報センター連合会(全情連)加盟33情報センターを承継したものであるが、21年6月以降、事業譲渡に伴い無担保無保証借入れにかかる情報を本統計に順次反映させたため、6月以降、人数合計、残高金額合計等の各種データが増加している(移行作業は21年12月に完了)。

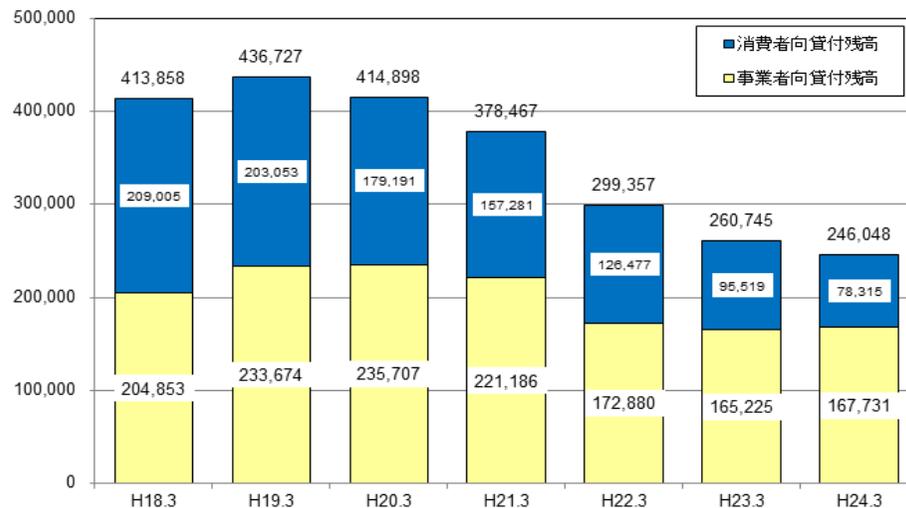
改正貸金業法完全施行後の状況②(貸し手の状況)

消費者向無担保貸付残高の平均金利



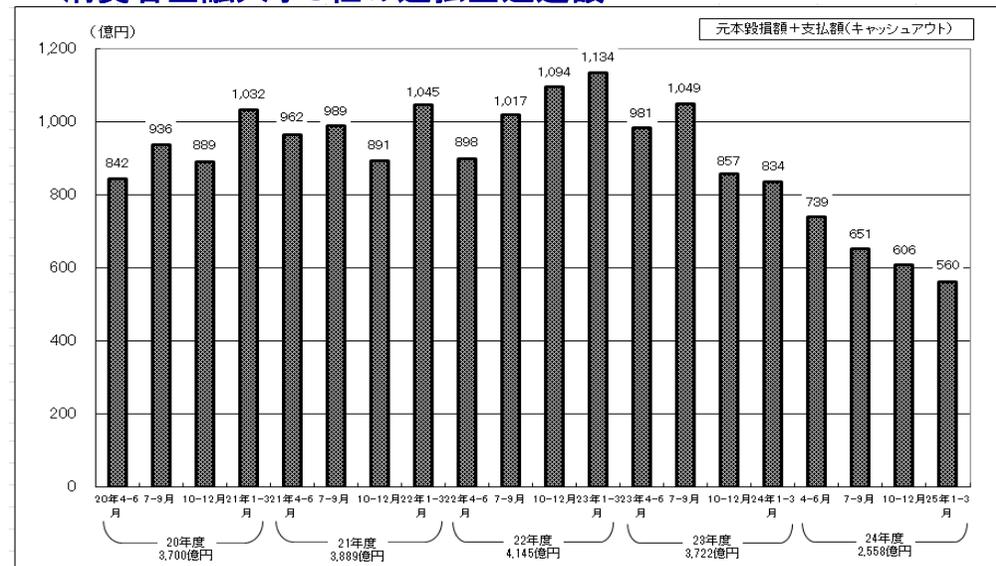
(出典) 金融庁「貸金業関係資料集」

貸付業者の貸付残高



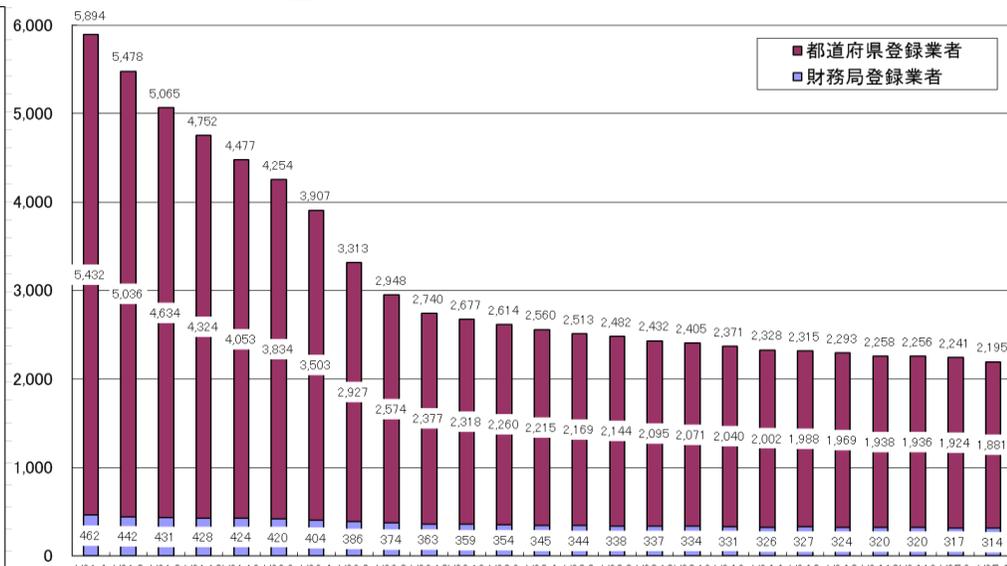
(出典) 金融庁「貸金業関係資料集」

消費者金融大手3社の過払金返還額



(出典) 各社の公表決算資料より作成。

貸金業登録業者



(出典) 金融庁「貸金業関係資料集」

改正貸金業法完全施行後の状況③(その他関連する指標)

ヤミ金に係る苦情等受付件数

		21年度	22年度	23年度	24年度
合計		8,267	7,139	7,006	6,290
	金融庁	362	363	334	206
	各財務局	2,299	1,571	1,234	1,074
	都道府県	5,606	5,205	5,438	5,010

(出典)金融庁「貸金業関係資料集」

ヤミ金検挙数

	20年	21年	22年	23年	24年
検挙事件数	437件	442件	393件	366件	325件
検挙人数	860人	815人	755人	666人	470人

(出典)警察庁「平成24年中における生活経済事犯の検挙状況等について」等

自殺者のうち多重債務が理由となっている者

	20年	21年	22年	23年	24年
多重債務が理由となって自殺した人数[人]	1,733	1,630	1,306	998	839
全自殺者のうち、多重債務が理由となって自殺した者の割合[%]	5.37	4.96	4.12	3.17	2.95

(出典)警察庁「平成24年中における自殺の状況」等

市区町村の多重債務相談窓口設置状況

	H20.3	H21.3	H22.3	H23.3	H23.9	H24.9
多重債務相談窓口が設置されている市区町村数[市区町村]	1,515	1,619	1,626	1,625	1,653	1,660
多重債務相談窓口が設置されている市区町村の割合[%]	84	90	91	93	95	96

(出典)財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況について

第2部 金融庁の様々な取組み

Ⅲ. 25年金商法等改正法

金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

先般の金融危機に
関わる諸問題



市場型金融危機への対応、
金融資本市場・金融業の信頼性回復・機能強化

公募増資インサイダー取引事案等を 踏まえた対応

インサイダー取引規制の強化

- ◆ 情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入
- ◆ 資産運用業者が「他人の計算」で違反行為を行った場合の課徴金額の引上げ

企業実務等を踏まえた規制の見直し

- ◆ 公開買付け情報を聞いてから相当の期間が経過した場合についてインサイダー取引規制を適用除外
等

AIJ事案を踏まえた 資産運用規制の見直し

不正行為に対する罰則の強化

- ◆ 投資一任業者等による運用報告書の虚偽記載等に対する罰則の引上げ

その他

- ◆ 年金基金が特定投資家(プロ)になるための要件の限定
等

金融機関の秩序ある処理の枠組み

リーマンショック等、金融市場を通じて伝播し、実体経済に深刻な影響を与える金融危機を防ぐため、G20の合意等を踏まえ、金融機関の秩序ある処理の枠組みを整備

対象

- ◆ 金融業全体（銀行、保険、証券、金融持株会社等）

手続

- ◆ 金融危機対応会議（内閣総理大臣（議長）、内閣官房長官、財務大臣、金融担当大臣、日本銀行総裁、金融庁長官で構成）

措置内容等

- ◆ 預金保険機構の監視等の下、流動性供給等により重要な市場取引等を履行（必要に応じ、資金援助・資本増強）
- ◆ 秩序ある処理に必要な措置（早期解約の制限等）

費用負担

- ◆ 原則として業界の事後負担（例外的に政府補助）
等

銀行等による 資本性資金の供給強化等

銀行等による資本性資金の供給強化

- ◆ 銀行等による議決権保有規制（いわゆる5%ルール）について、企業再生や地域経済再活性化に資する効果が見込まれる場合に限り、規制を緩和

その他

- ◆ その他銀行等に関する規制（大口信用供与等規制や外国銀行支店規制等）の見直し
等

投資法人の資金調達・ 資本政策手段の多様化等

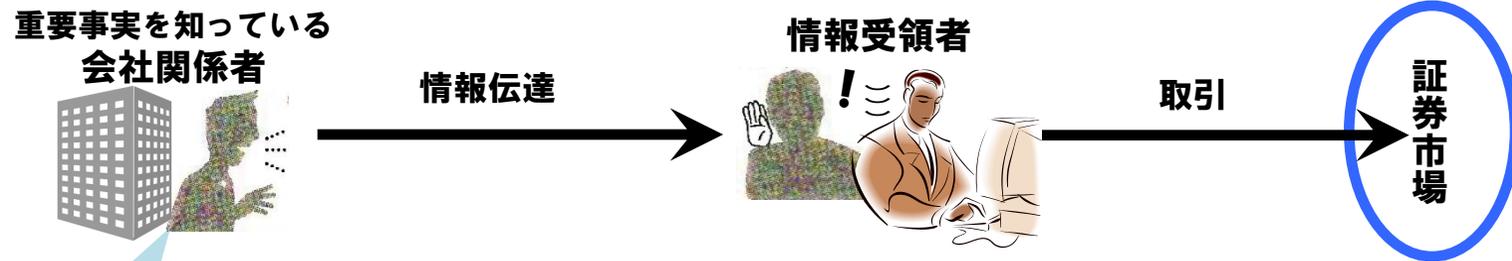
資金調達・資本政策手段の多様化

- ◆ 自己投資口の取得、投資主への割当増資の導入

その他

- ◆ 投資法人による海外不動産の取得促進のための措置
- ◆ 投資法人へのインサイダー取引規制の導入
- ◆ 投資信託の運用状況を投資家が理解しやすい形で提供するための措置
等

公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応 (情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入)



基本的考え方

- ・ 情報受領者によるインサイダー取引を防止するためには、不正な情報漏えいをいかに抑止するかが重要
- ・ 企業の通常の業務・活動に支障が生じないよう配慮しつつ、取引に結びつく不正な情報漏えいを規制

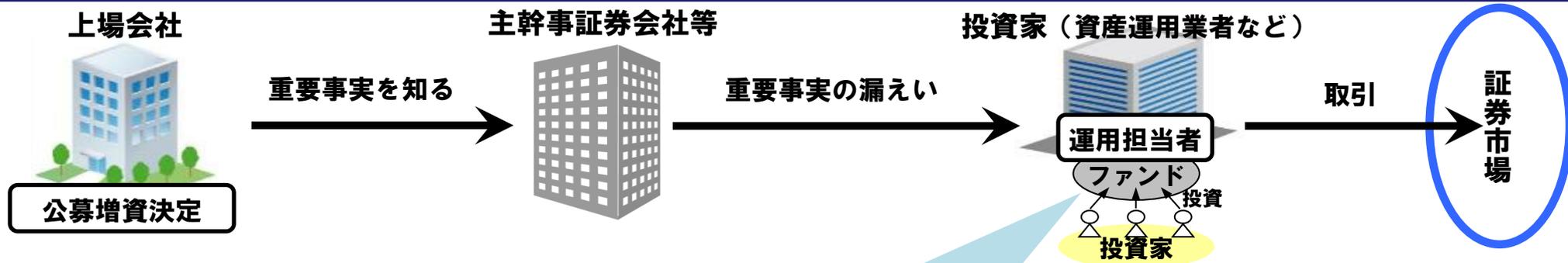
規制内容

- ①未公表の重要事実を知っている会社関係者(上場会社や主幹事証券会社の役職員など)が、他人に対し、
 - ②「公表前に取引させることにより利益を得させる目的」をもって、③情報伝達・取引推奨を行うことを禁止
- ⇒ 当該行為により公表前の取引が行われた場合には刑事罰・課徴金の対象

違反抑止策

	刑事罰	課徴金	注意喚起のための氏名公表
証券会社等の違反の場合	5年以下の懲役 500万円以下の罰金 法人重課5億円	証券会社等に対し、 ・ 取引を行った者からの仲介手数料(3月分) ・ [増資に係る売りさばき業務の違反の場合] (上記の)仲介手数料(3月分)+引受手数料の1/2	違反行為に関わった役職員 (補助的な役割を担った者を除く)
上記以外の違反の場合		・ 取引を行った者の利得の1/2	—

公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応 (資産運用業者の違反行為に対する課徴金の引上げ)



ポイント

〔現 行〕 課徴金額は、「運用報酬(1月分)」を、「運用財産全体に占める違反行為の対象銘柄の割合」で按分した額
 〔改正後〕 「3ヵ月分の運用報酬全体」を基準として課徴金額を計算
 ⇒ 資産運用業者は、違反行為による運用成績の向上により、運用報酬全体を継続的に得ることが可能

「他人の計算」による取引の課徴金の改正

	現 行
	課徴金
資産運用業者	資産運用業者に対し、 運用報酬(1月分) × $\frac{\text{対象銘柄の最大額}}{\text{運用財産の総額}}$
上記以外の者	違反行為の対価



改正後	
課徴金	注意喚起のための氏名公表 ^{※1}
資産運用業者に対し、 運用報酬(3月分)	・違反行為を反復して行った者 ^{※2} ・取引上の立場を利用して重要事実を要求するなどにより、違反行為を行った者
違反行為の対価	

※1 「自己の計算」で違反行為を行った場合も同様
 ※2 相場操縦等の違反行為を行った場合も同様

【実効性のある課徴金調査等のための制度整備】

- 課徴金調査において、物件提出を命じることを可能とする(⇒ 取引の記録、情報伝達の裏付け証拠を確保)
- 課徴金調査等に付随して、官公署への照会規定を整備する(⇒ 違反行為者の所在等を確認)

公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応 (近年の金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制の見直し)

インサイダー取引規制の対象者の見直し

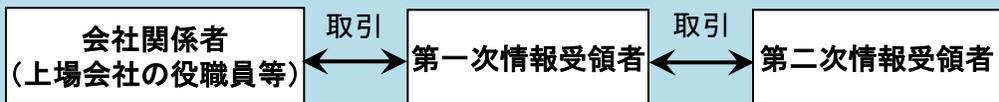


【現 行】被買付企業は、公開買付者との間で特段の契約がない場合には、「内部者」に該当せず
⇒被買付企業からの情報受領者は「第二次情報受領者」として規制対象から漏れてしまう

【改正後】被買付企業は、公開買付者との契約がなくとも、「内部者」に該当することを明確化

※被買付企業は、公開買付者からの事前告知により、予め公開買付け情報を知っていることが一般的

重要事実を知っている者同士の取引の適用除外



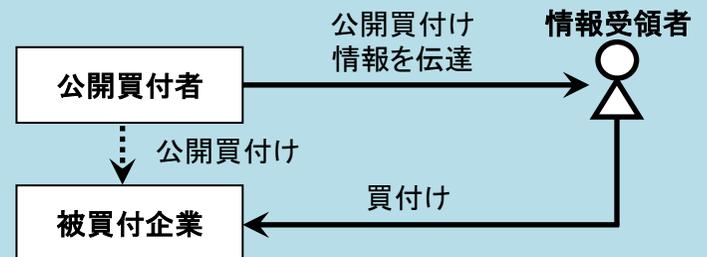
【現 行】重要事実を知っている者同士の取引であっても、

- ・「会社関係者」と「第一次情報受領者」との取引は適用除外されるが、
- ・「第一次情報受領者」と「第二次情報受領者」との取引は適用除外の対象となっていない

⇒「第一次情報受領者」が保有株式を売却する際に実務上の支障

【改正後】「第一次情報受領者」と「第二次情報受領者」との取引について、インサイダー取引規制の適用除外の対象とする

公開買付け情報の伝達を受けた者の適用除外



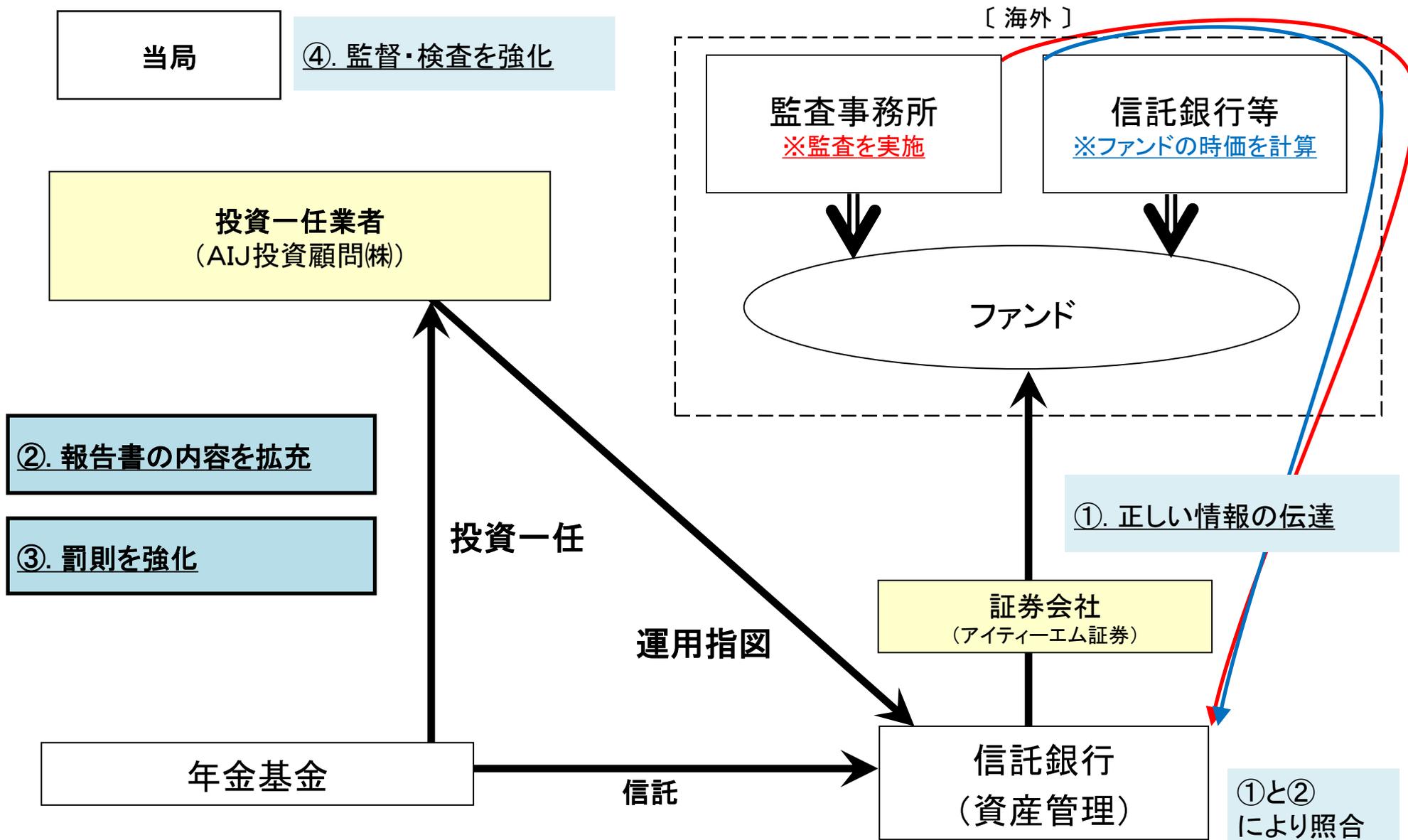
【現 行】公開買付け情報の伝達を受けた情報受領者による被買付企業の株式の買付けは禁止

⇒公開買付者が競合相手による買付けを阻止するために情報を伝達するなど、公正な競争・取引の円滑に支障

【改正後】次の場合には、情報受領者による買付けを可能とする

- ①【情報の周知】情報受領者が自ら公開買付けを行う際に「公開買付届出書」等に伝達を受けた情報を記載した場合
- ②【情報の陳腐化】情報受領者が伝達を受けてから6か月経過した場合

AIJ 事案を踏まえた資産運用規制の見直し



①. 【正しい情報の伝達】 第三者(国内信託銀行等)によるチェックが有効に機能する仕組み
(「基準価額」や「監査報告書」が国内信託銀行に直接届く仕組みなど)

- (1) 国内信託銀行によるファンドの「基準価額」「監査報告書」の直接入手
- (2) 国内信託銀行によるファンドの「基準価額」等の突き合せ

⇒ 内閣府令・監督指針の改正
(平成24年12月公布)

②. 【報告書の内容を拡充】 顧客(年金基金等)が問題を発見しやすくする仕組み
(運用報告書等の記載内容の充実など)

- (1) 運用報告書等の記載事項の拡充
(法律改正事項は、生命保険会社の運用実績連動型保険契約に係る運用報告書交付義務)
- (2) 運用報告書等の交付頻度の引上げ
(法律改正事項は、信託会社が作成する信託財産状況報告書の交付頻度の引き上げ(顧客が年金基金等の場合))
- (3) 厚生年金基金が特定投資家(いわゆる「プロ」)になるための要件の限定
- (4) 投資一任業者等によるチェック体制の整備

⇒ 法律改正事項(下線)
については本法律

(その他については
内閣府令・監督指針
の改正
(平成24年12月公布))

③. 【罰則を強化】 不正行為に対する牽制の強化
(投資一任業者等による「虚偽」の報告や勧誘等に対する制裁強化)

投資一任業者等による

- ① 顧客に交付する運用報告書等の虚偽記載、② 勧誘の際の虚偽告知及び③ 投資一任契約の締結に係る偽計に対する罰則の引上げ

⇒ 本法律

④. 【監督・検査を強化】 投資運用業者等に対する規制・監督・検査の在り方の見直し

- (1) 事業報告書(当局宛て提出書類)の記載事項の拡充
- (2) 投資一任業者に対する監督の強化
- (3) 投資一任業者に対する検査の強化
- (4) 検査・監督の強化のための体制整備

⇒ 内閣府令・監督指針等の
改正
(平成24年12月公布)

AIJ 事案を踏まえた資産運用規制の見直し（改正の内容）

【罰則を強化】不正行為に対する罰則の強化（③関係）

- 運用報告書等の虚偽記載
現 行;懲役6月以下・罰金50万円以下(法人重課なし)
改正後;懲役3年以下・罰金300万円以下(法人重課3億円以下)^(注1)
- 勧誘の際の虚偽告知
現 行;懲役1年以下・罰金100万円or300万円以下(法人重課なしor2億円以下)^(注2)
改正後;懲役3年以下・罰金300万円以下(法人重課3億円以下)^(注3)
- 投資一任契約の締結の偽計
現 行;懲役3年以下・罰金300万円以下(法人重課3億円以下)
改正後;懲役5年以下・罰金500万円以下(法人重課5億円以下)

【報告書の内容を拡充】顧客(年金基金等)が問題を発見しやすくする仕組み（②関係）

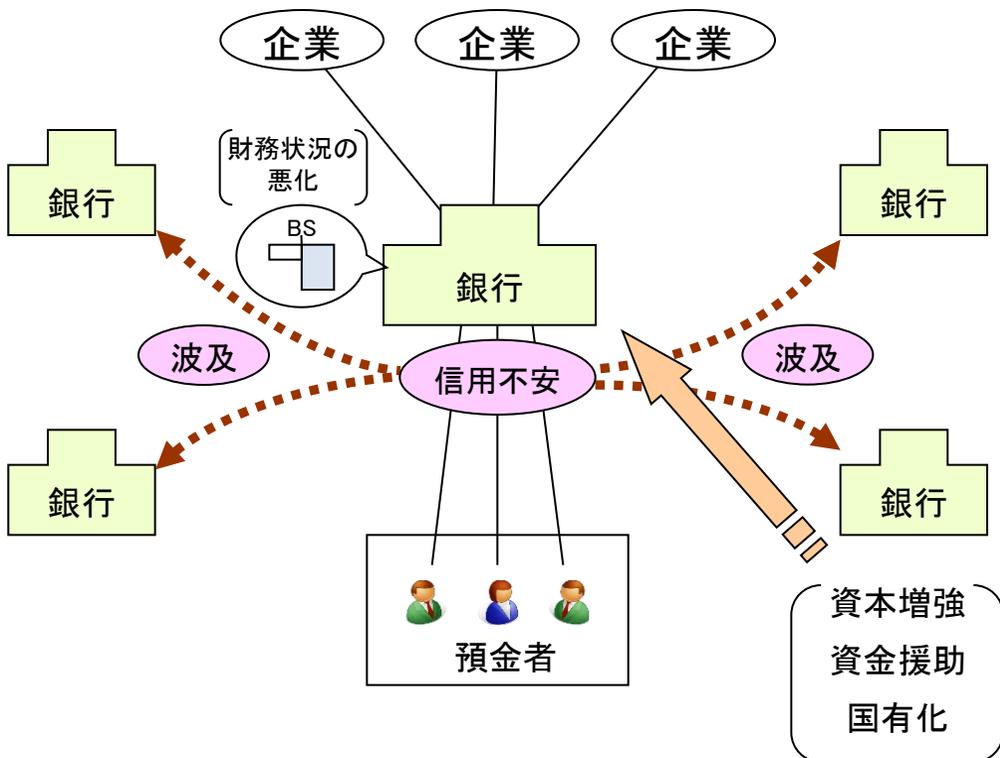
- 生命保険会社の運用実績連動型保険契約に係る運用報告書交付義務を定める。
- 顧客が年金基金等の場合について、信託銀行が作成する信託財産状況報告書の交付頻度を引き上げる。
(1年を超えない期間毎⇒四半期毎)
- 厚生年金基金が特定投資家(いわゆる「プロ」)になるための要件を限定する。
(運用体制の整備された厚生年金基金に限定)

(注1) 管理型信託については、懲役1年以下・罰金300万円以下(法人重課2億円以下)に引上げ。

(注2) 現行、投資一任業者・信託銀行等については、罰金300万円以下・法人重課2億円以下。保険については、罰金100万円以下・法人重課なし。

(注3) 管理型信託については、懲役1年以下・罰金300万円以下(法人重課2億円以下)に据置き。

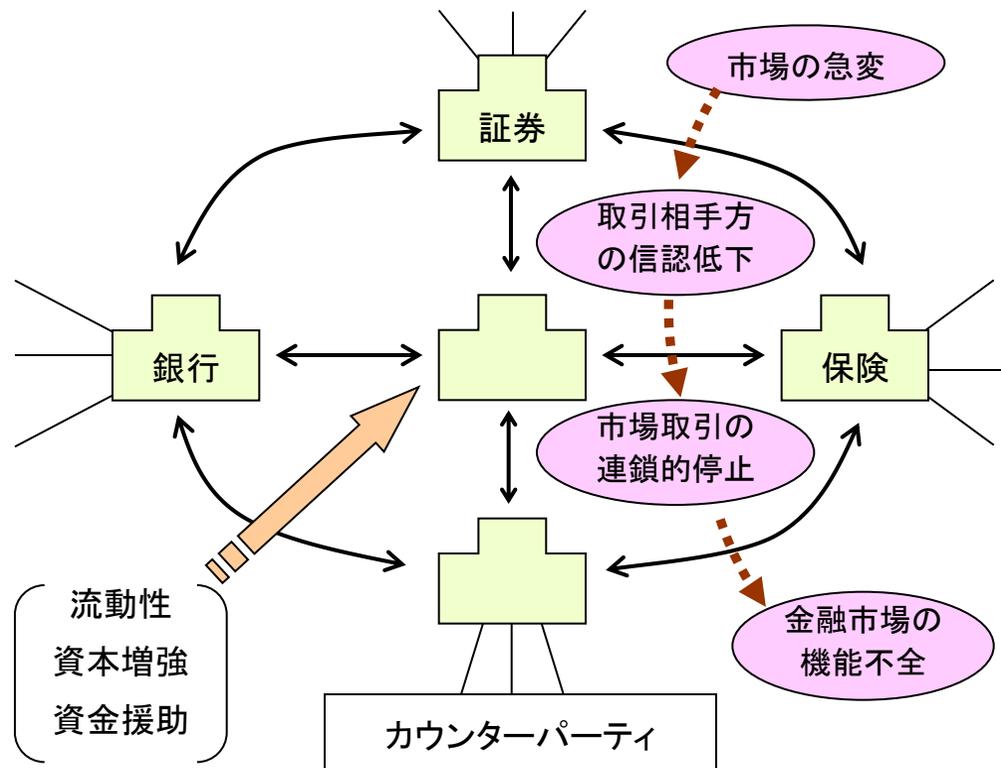
日本が経験した不良債権型の金融危機



金融危機対応措置 (現行預金保険法第102条)

⇒ 銀行の全債務を保護することにより、預金者等の信用不安を解消・健全な借り手を保護

リーマン・ショックに端を発する市場型の金融危機



市場機能維持のための 新たな危機対応措置

⇒ 重要な市場取引等を履行させることにより、市場参加者間の連鎖を回避し、金融市場の機能不全を防止 (金融システムの安定を確保)

金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備

- リーマン・ブラザーズの破綻等に端を発する国際的な金融危機の中で、システム上重要な金融機関の破綻等が、金融市場を通じて伝播し、实体经济に深刻な影響を及ぼすおそれがあることが明らかとなったことを踏まえ、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな枠組みについて国際的に議論が進められ、G20サミットで合意されるに至ったことを受けたもの。
こうした国際的な議論の進捗と並行して、諸外国においては、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな包括的な枠組みが整備されている。
- 我が国においても、こうした国際的な流れを踏まえて、市場等を通じて伝播するような危機に対して、金融機関の秩序ある処理に関する枠組みとして、以下の制度を整備する必要。

(対象となる金融機関)

- ・ 金融業全体 (預金取扱金融機関、保険会社、金融商品取引業者、金融持株会社等)

(認定の手續)

- ・ 金融危機対応会議の議を経て内閣総理大臣が、金融機関の秩序ある処理の必要性を認定

(発動要件と措置内容)

- ・ 市場の著しい混乱の回避のために必要と認められる場合

⇒ 預金保険機構による監視

⇒ 流動性供給・資金援助等の措置 ※ 債務超過でない場合、必要に応じ、資本増強も可能

→ 金融システムの安定を図るために不可欠な債務等の履行・継続を確保しながら、市場取引等の縮小・解消 → 市場の著しい混乱を回避しつつ、金融機関の秩序ある処理を実現

(注) 措置を発動する場合には、契約上のペイルイン(無担保債権のカット又は株式化)を発動

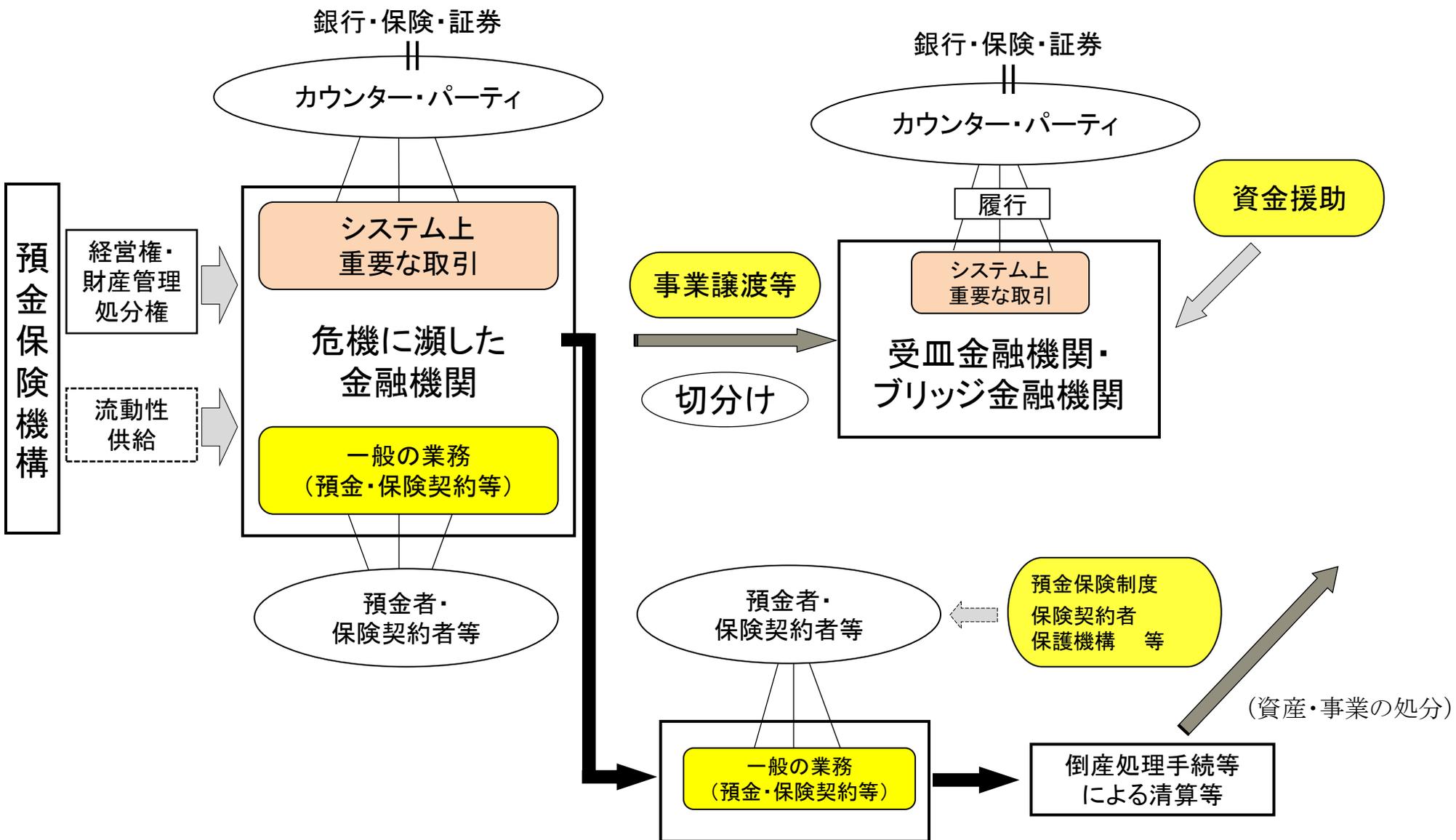
(資金調達・費用負担)

- ・ 預金保険機構による資金調達に政府保証を付す。

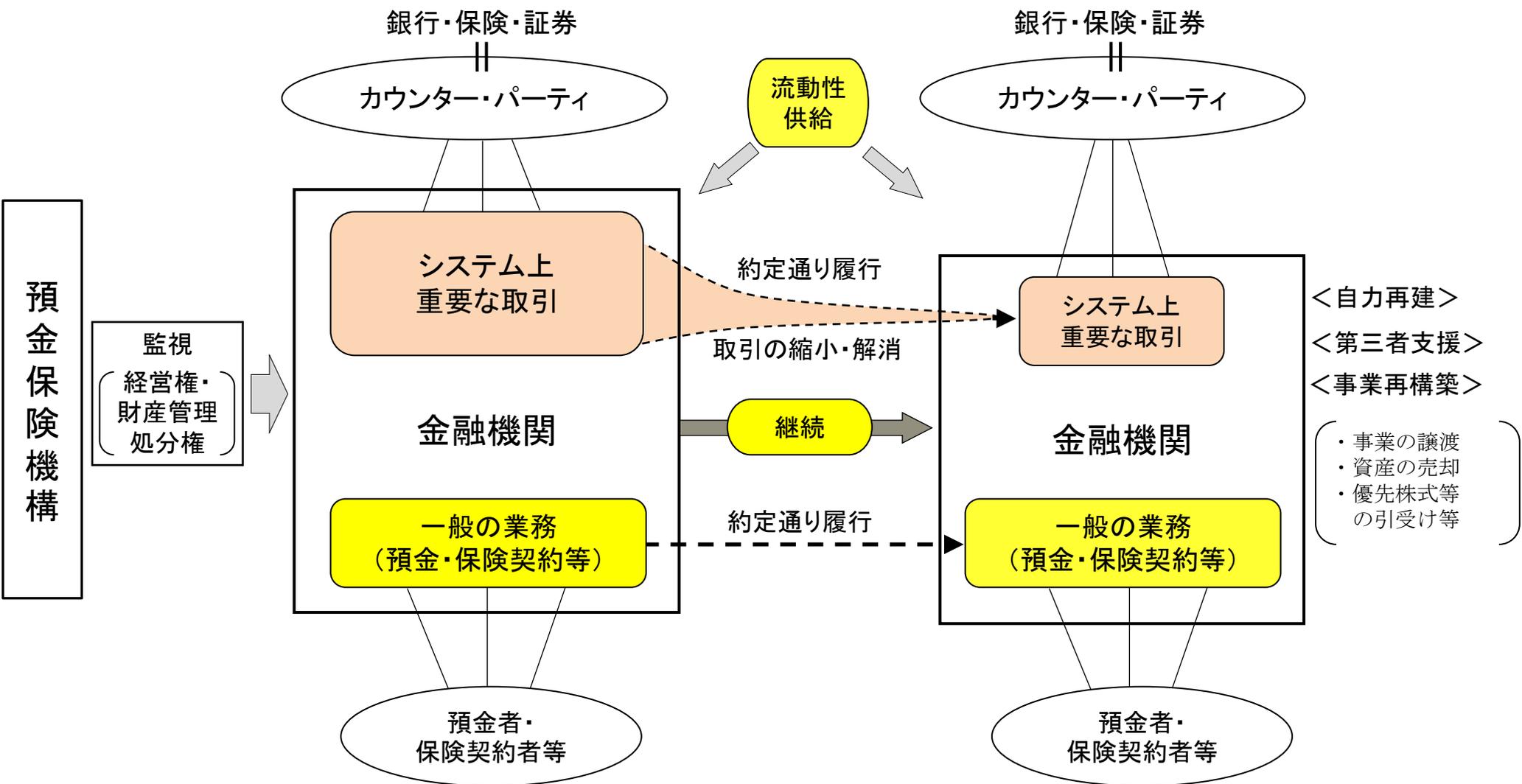
万一損失が生じた場合の負担は、金融業界の事後負担を原則。

例外的な場合には、政府補助も可能。預金保険機構の危機対応勘定で経理。

金融機関の秩序ある処理(1) (債務超過等の場合)



金融機関の秩序ある処理(2) (債務超過でないことを前提)

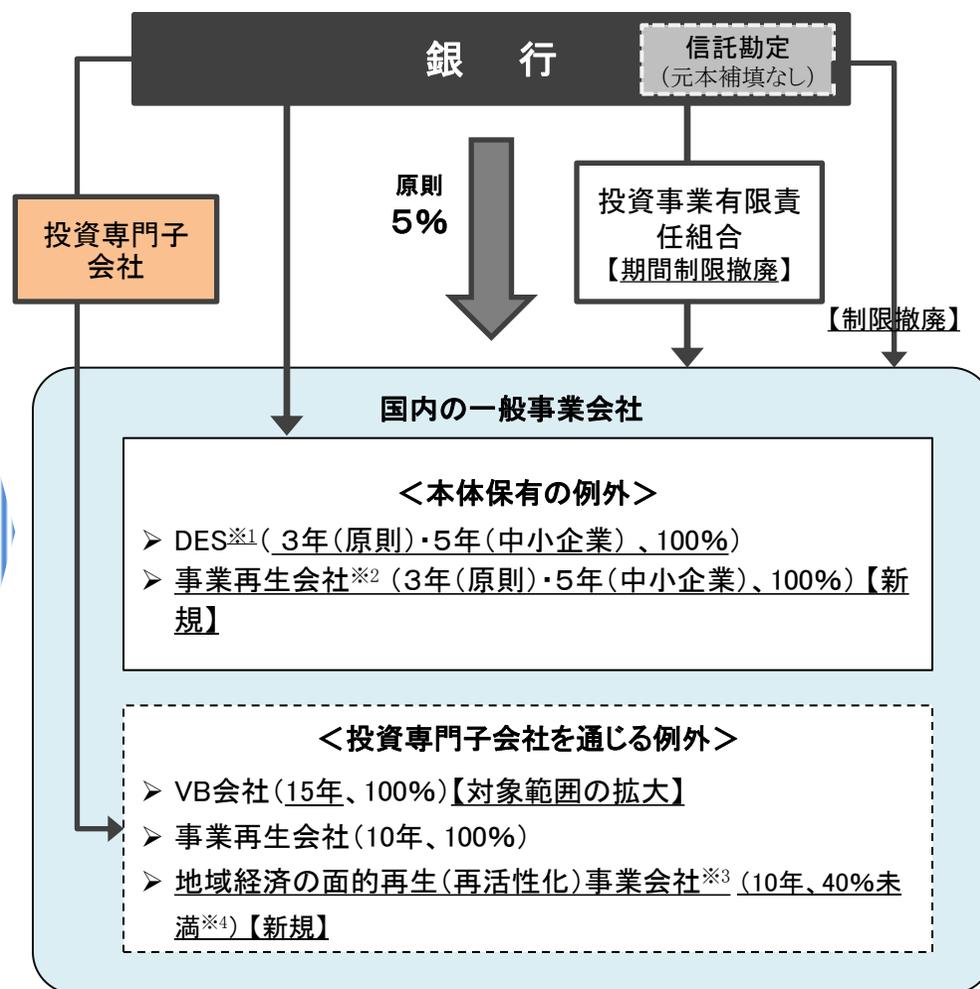
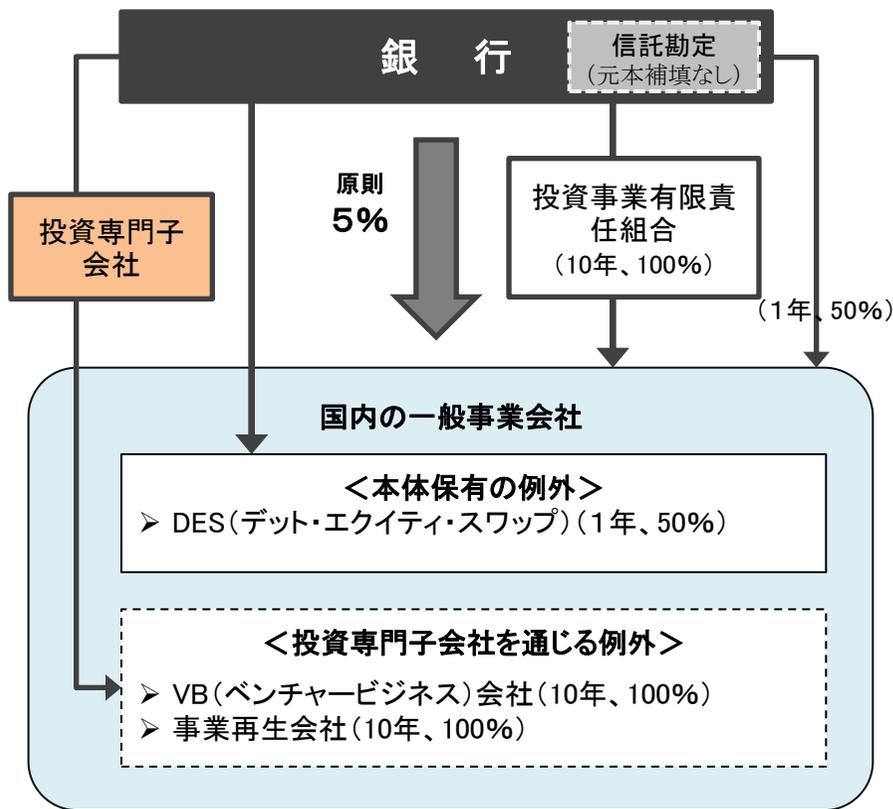


銀行等による議決権保有規制(いわゆる5%ルール)の見直し

○ 銀行等とその子会社が国内の一般事業会社の議決権を合算して5% (※) を超えて保有することは原則として禁止されている。

(※) 銀行持株会社の場合は15%、協同組織金融機関の場合は10%。

⇒ 銀行等の健全性確保の観点から、現行規制の枠組みを基本的に維持しつつ、企業再生や地域経済の再活性化に資する効果が見込める場合において、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようにする。



※1 裁判所が関与する案件 (会社更生、民事再生、特定調停等) 又は事業再生ADR案件。

※2 裁判所が関与する案件 (会社更生、民事再生、特定調停等)。

※3 地域経済活性化支援機構と共同で地域活性化ファンドを設立して行う出資又は同機構との業務提携、業務委託等により事業再生計画を策定する案件。

※4 連結基準を適用する場合の実質支配力基準に該当しない場合は、50%未満。

外国銀行支店に対する規制の見直し

現状

- 我が国への外国銀行の参入は、リテール・ホールセールに関わらず、支店形態・現地法人形態のいずれの形態も認められており、参入形態の違いによる業務範囲規制は課されていない(国際的に約束)。
- 外国銀行支店に対しては、資本金に対応する規定が存在しない。
- 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(更生特例法)の適用対象外となっており、監督当局には破産・更生手続等の開始の申立権や保全処分の申立権がない。
- 資産の国内保有命令違反に対する罰則が低い(100万円以下の過料)。

見直しの内容

<参入時>

- 免許付与の審査基準を明確化
⇒ 支店形態でのリテール預金の受入れや本店への回金を含む資金の運用等について、信用秩序の維持の観点から審査

<平時の規制・監督>

- 外国銀行支店に対し、国内銀行の最低資本金(20億円)に相当する金額の国内積立てを義務付け
- 明確化した免許付与の審査基準を、日常の監督における着眼点として適用
- 預金者に対し、預金保険制度の対象外であることの説明を義務付け

<危機時・破綻時の対応>

- 外国銀行支店にも更生特例法を適用(監督当局に破産・更生手続等の開始の申立権や保全処分の申立権を付与)
- 資産の国内保有命令違反に対する罰則を引上げ(過料→刑事罰(懲役1年以下・罰金300万円以下、法人重課2億円以下))

大口信用供与等規制の見直し

現状

○ 大口信用供与等規制は、銀行資産の危険分散等の観点から、同一の者(同一のグループ)に対する信用供与等に上限を設ける規制。

⇒ 我が国の規制は、規制の対象範囲を形式的に規律しているほか、国際基準(バーゼル・コア・プリンシプル)と乖離しており、IMFのFSAP(金融セクター評価プログラム)においても規制の強化が求められている。

見直しの内容

1. 規制の実効性確保

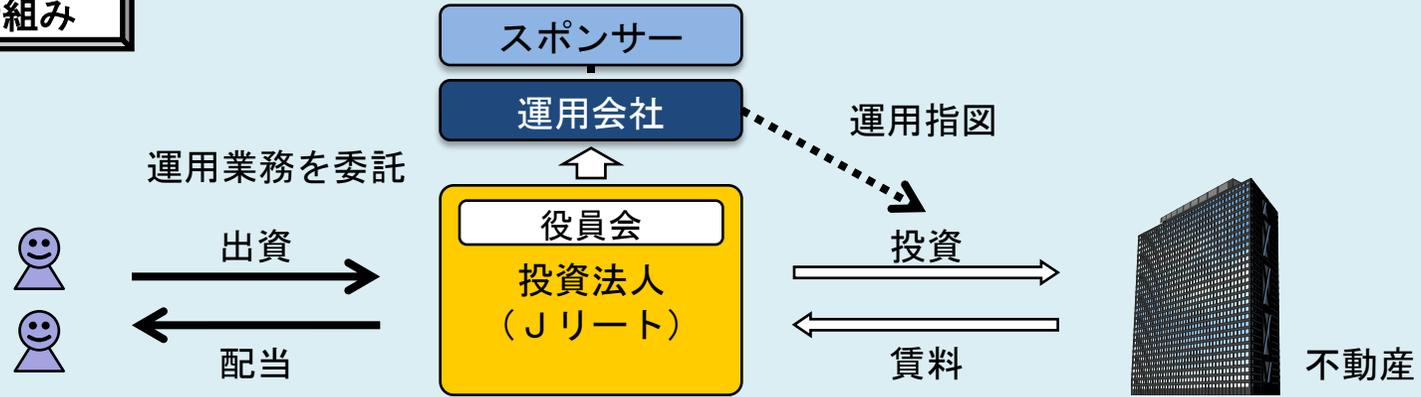
名義分割や迂回融資等による規制の潜脱を防止するための規定を設ける。

2. その他国際基準に合わせた規制の見直し

	我が国の規制	(参考)国際基準
信用供与等の範囲	銀行間取引(コールローン、預け金等)、コミットメントライン、デリバティブ取引、公募社債等は適用除外 ⇒ <u>原則、規制対象とする</u>	原則、オン・バランス、オフ・バランスの <u>全ての取引が規制対象</u>
信用供与等の限度額(受信者グループ)	銀行(グループ)の自己資本の <u>40% ⇒ 25%</u>	銀行(グループ)の自己資本の <u>25%</u>
受信側グループの範囲	受信者及びその子会社・親会社・兄弟会社(議決権50%超の形式的支配関係で判断) ⇒ <u>議決権による支配関係のほか、経済的な相互関連性(実質支配力基準)に基づき判断</u>	議決権による支配関係のほか、 <u>経済的な相互関連性に基づき判断</u>

投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等 (投資法人法制の見直しの概要)

投資法人の基本的な仕組み



改正の内容

○資金調達・資本政策手段の多様化

投資法人について、諸外国に比べ資金調達・資本政策手段の制約が多い

⇒ 自己投資口の取得、投資主への割当増資(ライツ・オフリング)の導入等資金調達・資本政策手段を多様化

○投資法人におけるガバナンスの強化

投資法人の資産運用に対するスポンサー企業からの影響により、投資家の利益が損なわれるおそれ

⇒ 投資法人が利害関係者から投資物件を取得する場合に、投資法人の役員会の事前同意を義務付け

○インサイダー取引規制の導入

投資法人の投資口は、上場されたとしても、株式と異なりインサイダー取引規制の対象外

⇒ 上場投資法人の投資口をインサイダー取引規制の対象化

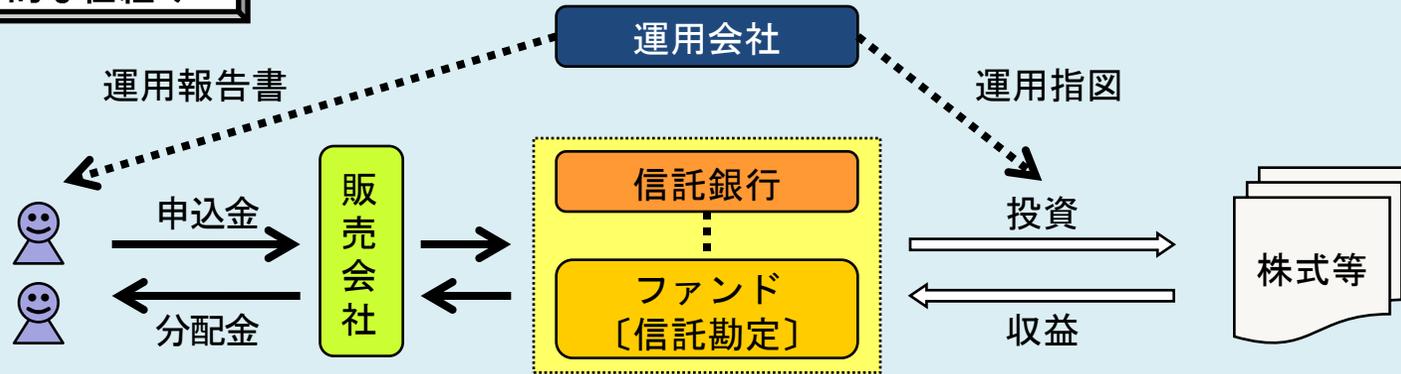
○投資法人による海外不動産の取得を容易にするための措置

投資法人を通じた海外不動産への投資ニーズが存在

⇒ 投資法人が海外不動産を直接取得することに加え、新たに特別目的会社を通じた間接取得を容認

投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等 (投資信託法制の見直しの概要)

投資信託の基本的な仕組み



改正の内容

○小規模投資信託の併合手続の簡素化等

相次ぐ新商品の投入等により、投資信託の小規模化が発生・運用効率が低下

⇒ 併合しても投資家の不利益にならない資産内容の変更に留まる場合に、投資信託の併合に係る書面決議を不要化

○投資家への情報提供の充実等

投資家に対し交付される運用報告書が分厚く理解しづらい

⇒ 各投資家に必ず交付される「交付運用報告書」と、詳しく内容を知りたい投資家からの求めに応じて交付される「運用報告書(本体)」との二段階化

○OMRF等の安定的な運営に資する措置

MR F^(注)等について、米国等では市場急変時に安定的な運営の維持が困難となった経験

⇒ 緊急時に運用会社が行うMR F等への資金支援を容認

(注)個人投資家の証券売買資金の管理等に用いられる投資信託の一種。残存期間の短い公社債等を中心に運用される。

第2部 金融庁の様々な取組み

IV. 今後の金融の在り方

「日本再興戦略」(25年6月14日閣議決定)における金融庁関連の施策

日本産業再興プラン 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)

◆ 資金調達が多様化(クラウド・ファンディング等)

クラウド・ファンディング等を通じた資金調達の枠組みについて検討する。

NISA(少額投資非課税制度)の普及促進を通じ、家計からのリスクマネーの供給を強化する。

◆ 個人保証制度の見直し

法人の事業資産と経営者個人の資産が明確に分離されている場合等一定の条件を満たす場合には、経営者の保証を求めないこと等のガイドラインを策定する。

◆ コーポレートガバナンスの強化

企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則について検討し、とりまとめる。

証券取引所に対し、上場基準における社外取締役の位置付けや、収益性や経営面での評価が高い銘柄のインデックスの設定など、コーポレートガバナンスの強化に繋がる取組みを働きかける。

日本産業再興プラン 立地競争力の更なる強化

◆ 金融・資本市場の活性化策の検討

「金融・資本市場活性化WG」を設置し、市場活性化策を検討し、本年中に概要を固める。

国際展開戦略 海外市場獲得のための戦略的取組

◆ アジアの金融インフラ整備支援

中堅・中小企業等の海外活動に対する円滑な資金供給の確保等のため、アジア諸国に対し金融インフラ(法制度や決済システム等)整備の技術支援を促進する。

○日本再興戦略(抄)

技術やアイデアを事業化する段階でのリスクマネーの供給を強化するとともに地域のリソースを活用するための方策の一つとして、クラウド・ファンディング^(※)等を通じた資金調達の枠組みについて検討する。市場関係者等のニーズや投資者保護に配慮しつつ、制度改革が必要な事項について、金融審議会にて検討を行い、本年中に結論を得る。

※新規・成長企業と投資家をインターネットサイト上で結び付け、多数の投資家から少額ずつ資金を集める仕組み

○足許の検討状況

- 金融審議会にワーキング・グループを設置し、クラウド・ファンディングを通じた資金調達の枠組みの整備等、新規・成長企業へのリスクマネー供給策について検討中。
- これまでに5回の会合を開催し、リスクマネーの出し手・受け手の会社、日証協、地方銀行、クラウド・ファンディングの運営会社等から、ヒアリングを実施。
- 同ワーキング・グループでは、今後さらに検討を進め、本年中を目途に取りまとめを行う予定。

平成25年6月5日

金融審議会
会長 吉野 直行 殿

金融担当大臣 麻生 太郎

金融庁設置法第7条第1項第1号により、下記のとおり諮問する。

記

経済の持続的な成長を実現していくためには、投資者保護に配慮しつつ、金融仲介機能を活用し、新規・成長企業等に対するリスクマネーの供給の促進を図っていくことが不可欠である。

このような観点から、

- 一 新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方
- 二 事務負担の軽減など新規上場の推進策
- 三 上場企業等の機動的な資金調達を可能にするための開示制度の見直し
- 四 その他、近年の金融資本市場の状況に鑑み、必要となる制度の整備について検討すること。

日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会

○日本再興戦略(抄)

企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則(※)について、我が国の市場経済システムに関する経済財政諮問会議の議論も踏まえながら検討を進め、年内に取りまとめる。

※「日本版スチュワードシップ・コード」を指す。

○足許の検討状況

- 日本版スチュワードシップ・コード策定を目的として、「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」を立ち上げ、これまで2回の会合を開催。
- 今後、同検討会において、年内の取りまとめに向け、具体的検討を進めていく予定。

平成25年8月5日

「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」の開催について（抄） （第1回有識者検討会提出資料）

1. 趣旨

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においては、「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則について、我が国の市場経済システムに関する経済財政諮問会議の議論も踏まえながら検討を進め、年内に取りまとめる。」とされている。

このため、民間有識者の知見をいかしつつ、機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則を策定することを目的として、「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（以下、「検討会」という。）を開催する。

2・3. （略）

○日本再興戦略(抄)

アジアの成長も取り込みつつ、証券市場の活性化や資産運用マーケットの強化を図ること等により、アジアNo.1の金融・資本市場の構築を目指す。

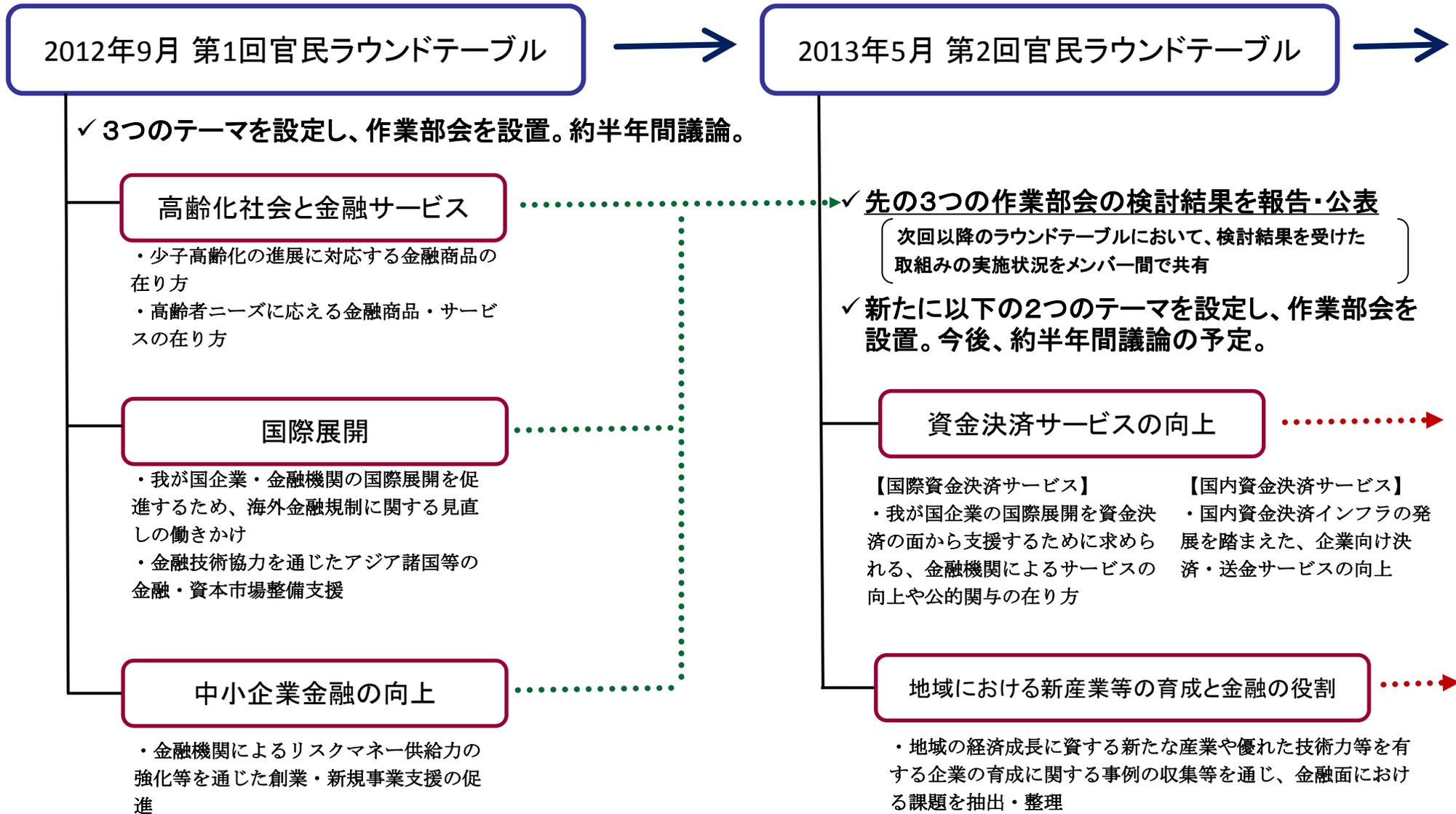
(中略)

我が国金融・資本市場の国際競争力を強化するため、金融庁、財務省、民間有識者による金融・資本市場活性化ワーキング・グループを設置し、金融特区のフィージビリティも含めた市場活性化策を検討し、本年中に概要を固める。

○足許の検討状況

- 現在、金融機関や事業会社等から、ヒアリングを実施中。
- それを踏まえ、財務省とともに、論点の洗い出しなど、ワーキング・グループの立ち上げに向けて準備を進めているところ。

官民ラウンドテーブルの検討体制



第2回会合において公表された各作業部会報告の主なポイント

「高齢化社会と金融サービス」作業部会報告

- ・高齢者等が気軽に相談できる「金融コンシェルジュ」を病院等に設置
※本年5月より河北総合病院(杉並区)とFP協会によりパイロットプロジェクト実施
- ・民間介護保険(要介護者向け年金等)の充実に向けた官民連携強化
- ・持ち家の資金化支援(リバースモーゲージ、住みかえ支援)
- ・地域において資産運用に関する業態横断的なシンポジウム開催
- ・NISA(ニーサ)の利用拡大に向けた官民連携強化

「国際展開」作業部会報告

- ・日本企業等の海外展開円滑化のため、
 - ①技術支援(金融制度、金融インフラ、金融行政運営の改善) 及び
 - ②金融規制緩和の要望を一体的に行う
- ・国・分野毎に行動戦略を策定、官民で連携。進捗を定期的にフォロー
- ・アジア等の海外当局と共に意見を発信する(成長資金の供給を確保する形での国際金融規制改革の推進)

「中小企業金融の向上」作業部会報告

- ・金融機関の目利き能力の向上のための取組み
- ・地域レベルにおける関係者間の情報・ノウハウの共有
- ・リスクシェアリング(創業関連保証の活用方法の多様化等)
- ・金融機関によるハンズオン支援能力の向上
- ・投資のエクジット策の多様化(IPOやM&Aの促進等)